

第494回 三戸町議会定例会会議録

令和3年3月10日 開会

令和3年3月17日 閉会

三戸町議会

目 次

会 期 日 程 表	1
上程議案及び議決結果	2
第 1 日 令和 3 年 3 月 10 日 (水)	
○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○応招議員	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	5
○職務のために出席した事務局職員	6
日程第 1 会議録署名議員の指名	7
日程第 2 会期の決定	7
日程第 3 諸般の報告	8
<議長の報告>	8
日程第 4 町長提案理由の説明	8
第 3 日 令和 3 年 3 月 12 日 (金)	
○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	17
○職務のために出席した事務局職員	18
午前10時00分 開議	19
日程第 1 一般質問	19
<11番 久慈 聡 議員>	
1. 高齢化の進む町の今後の高齢者支援について	19
2. PCR検査への助成について	29
<7番 栗谷川 柳子議員>	
1. 災害に強い町づくりについて	30
<10番 千葉 優子議員>	
1. これまでのまちづくりと、これからのまちづくりについて	37
2. 奨学金制度と学生支援について	43
3. 新型コロナウイルス感染症対策について	46
<14番 竹原 義人議員>	
1. 暴風雪等に対する住民の安全・安心対応について	49
2. 指定管理者の管理状況と検証は	50
3. 連携協定の成果と今後の取り組み・「友好の桜」の植樹について	56
<5番 乗上 健夫議員>	
1. 農業経営の強化について	62
2. 高齢者対策について	65

< 3番 和田 誠議員 >

1. 理解と信頼のある三戸中央病院を 66
2. 三戸高校存続運動について 68

第6日目 令和3年3月15日(月)

- 議事日程 70
- 本日の会議に付した事件 71
- 出席議員 71
- 欠席議員 71
- 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名 72
- 職務のために出席した事務局職員 72

午前10時00分 開議

- 日程第1 議案第2号 三戸町職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について 73
- 日程第2 議案第3号 三戸町立学校設置条例の一部を改正する条例案 74
- 日程第3 議案第4号 三戸町スポーツ文化福祉複合施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案 75
- 日程第4 議案第5号 三戸町国民健康保険条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案 78
- 日程第5 議案第6号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案 79
- 日程第6 議案第7号 三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案 84
- 日程第7 議案第8号 三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案 85
- 日程第8 議案第9号 三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例案 85
- 日程第9 議案第10号 三戸町教職員住宅使用料徴収条例を廃止する条例の制定について 87
- 日程第10 議案第11号 町道路線の変更及び廃止について 88
- 日程第11 議案第12号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について 89
- 日程第12 議案第13号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について 90
- 日程第13 議案第14号 三戸町民プールの指定管理者の指定について 91
- 日程第14 議案第15号 令和2年度三戸町一般会計補正予算(第8号) 93
- 日程第15 議案第16号 令和2年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) 97
- 日程第16 議案第17号 令和2年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 98
- 日程第17 議案代18号 令和2年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第2号) 99
- 日程第18 議案第19号 令和2年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号) 101

日程第19	議案第20号	令和2年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第5号）	102
日程第20	意見書案第1号	「学校給食の無償化」を求める意見書案	104
日程第21	議案第21号	令和3年度三戸町一般会計予算	105
日程第22	議案第22号	令和3年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算	105
日程第23	議案第23号	令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算	105
日程第24	議案第24号	令和3年度三戸町下水道事業特別会計予算	105
日程第25	議案第25号	令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算	105
日程第26	議案第26号	令和3年度三戸町介護保険特別会計予算	105
日程第27	議案第27号	令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算	105
日程第28	議案第28号	令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算	105
日程第29	予算特別委員会設置（令和3年度予算議案8件付託）		105
第8日目 令和3年3月17日（水）			
○議事日程			107
○本日の会議に付した事件			107
○出席議員（14人）			107
○欠席議員（0人）			107
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			108
○職務のため出席した事務局職員			108
午後15時30分	開議		
日程第1	議案第24号から議案第31号まで予算特別委員会委員長報告		109
日程第2	常任委員会の所管事務調査、請願・陳情審査の結果報告について		109
日程第3	議員の出張命令を議長に一任することについて		111
日程第4	常任委員会の閉会中における所管事務調査について		111
日程第5	諸般の報告		112
閉会			112
署名			113

会 期 日 程 表

会 期 令和3年3月10日～令和3年3月17日（8日間）

日程	月 日	会議の種類	開議時刻	内 容
第1日	3月10日(水)	本 会 議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案一括上程 提案理由の説明
第2日	3月11日(木)	休 会		議案熟考
第3日	3月12日(金)	本 会 議	午前10時	一般質問
第4日	3月13日(土)	休 会		休日
第5日	3月14日(日)	休 会		休日
第6日	3月15日(月)	本 会 議	午前10時	議案審議・採決 予算特別委員会設置・付託
第7日	3月16日(火)	予算特別委員会	午前10時	予算審査
第8日	3月17日(水)	予算特別委員会 本 会 議	午前10時 委員会閉会后	予算審査 予算特別委員長報告・採決 各常任委員長報告 諸般の報告 閉会

上程議案及び議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第2号	三戸町職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について	R3. 3. 15	原案可決
議案第3号	三戸町立学校設置条例の一部を改正する条例案	R3. 3. 15	原案可決
議案第4号	三戸町スポーツ文化福祉複合施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案	R3. 3. 15	原案可決
議案第5号	三戸町国民健康保険条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案	R3. 3. 15	原案可決
議案第6号	三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案	R3. 3. 15	原案可決
議案第7号	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案	R3. 3. 15	原案可決
議案第8号	三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案	R3. 3. 15	原案可決
議案第9号	三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例案	R3. 3. 15	原案可決
議案第10号	三戸町教職員住宅使用料徴収条例を廃止する条例の制定について	R3. 3. 15	原案可決
議案第11号	町道路線の変更及び廃止について	R3. 3. 15	原案可決
議案第12号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について	R3. 3. 15	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第13号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について	R3. 3. 15	原案可決
議案第14号	三戸町民プールの指定管理者の指定について	R3. 3. 15	原案可決
議案第15号	令和2年度三戸町一般会計補正予算(第8号)	R3. 3. 15	原案可決
議案第16号	令和2年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	R3. 3. 15	原案可決
議案第17号	令和2年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	R3. 3. 15	原案可決
議案第18号	令和2年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)	R3. 3. 15	原案可決
議案第19号	令和2年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)	R3. 3. 15	原案可決
議案第20号	令和2年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算(第5号)	R3. 3. 15	原案可決
議員提案 第1号	「学校給食の無償化」を求める意見書案	R3. 3. 15	原案可決
議案第21号	令和3年度三戸町一般会計予算	R3. 3. 17	原案可決
議案第22号	令和3年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算	R3. 3. 17	原案可決
議案第23号	令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算	R3. 3. 17	原案可決
議案第24号	令和3年度三戸町下水道事業特別会計予算	R3. 3. 17	原案可決
議案第25号	令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算	R3. 3. 17	原案可決
議案第26号	令和3年度三戸町介護保険特別会計予算	R3. 3. 17	原案可決

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第27号	令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算	R3.3.17	原案可決
議案第28号	令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算	R3.3.17	原案可決

第1日目 令和3年3月10日（水）

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1. 議長の報告
- 第4 町長提案理由の説明

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員（14人）

○出席議員（14人）

- 1番 柳 雫 圭 太 君
- 2番 小笠原 君 男 君
- 3番 和 田 誠 君
- 4番 越 後 貞 男 君
- 5番 乗 上 健 夫 君
- 6番 山 田 将 之 君
- 7番 栗谷川 柳 子 君
- 8番 藤 原 文 雄 君
- 9番 番 屋 博 光 君
- 10番 千 葉 有 子 君
- 11番 久 慈 聡 君
- 12番 澤 田 道 憲 君
- 13番 佐々木 和 志 君
- 14番 竹 原 義 人 君

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦君
委任説明員	副町長	馬場浩治君
	会計管理者（会計課長）	山下猛君
	税務課長	遠山潤造君
	三戸中央病院事務長	馬場均君
	農林課長	貝守世光君
	総務課長	武士沢忠正君
	まちづくり推進課長	沼澤修二君
	健康推進課長	井畑淳一君
	健康推進課高齢者福祉支援推進監	太田明雄君
	建設課長	極檀浩君
	住民福祉課長	中村正君
	農林課農業施策推進監	齋藤優君
	総務課財政指導監	下村太平君
	三戸中央病院経営改善推進監	松崎達雄君
	総務課防災危機管理室長	多賀昭宏君

まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長 北 村 哲 也 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長
委任説明員 事 務 局 長

梅 田 晃 君
貝 守 世 光 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長
委任説明員 事 務 局 長
史跡対策室長

友 田 博 文 君
櫻 井 学 君
奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

事務局長
主 幹

寺 牛 正 幸 君
櫻 井 優 子 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから第494回三戸町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8番、議会運営委員会委員長、藤原文雄君。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第494回三戸町議会定例会の議事日程を審議するため、3月2日、午前10時、委員会を招集。馬場副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。

3月10日、午前10時、本会議を開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を本日から3月17日までの8日間と定め、諸般の報告を行い、議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求め、散会。

3月11日は、議案熟考のため休会。

3月12日、本会議、午前10時開議。一般質問を行い、散会。

3月13日、14日は休日のため休会。

3月15日、本会議、午前10時開議。議案第2号から議案第20号並びに意見書案第1号までの審議、採決を行い、次に議案第21号から議案第28号までの令和3年度予算議案8件を一括議題とし、予算特別委員会を設置。これに付託し、散会。

3月16日、午前10時、予算特別委員会を開会、開議。令和3年度一般会計予算歳入1款から歳入21款までと歳出1款から歳出9款までを審査し、散会。

3月17日、午前10時、予算特別委員会を開議。一般会計予算歳出10款から歳出13款までを審査、採決。次に、令和3年度特別会計予算議案7件を審査、採決を行い、委員会を閉会。

同日、午後3時、本会議を開議。議案第21号から議案第28号までの予算議案、審査結果について予算特別委員会委員長に報告を求め、採決を行い、次に各常任委員長からの所管事務調査、請願・陳情の審査結果の報告、閉会中における所管事務調査の申出の決定及び諸般の報告を行い、午後5時閉会予定と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和3年3月10日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹原 義人君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において2番、小笠原君男君、3番、和田誠君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの8日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。会期は、本日から3月17日までの8日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長(竹原 義人君)

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和2年11月分から令和3年1月分に関する例月出納検査及び定期監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、指名を一覧表としてお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、今定例会において受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、民生商工常任委員会に付託しましたので、報告します。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

日程第4 町長提案理由の説明

○議長(竹原 義人君)

日程第4、議案第2号から議案第28号までを一括上程します。

上程しました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松尾 和彦君)

皆さん、おはようございます。本日ここに、第494回三戸町議会定例会の招集のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には、ご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

昨年の3月議会の提案理由の挨拶において、新型コロナウイルス感染症により、小中学校の臨時休校をはじめ、卒業式・卒園式の簡略化、各種イベントの中止など、各方面に影響を及ぼしている旨、申し述べさせていただきました。

この1年、新型コロナウイルス感染症により、各種行事のほか、町民の皆様への日常生活・各種活動にまで影響が及ぶこととなり、我々は、数年前では誰も予想ができなかった時代の、ターニングポイントの真ただ中に置かれています。

当町におきましても、新年の恒例行事であります町の新年会は、出席者を例年の3分の1に縮小し、式典のみの開催とさせていただきました。また、町消防団の晴れの舞台である出初め式は、やむを得ず中止とさせていただき、新成人の方々が楽しみに

しておられた成人式についても、残念ながら延期とさせていただいたところであります。

令和3年を迎え、私たちを取り巻く環境は、一部地域において再度の緊急事態宣言が発令され、社会経済活動の制限が続くなど、一進一退の状況にあります。新しい生活様式の浸透、ワクチン接種への道のりが示されるなど、徐々に前進に向けた動きが活発化してきております。

当町におきましても、長期にわたり厳しい状況に置かれている町経済の維持・活性化を図るため、これまで、三戸町新型コロナウイルス感染症対策事業者持続化支援金、大学生等に対する支援金、飲食店等感染防止対策環境整備事業、さんのへ応援商品券などの事業へ取り組んでいるところであります。今後、コロナ禍の中におきましても、町民が希望を持ち、未来の展望へとつながる事業を展開してまいります。

東日本大震災が発生してから、今年で10年目を迎えます。東北地方を中心に、未曾有の被害をもたらした自然災害を経験し、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大など、激動の時代に我々は生き、これを乗り越え、そして未来へつなぐという大きな使命と責任を担っております。

来る新年度に向けて、災害や感染症に対する万全な備えはもちろんのこと、コロナ後の世界を見据え、町民が安心・安全に暮らせるまちづくりを、議員の皆様をはじめ、町民一人一人のご協力の下進めてまいりますので、皆様のお力添えを賜りますよう、今後ともお願いいたします。

それでは、引き続き、今回提案いたします案件について、その概要を順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 三戸町職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が令和2年6月1日から施行され、事業主に対して、各種ハラスメントの防止のための施策や雇用管理上の措置義務、ハラスメント等に起因する問題に関する責務の明確化等の対策が義務づけられたことから、町の対応として、あらゆるハラスメントに対しての防止、相談体制の整備及び職員の責務の明確化等について定めた条例を、新たに設置しようとするものであります。

次に、議案第3号 三戸町立学校設置条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、三戸町立杉沢小学校及び三戸町立杉沢中学校を、三戸町立三戸小学校及び三戸町立三戸中学校へ統合するため、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

三戸町立杉沢小・中学校におきましては、少子化により年々児童生徒数が減少してきたことに伴い、適正規模での集団生活を通して、人格の陶冶を図ることを目的とする、学校教育の機能を発揮することが極めて困難な状況となってきました。

このため、同校在学児童生徒及び同校学区の就学予定児童が、他の町立小学校の児童・生徒と同じような教育環境で学校教育を受けることができるよう、令和3年度末をもって両校を廃止し、令和4年度から三戸町立三戸小学校及び三戸町立三戸中学校へ統合するものであります。

次に、議案第4号 三戸町スポーツ文化福祉複合施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、アップルドーム内に整備を進めております、個人事業者や在宅勤務者等にオフィス環境を提供する、「コワーキングスペースさんのへ」の供用開始に伴い、当

該スペースの事業目的の明確化及び施設の使用料を定めるため、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第5号 三戸町国民健康保険条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の特例に関する規定が削られたことから、当該規定を引用している町の条例2本について、新型コロナウイルス感染症に係る定義を国の法令と同様に改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、第8期介護保険事業計画・老人福祉計画についての三戸町介護保険事業計画等推進協議会からの答申に基づき、令和3年度から令和5年度における介護保険第1号被保険者の保険料の基準月額を現行の7,620円から7,720円に改正しようとするものであります。

また、介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する奨励の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、住民税課税者に係る保険料段階の判定基準となる、第7段階から第10段階の基準所得金額について、それぞれ210万円、320万円及び430万円に改正しようとするものであります。

次に、議案第7号 三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正により、介護サービスに係る基準の改正が行われたことに伴い、当町においても必要な事項を定めるため、関係条例4本について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第8号 三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、同施行令別表を準用している町道占用料の額等を改めるため、道路法第39条第2項の規定に基づき、当該条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号 三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、令和3年2月4日に開催されました三戸町消防運営審議会におきまして、消防団員の団長及び副団長の定年を引き上げることが妥当である旨の答申がなされたことに伴い、消防団員の実情に応じた定年制の延長を図るため、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。団長及び副団長の定年を65歳から68歳に引き上げようとするものであります。

次に、議案第10号 三戸町教職員住宅使用料徴収条例を廃止する条例案について申し上げます。

三戸町教職員住宅使用料徴収条例は、三戸町立杉沢小中学校に勤務する教職員用住宅に関する使用料徴収条例であります。令和3年度末をもって三戸町立杉沢小中学校が閉校することに伴い、当該教職員住宅としての用途を廃止することから、三戸町教職員住宅使用料徴収条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第11号 町道路線の変更及び廃止について申し上げます。

本案は、町道沖中7号線について、現況の道路実態と合わせ、町道認定路線の終点を変更するため、また、町道元木平5号線について、道路としての利用実態がない現状を踏まえ、町道としての認定を廃止するため、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第12号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について申し上げます。

本案は、青森県市町村総合事務組合の構成団体である十和田地区環境整備事務組合の解散及び農業災害補償法の一部改正に伴い、当該組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の変更並びに規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議の依頼があったことから、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第13号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について申し上げます。

本案は、青森県市町村職員退職手当組合の構成団体である十和田地区環境整備事務組合の解散に伴い、当該組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議の依頼があったことから、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第14号 三戸町民プールの指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、株式会社サンアメニティを、三戸町民プールの指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

三戸町民プールにつきましては、平成30年6月より、株式会社サンアメニティを受託者として指定管理者制度の下、管理運営をしてまいりました。

このたび、期間3年の指定管理期間が満了し、新たな指定期間を迎えるに当たり、公募により指定管理者候補者の募集をしたところ、同社1団体から申請がありました。

三戸町指定管理者選定委員会の審議及び教育委員会会議の審議を経て、株式会社サンアメニティを、指定管理者候補者として決定したことから、同社を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、議案第15号 令和2年度三戸町一般会計補正予算（第8号）について申し上げます。

本案は、令和2年度三戸町一般会計既決予算額79億520万円に、歳入歳出それぞれ9,483万3,000円を追加し、予算総額を80億3万3,000円にしようとするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、地方交付税1億4,800万1,000円、寄附金3,410万円を増額し、財産収入1,139万1,000円、繰入金1億2,520万6,000円を減額補正しようとするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、三戸中央病院繰出金等、衛生費1億2,487万6,000円、橋梁補修設計委託料等、土木費4,276万7,000円を増額し、町有林整備事業委託料等、農林水産業費2,497万1,000円、G I G Aスクール事業費等、教育費3,149万9,000円を減額補正しようとするものであります。

次に、議案第16号 令和2年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、令和2年度三戸町営簡易水道事業特別会計既決予算額4,814万円から、歳

入歳出それぞれ473万9,000円を減額し、予算総額を4,340万1,000円にしようとするものであります。

歳入の主なる内容といたしましては、町債370万円を減額補正しようとするものであります。

歳出の主なる内容といたしましては、簡易水道管理費353万1,000円を減額補正しようとするものであります。

次に、議案第17号 令和2年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、令和2年度三戸町後期高齢者医療特別会計既決予算額1億4,541万3,000円から、歳入歳出それぞれ356万4,000円を減額し、予算総額を1億4,184万9,000円にしようとするものであります。

歳入の主なる内容といたしましては、後期高齢者医療保険料643万1,000円を減額し、保険基盤安定繰入金74万7,000円と繰入金209万3,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の主なる内容といたしましては、広域連合共通経費負担金18万1,000円と後期高齢者医療保険料負担金411万3,000円を減額し、保険基盤安定負担金74万7,000円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第18号 令和2年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、令和2年度三戸町介護保険特別会計既決予算額17億9,168万6,000円から、歳入歳出それぞれ655万1,000円を減額し、予算総額を17億8,513万5,000円にしようとするものであります。

歳入の主なる内容といたしましては、低所得者の第1号保険料の軽減強化等により、保険料1,630万円を減額し、繰入金3,275万1,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の主なる内容といたしましては、総務費1,166万7,000円を減額するとともに、各サービスの利用料の増減に応じた調整を行い、保険給付費1,010万円を増額し、地域支援事業費498万4,000円を減額補正しようとするものであります。

次に、議案第19号 令和2年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、令和2年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計既決予算額12億7,919万7,000円に、歳入歳出それぞれ2,457万1,000円を増額し、予算総額を13億376万8,000円にしようとするものであります。

歳入の内容といたしましては、国民健康保険税1,300万円、県支出金869万5,000円、繰入金395万8,000円を増額し、国庫支出金108万2,000円を減額補正しようとするものであります。

歳出の内容といたしましては、総務費1,441万4,000円、保険給付費1,118万1,000円を増額し、保健事業費102万4,000円を減額補正しようとするものであります。

次に、議案第20号 令和2年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第5号）について申し上げます。

本案は、令和2年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計の、収益的収入において、既決予算額16億298万6,000円に、1億5,008万8,000円を追加し、17億5,307万4,000円を増額補正し、収益的支出においては、既決予算額19億5,563万2,000円から8,220万7,000円を減額し、予算総額を18億7,342万5,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入において、既決予算額 3 億6,973万9,000円に、934万6,000円を追加し、3 億7,908万5,000円に増額補正し、資本的支出においては、既決予算額 3 億7,504万2,000円に、581万1,000円を追加し、3 億8,085万3,000円に増額補正しようとするものであります。

補正の主な内容であります。収益的収入におきましては、補助金などにより産業外収益を1,088万8,000円、一般会計繰入金などにより特別利益を1 億3,920万円、増額補正しようとするものであります。

収益的支出におきましては、令和 2 年度の決算見込みにより、医療費用を8,586万4,000円減額補正しようとするものであります。

また、資本的収入におきましては、企業債を5,070万円減額補正するとともに、医療器械に対する補助金5,311万円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第21号 令和 3 年度三戸町一般会計予算について申し上げます。

令和 3 年度の地方財政計画では、地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」や地方公共団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むよう創設された「地域社会再生事業費」が引き続き計上され、歳出総額は前年度を9,000億円下回る89兆8,000億円とされております。

これに対応する一般財源総額は、前年度を3,000億円下回る63兆1,000億円とされており、地方税及び地方譲与税が 3 兆6,000億円減少する一方で、地方交付税と臨時財政対策債については、3 兆2,000億円の増額が示されておりますが、少子高齢化による人口減少や、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案すると、町財政は引き続き厳しい状況下に置かれるものと考えます。

このため、令和 3 年度の予算編成に当たりましては、今後も持続可能な財政基盤を確保していくため、歳入については、受益者負担の適正化とふるさと納税の推進により自主財源を確保し、歳出については、経常経費の見直しにより節減合理化に努め、施策の選択と集中により予算配分の重点化を行い、限られた財源の有効活用を図ったところであります。

主な事業といたしましては、ふるさと納税事業 3 億1,000万円、11ぴきのねこのまちづくり事業1,187万9,000円、移住定住促進事業2,074万3,000円、コミュニティバス・デマンドタクシー運行事業4,099万3,000円、子ども医療費助成事業1,866万7,000円、病後児保育事業662万9,000円、第 3 子以降子育て支援事業930万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業5,892万9,000円、農業経営発展支援事業370万円、プレミアム商品券発行事業500万円、中小企業特別保証融資制度事業320万円、三戸高等学校支援事業300万円などを計上しております。

また、投資的経費の主なものといたしましては、防災行政無線更新事業 2 億5,214万2,000円、中山間地域総合整備事業5,051万7,000円、ふれあい公園トイレ・おまつり広場改修事業3,000万円、橋梁長寿命化修繕事業8,307万1,000円、町道改良舗装事業2,811万5,000円、消防団屯所整備事業1,709万円、相撲場整備事業572万7,000円などを計上しております。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度と比較して、4.9%の金額で 3 億249万円増の、64億2,801万8,000円となっております。

次に、議案第22号 令和 3 年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算について申し上げます。

本会計は、学校給食法に基づき、町内 4 校の小中学校の児童、生徒565名と教職員等92名を対象に、1 年間で約190食分の給食事業に係る特別会計であります。

歳入の主なる内容といたしましては、小学生280円、中学生及び教職員等が300円ずつ負担する給食費保護者負担金で、3,634万7,000円を計上しております。

歳出の主なる内容といたしましては、給食材料費の3,639万7,000円であります。

歳入歳出予算総額は、前年度当初予算と比較して約4.7%、179万7,000円減額の、3,642万7,000円となっております。

次に、議案第23号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算について申し上げます。

本会計は、杉沢、蛇沼、大舌、貝守、袴田、横沢、沼ノ久保地区の簡易水道施設の管理運営を行う特別会計であります。

歳入の主なる内容といたしましては、水道使用料1,340万円、一般会計からの繰入金1,970万7,000円、町債1,630万円を計上いたしております。

歳出の主なる内容といたしましては、各地区の配水池等の簡易水道施設の管理を行う簡易水道施設費に2,279万9,000円を、県営中山間地域総合整備事業による杉沢地区簡易水道整備に係る負担金等として簡易水道建設費に1,646万円を、町債の元金及び利子を償還する公債費に1,053万3,000円を計上いたしております。

この結果、歳入歳出総額は、前年度当初予算と比較して233万円増の5,079万2,000円となっております。

次に、議案第24号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計予算について申し上げます。

本会計は、下水道整備により、町民の生活環境の改善を図るとともに、公共水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境の保全を図ることを目的とした特別会計であります。

本案は、既に供用を開始している施設の維持管理を行うとともに、引き続き計画区域内の加入数増加を図るための予算を計上しようとするものであります。

歳入の主なる内容といたしましては、使用料及び手数料2,491万7,000円、一般会計等からの繰入金1億2,325万円、町債6,520万円を計上いたしております。

歳出の主なる内容といたしましては、下水道への接続の支援や浄化センター等の下水道施設の管理を行う下水道総務費に5,407万3,000円、管渠工事費等の下水道建設費に1,424万6,000円、町債の元金及び利子を償還する公債費に1億5,078万8,000円を計上いたしております。

この結果、歳入歳出総額は、前年度当初予算と比較して51万3,000円増の2億2,210万7,000円となっております。

次に、議案第25号 令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定に基づき設置した特別会計であります。

後期高齢者医療制度は、同法に基づき、運営については、県内の全ての市町村が加入する広域連合が行い、窓口業務や保険料の徴収については、加入市町村が行うこととされております。

町では、三戸町後期高齢者医療に関する条例に基づき、窓口業務及び保険料の徴収を、円滑かつ適正に実施することにより、およそ2,200人の被保険者の皆様が、安心して医療サービスを受けられるよう進めてまいります。

歳入の主なる内容といたしましては、後期高齢者医療保険料9,145万6,000円、一般会計からの繰入金4,803万9,000円を計上いたしております。

歳出の主なる内容といたしましては、後期高齢者医療保険料負担金9,037万2,000円、

保険基盤安定負担金4,328万6,000円を計上いたしております。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度当初予算総額と比較して、3.1%、442万4,000円減の、1億4,002万1,000円となっております。

次に、議案第26号 令和3年度三戸町介護保険特別会計予算について申し上げます。

本会計は、国民の共同連帯の理念に基づき設置された介護保険制度を運営するため、介護保険法第3条の規定に基づき設置した特別会計であります。

当町の高齢化率は、令和3年1月末現在、41.5%で、特に介護ニーズが高い85歳以上人口の比率が上昇しております。

このことから、当町の第1号被保険者1人当たりの保険給付額は、平成29年度及び平成30年度と、2年連続で減少してはりましたが、令和元年度においては増加に転じ、県内で5番目となっております。

第8期介護保険事業計画の初年度となる令和3年度は、必要なサービスを提供するとともに、引き続き保険給付の適正化などへの取組を行い、制度への信頼感を高め、将来にわたり、持続可能な事業運営となるよう努めてまいります。

歳入の主なる内容といたしましては、第1号被保険者保険料3億1,380万円、国庫支出金及び県支出金7億1,272万8,000円、支払基金交付金4億6,270万8,000円、繰入金2億8,831万4,000円を計上いたしております。

歳出の主なる内容といたしましては、総務管理費、徴収費、介護認定審査会費など、総務費2,778万9,000円、居宅介護サービスをはじめとする各種サービスの保険給付費として、歳出総額の94.4%に当たる16億8,824万円を計上いたしております。

また、総合的な介護予防事業を推進するとともに、家族介護者を支援するため、地域支援事業費6,994万4,000円を計上いたしております。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度と比較して、2.1%、金額で3,682万5,000円増の、17億8,897万3,000円となっております。

次に、議案第27号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算について申し上げます。

本会計は、県との共同運営により適正かつ安定的な財政運営を図るとともに、町民と身近な関係にある町が、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業等のきめ細かい事業を行う特別会計であります。

歳入の主なる内容といたしましては、国民健康保険税2億4,301万4,000円、県支出金8億2,854万8,000円、繰入金1億2,913万8,000円を計上しております。

歳出の主なる内容といたしましては、職員人件費や物件費、国保税の賦課徴収に要する経費など、総務費として3,843万9,000円、診療報酬や療養費など、保険給付費として7億9,886万8,000円、県に納める国民健康保険事業費納付金として3億5,482万9,000円、特定健康診査等に要する経費など、保健事業費として1,893万6,000円を計上しております。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度と比較して、4.6%、金額で5,844万6,000円減の、12億1,407万3,000円となっております。

次に、議案第28号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算について申し上げます。

本会計は、町民の安心安全を目的として、医療を確保し、町民の命と健康を守るために設置する三戸中央病院の運営及び管理に関する会計であります。

本案は、令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計の収益的収入及び支出において、病院事業収益15億5,501万8,000円、病院事業費用19億1,431万1,000円を計上するとともに、資本的収入及び支出において、収入3億6,925万6,000

円、支出3億6,282万3,000円を計上しようとするものであります。

予算の主なる内容であります。収益的収入におきましては、年間患者数を入院・外来合わせて6万8,923人と見込み、診療収入10億5,995万4,000円を計上しております。

診療収入以外では、救急医療の確保に要する経費及び企業債利子償還に要する経費負担金等として、一般会計からの繰入金3億1,954万2,000円、へき地医療拠点病院運営費補助金331万5,000円を計上しております。

支出の主なる内容といたしましては、医業費用として、医師、看護師等の給与費、診療に要する材料費、病院の維持管理に必要な経費などで18億5,519万5,000円を、医業外費用として企業債償還利息などで5,711万6,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入におきましては、医療機器の導入及び新型コロナウイルス感染症による減収対策に係る企業債1億6,690万円、企業債元金償還等に要する経費に係る一般会計からの繰入金2億115万6,000円を計上しております。

支出におきましては、医療器械等の導入に係る建設改良費1億2,909万円、企業債償還金2億2,900万7,000円を計上しております。

医師及び看護師不足、また、新型コロナウイルス感染症の拡大等、病院経営を取り巻く環境はますます厳しさを増しておりますが、今後とも町民に密着した地域の中核病院としての役割を担い、地域医療を確保するため、より一層の収入の確保、経費の節減に努め、経営の健全化に取り組んでまいります。

以上、案件についてご説明を申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、十分ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時55分 散会

第3日目 令和3年3月12日（金）

○議事日程

第1 一般質問

- | | |
|---------|--|
| 久慈 聡議員 | 1. 高齢化の進む町の今後の高齢者支援について
2. PCR検査への助成について |
| 栗谷川柳子議員 | 1. 災害に強い町づくりについて
2. 小学生や高校生からの意見提案の取扱いについて |
| 千葉 有子議員 | 1. これまでのまちづくりと、これからのまちづくりについて
2. 奨学金制度と学生支援について
3. 新型コロナウイルス感染症対策について |
| 竹原 義人議員 | 1. 暴風雪等に対する住民の安全・安心対応について
2. 指定管理者の管理状況と検証は
3. 連携協定の成果と今後の取り組み・「友好の桜」の植樹について |
| 乗上 健夫議員 | 1. 農業経営基盤の強化について
2. 高齢者対策について |
| 和田 誠議員 | 1. 理解と信頼のある三戸中央病院を
2. 三戸高校存続運動について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14人）

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 柳 雫 圭 太 君 |
| 2番 | 小笠原 君 男 君 |
| 3番 | 和 田 誠 君 |
| 4番 | 越 後 貞 男 君 |
| 5番 | 乗 上 健 夫 君 |
| 6番 | 山 田 将 之 君 |
| 7番 | 栗谷川 柳 子 君 |
| 8番 | 藤 原 文 雄 君 |
| 9番 | 番 屋 博 光 君 |
| 10番 | 千 葉 有 子 君 |
| 11番 | 久 慈 聡 君 |
| 12番 | 澤 田 道 憲 君 |
| 13番 | 佐々木 和 志 君 |
| 14番 | 竹 原 義 人 君 |

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | |
|-------|-------------|-----------|
| 説 明 員 | 三 戸 町 長 | 松 尾 和 彦 君 |
| 委任説明員 | 副 町 長 | 馬 場 浩 治 君 |
| | 会計管理者（会計課長） | 山 下 猛 君 |
| | 税 務 課 長 | 遠 山 潤 造 君 |

三戸中央病院事務長	馬 場 均 君
農 林 課 長	貝 守 世 光 君
総 務 課 長	武士沢 忠 正 君
まちづくり推進課長	沼 澤 修 二 君
健康推進課長	井 畑 淳 一 君
健康推進課高齢者福祉支援推進監	太 田 明 雄 君
建 設 課 長	極 檀 浩 君
住 民 福 祉 課 長	中 村 正 君
農林課農業施策推進監	齋 藤 優 君
総務課財政指導監	下 村 太 平 君
三戸中央病院経営改善推進監	松 崎 達 雄 君
総務課防災危機管理室長	多 賀 昭 宏 君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北 村 哲 也 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長	梅 田 晃 君
委任説明員 事務局 長	貝 守 世 光 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長	友 田 博 文 君
委任説明員 事務局 長	櫻 井 学 君
史跡対策室長	奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	寺 牛 正 幸 君
主 幹	櫻 井 優 子 君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<11番 久慈 聡議員>

1. 高齢化の進む町の今後の高齢者支援について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を行います。順次に質問を許します。

11番、久慈聡君。

○11番（久慈 聡君）

東日本大震災から10年がたちました。震災の前日に余震があったことを思い出します。本年3月9日の朝、宮城沖で震度4の地震を感じ、またさらに震災の記憶がよみがえってきた今日この頃であります。昨日14時46分には職員とともに1分間の黙祷をささげ、犠牲者を悼みました。

現在私たちはコロナ禍の中、職場でも生活を送る上でも制限があり、ストレスを抱え、不安を持ちながらの生活をしていると思います。その中で、医療従事者のストライキのニュースや介護職員の離職率改善のため、厚生労働省の労働政策審査会は、介護労働者が働きやすい職場づくりを支援する改正介護雇用管理改善等の計画をまとめ、厚生労働大臣に答申したニュースなど、医療やケアを仕事としている分野の働く環境が改善されない状況下であります。片や孤立対策のため、官民連携ネットワークに関する緊急フォーラムを開催し、困窮者や高齢者の孤独が問題視され、また住民の助け合いの活動推進などが話し合われています。

私は、支援する側の働く環境、支援される側の多くの問題など、今社会構造が変化する中、私たち三戸町の高齢者に対して、支援の目的が正しく、目的のとおり適正に運用しているかと考え、今回の質問をいたします。執行部の皆様におかれましては、ご理解の上、誠実かつ明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

1、高齢化の進む町の今後の高齢者支援について。三戸町地域包括支援センターは、高齢者の生活を支える総合機関として、また介護予防ケアマネジメントの拠点として様々な相談、支援を行っていると思います。今回私は、虚弱高齢者という要支援、要介護に認定はされないが、心身機能の低下や疾病のため、日常生活に一部介助の必要な高齢者に対しての支援がどのように行われているかを確認したいと考えています。

地域包括支援センターでは、虚弱高齢者等に対する取組として多くの事業を実施していると思いますが、必要な人に必要な支援が届いているのか、また正しく行われているのか、その管理体制や運用管理はどのように行われているのかお聞きいたします。

○町長（松尾 和彦君）

おはようございます。それでは、久慈聡議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、高齢化の進む町の今後の高齢者支援についてという、まず大きなくくりの中

でご質問いただきました。ご質問の地域包括支援センターについては、地域の高齢者を支えるために総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントを実施しております。また、地域で生活をする高齢者が要介護状態にならないよう介護予防を推進するとともに、介護が必要となった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防事業に取り組んでおります。

本町において介護が必要となる主な要因は、認知症、脳卒中、骨折となっており、物忘れが見られる、転びやすいなどのフレイル状態にある高齢者を早期に発見し、介護予防や日常生活の支援につなげていくことが重要となります。

早期発見の取組としては、次の6点が挙げられます。1つとして本人及び家族、民生委員や地域住民からの連絡及び相談、2つとして関係機関との連携による把握、3つとして配食サービスなどサービス提供事業所による見守り、連携、4つとして役場職員による独居高齢者へのテレホンボランティアによる見守り、連携、5つとして認知症チェックリストアンケートによる把握、最後に6つとして保健師地区活動による把握となっております。連絡や相談を受けた都度、役場内で情報を共有し、支援を行っております。これら複数の高齢者を見守り支える体制と各関係機関との連携により、フレイル状態にある高齢者の把握がなされ、迅速な状況の確認及び支援につながっております。

フレイル状態にある高齢者への支援として実施している介護予防事業としては、大きく2つの事業を実施しております。1つ目は、要支援、要介護のおそれのある高齢者に対し、介護予防事業、生き生き教室を業務委託により実施しております。この教室は、運動器の機能向上、閉じ籠もり予防、認知症機能の低下予防及び鬱予防の混合プログラムを提供するもので、令和元年度においては76名の高齢者が登録し、週1回利用しております。

2つ目は、一般高齢者の介護予防として実施している地域づくりによる介護予防支援事業、住民主体の通いの場活動です。当該事業は、地域の高齢者が自ら集い、体操を行い、交流することで心身の機能の維持向上を図り、閉じ籠もりを防止し、地域の見守りや支え合いを進める役割を果たしております。

これらの相談事業や認知症及び介護予防事業は、毎年度PDCAサイクルに基づいて事業管理を行い、地域包括支援センター運営協議会等で報告し、意見をいただいております。また、協議会等でいただいた意見につきましては検討を行い、改善を図ることにより、次年度につなげる運用管理を行っております。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降、我が国は他国に例を見ない超高齢化社会となります。高齢者になっても栄養バランスに気をつけ、適度な運動を実践し、地域の中で人とのコミュニケーションを取って活動できる人を増やしていけるよう、引き続き介護予防に努めるとともに、関係機関との協働により、見守り支える地域づくりに取り組んでまいります。

○11番（久慈 聡君）

いろんな活動をされているということも報告等を見ると分かるような形に取れると思います。皆さんの考え方とか、そういったものもある程度理解した上で、確認も含めてちょっとお伺いしたいのですが、高齢者の在宅のほうの生活支援事業として今現在7つ行われています。それぞれ事業実施組織、事業内容、それから利用状況、予算計画と実績の状況をお伺いします。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

それでは、ただいまご質問がありました事業実績、事業実施計画ということでございますけれども、実績のほうでお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、様々な事業を展開しているわけでございますけれども、代表的なものをご説明申し上げたいと思っております。まずは、通所型の介護予防事業、生き生き教室でございます。これは、内容は要介護になるおそれの高い高齢者の方の筋力の向上と通所者同士の交流を通じまして、心身機能の維持向上を目的とした委託事業でございます。令和元年度決算額としては840万円となっております、開催回数は222回、延べでは2,524人の方のご参加をいただいております。

また、地域介護予防活動支援事業というものがございまして、これは、高齢者が住み慣れた地域で自らの介護予防活動を行うことができるように、住民主体の通いの場の活動を支援してまいり事業でございます。令和元年度決算額につきましては74万7,000円ということで、開催回数については介護予防教室が7回、これは77人の参加をいただいております。また、いきいきリーダー養成講座として2回実施、これは73人の方の参加をいただいております。また、いきいき百歳体操については22か所で展開しております、延べ回数で923回、人数にいたしますと6,227人、延べ人数でございますけれども、ご参加をいただいております。また、いきいき百歳体操の交流会というものがございまして、これは年1回、111名の参加により実施いたしました。また、いきいき百歳体操の普及啓発の説明会として、年2回、23人の方で実施しております。

また、認知症の施策推進事業というものがございまして、これは認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように認知症の地域支援推進員を配置しまして、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図っているものでございます。各種事業がございまして、決算額といたしましては、令和元年度138万4,000円となっております。

また、高齢者の在宅の支援事業というものも展開してございます。これは、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、高齢者の方が在宅で生活ができるよう支援を行っていく事業でございます。決算額といたしましては1,220万円、これは令和元年度の決算額でございますが、利用者の内訳といたしましてはみまもり配食として149名、これは延べで1万3,258回になります。また、高齢者の外出支援サービスとして102名、これは延べ回数では1,642回となります。また、除雪支援サービスとして103世帯、延べでは258回となります。また、ほのぼの見守りネットワークがございまして、これは訪問日数が延べ6,038日となっております。

また、認知症カフェの推進事業を実施しております、これは認知症カフェ、オレンジカフェの運営支援を行って、町民の皆様同士が交流しながら認知症への理解を深め、相談できる体制の整備を図るという目的の事業でございます。決算額としては75万1,000円、開催回数は9回で、延べ230名の方に参加をいただいております。これは、町が実施するものと各種団体の皆様が実施しているものの合計の参加人数となっております。

また、家族介護用品の給付事業というものを展開しております、こちらは在宅で介護を要する高齢者の方を常時介護している家族の方に介護用品、月額6,500円になりますが、その介護用品を給付することによりまして、介護者の経済的負担の軽減を図るという目的で実施しているものでございます。決算額としましては386万7,000円となっております、支給者数は63人となっております。

また、家族介護支援金支給事業という事業を実施してございます。これは、在宅で介護を要する高齢者の方を常時介護している家族の方に支援金、月額は5,000円にな

りますけれども、それを支給することによりまして、当該介護者の方の労苦というか、そういうのをねぎらいまして、家族介護の支援、奨励を図るものでございます。決算額といたしましては107万円となっております。支給者数は22人となっております。

また、緊急通報装置の事業というものがございまして、これは独り暮らしだとか高齢者の方に対して緊急通報装置というものを設置しまして、例えば具合が悪くなった場合とかそういった場合に緊急通報のほうでつながると、連絡ができるという内容の事業になってございます。これは令和3年なんですけれども、令和3年3月2日時点の状況で37名の方がこの事業を利用なさってございます。

○11番（久慈 聡君）

ちょっと質問させてもらったのが高齢者の在宅の生活支援という形で、高齢者福祉計画の第7期介護保険事業計画、この中で7つありまして、みまもり配食サービス、外出支援サービス、除雪支援、一人暮らしほっとライン、それから緊急通報、ほのぼの見守り、それから避難行動要支援者みまもりマップシステムということであります。これに関しては、大体どれぐらいの利用者がいるのかなということと、細かく分かなければいいですけれども、先ほどの話の中では1,220万円ぐらいということですが、利用者が全体的にどれぐらいいるのか、先ほどの緊急装置のほうはお伺いしましたけれども、それ以外の利用状況をお知らせください。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、みまもり配食でございますけれども、これは令和元年度の状況となっておりますけれども、登録者数で149名となっております。また、高齢者外出支援サービス事業につきましては、同じく令和元年度の状況ですけれども、登録者で102名となっております。また、ほのぼの見守りネットワークについては、対象者というものちょっと把握しておりませんので、後で調べてお答えさせていただきたいと思えますけれども、まず訪問日数としては6,038日稼働しているということで確認をしてございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

一人暮らしほっとライン事業というのは今現在どれぐらい利用されているかということと、あと避難行動要支援者みまもりマップシステム活用と、これがどのようなものなのか。具体的にどのような形で、どこが主催というか、どこが担当になって、どのような対応をしているのか、ちょっと教えてください。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

まず、一人暮らしほっとラインについてお答えをさせていただきたいと思えます。これは、対象者としては、直近ですけれども、最新の状況で115名の方がいらっしゃいます。それに対しまして、町職員が担当となっておりますけれども、現在85名の職員で担当させていただいてほっとライン事業を展開してございます。

あと、避難行動要支援者みまもりマップシステムについてお答えをさせていただきたいと思えます。こちらは、事前に災害が予見されたり、災害時に避難が困難な方の支援活動が展開できるように事前にデータ登録をしております、これは町健康推進

課内で管理しているシステムでございます。それを実際には地図上に表記することによりまして、視覚的にもその方の状況が分かるというシステムでございます。

○11番（久慈 聡君）

このみまもりマップシステムなのですけれども、この活用は地図にデータが載っているということで、それに対して、避難時ということなのですけれども、これに対してデータはあります、見えます、でもそれをどのように活用するのか、どういうタイミングで。具体的に何があったときにこれを見て、何を起こすのですか、アクションを。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

それでは、マップシステムの具体的なイメージというご質問だと思いますので、お答えをさせていただきたいと思います。

本町におきましては、河川の氾濫の警戒ということで、事前に避難をするといった場面が多く見受けられると思います。その場合、私どもではこの地図情報を紙のほうに展開します。大きな地図を出します。そして、その方々の位置というものを、居住位置というものを改めまして確認しまして、その方が例えば避難所に避難されているかどうかといった状況を書き込んでまいります。また、これについては、河川とその方の居住されている地点、住所地との位置関係によって、災害対策本部が立ち上がった場合には情報提供をして、速やかな避難のための情報をお伝えするといった運用が具体的なイメージでございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。これは、このデータというのは健康推進課で管理しているということですから、健康推進課でしか見られないということなのかと思います。

今災害行動のとき、健康推進課でいろいろアクション、行動を起こしているかと思えます。以前栗谷川さんの話もありましたけれども、民生委員の見守りだったりとか、民生委員が対応しているということもあったりとか、その管理を健康推進課のほうにフィードバックがかかっている、そしてきちんと支援ができているということの確認ができているというためのものというふうな認識でよろしいでしょうか。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

先ほどのご答弁に補足申し上げますけれども、要配慮者の方の住所と、また民生委員の方の情報というのも登録してございまして、どの民生委員の方の担当地区にその方がお住まいになられているかというのが視覚的に分かるようになってございまして、有事の際には情報連携が取れるものと考えてございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。それでは、ちょっと細かな内容を聞かせていただきました。

民生委員の活動とか、いろいろな健康推進課での活動だったりとか、社協の活動というのが共有されているという認識でいいのかなと思います。それが見える化になっているということかと思えます。

ただ、先ほど冒頭話しましたけれども、高齢者の方というのはやっぱり健康な期間を長くして維持していただくというのが最良であるというふうに考えています。ただ、予備群である虚弱高齢者に対する支援だったり、相談体制というのはどのような形になっているのかと、これが包括支援センターとしては具体的にどのような形に関わ

っているのかお知らせください。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

いわゆる虚弱高齢者、フレイル状態にある方の関わり、包括支援センターの関わりといたしましては大きく2つございまして、まずは先ほど申し上げました介護予防の事業といたしまして、生き生き教室というものを展開してございます。2つ目でございますけれども、2つ目は一般高齢者なのですけれども、若干フレイル状態にある方も含まれてございます。その方々が介護予防等できるように、住民主体の通いの場について支援をしているということでございます。

○11番（久慈 聡君）

予防のほうで対応しているということで、分かりました、了解しました。ただ、年齢によってだんだん自分たちで対応が取れなくなったり、やっぱり介護を必要としてくるという形に変化しているというのに気がつかせるためにもこういった活動が非常に重要なのかなというふうに思います。

ただ、例えば包括支援センターに相談に来たりとか話をしている中で、この人は介護が必要になってくるだろうなというような形になった場合に、相談からサービス開始までの期間というのは大体どれぐらいの目安で行われていますか。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

ただいまのご質問は、実際に介護のことで相談にお越しになられてからサービスが開始されるまでの日数というお尋ねだと思いますけれども、データを持ってきておりませんので、改めて確認してご報告をさせていただきたいと思います。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。

まず、よく町のほうを歩いていると、保健師だったりとか社協だったりとか、いろんな方が町の中を歩いていたとか、訪問されているような形を取っているかと思うのですけれども、これにみまもりマップシステムだったりというような活用もされているのかなと思います。

保健師たちが地域を決めて定期的に訪問するというふうに聞いています。ただ、虚弱高齢者は年々自立が難しくなってくるというような可能性があるということから、そのような方を中心に訪問したりしているのかなと、もしくは何かしらルールに基づいて訪問されているのかなと。自宅訪問したり、電話支援、確認を保健師が行っているのは、医療的な目線というのにも含まれているかというふうに思います。民生委員の方は、その情報をどう共有するために行っているというのか、それをそのマップに落とし込んでいたり、データ共有しているかと思うのですけれども、この辺はどのような形で訪問だったり電話だったりというのはされているのでしょうか。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

まず、先にご説明させていただかなければならない点というのは、みまもりマップシステムについては災害等、有事のためのシステムでございまして、通常のそういった高齢者の訪問活動等々に使用しているものではございません。

では、そういった支援が必要な方の訪問についてどのような取組をしているかということですが、先ほど申し上げましたように、例えばご本人様あるいはご家族

が直接窓口にお越しになるというケースがございます。

また、病院に入院されていると、退院後介護が必要になると思われるので連絡を取ってくださいということで、ご家族に連絡を取ったり、そういった医療機関と連絡を取ったりということで連携をしていくということがございます。

また、めったにはございませんけれども、配食サービス等々で異変を感じて、その配食サービス提供事業者から情報提供を受けて訪問をするというケースもあろうかと思えます。

また、認知症のチェックリストというのを実施しておりますけれども、これは70歳の方と75歳の方についてアンケート調査を行っているものですが、そちらにご回答いただくことで認知症が心配されるかどうかということが分かりますので、その心配がある方については訪問活動を行うという活動もしております。

また、保健師地区活動というものがございます。これは、保健師については担当地区というものを持っておりまして、例えば通いの場に出向いたときに、心配な人がいるのだという情報をお聞きして、それを訪問活動につなげていくとか、その得られた情報をまた地域包括支援センターと共有して必要な支援を開始するとか、そういったイメージでございます。

○11番（久慈 聡君）

みまもりマップシステムというのか、避難行動の件は分かりました。それは、避難行動支援の管理ということで行われているということで、通常時はこのみまもりマップは使わないという認識でいいのかなと。先ほど民生委員の情報だったり、そういったものを全てこれに入れるということだったので、利用されているのかなと私は思っていましたけれども、逆に今話の中では保健師の担当地区があって、その担当地区のところをいろんな形で訪問しているという形だと思います。民生委員も同じようにいろんな地区を持っていて、同じような活動をされていると。ただ、できることとできないことがあるということかと思えますけれども、その辺というのは、具体的に私はこの地区担当ですよ、その地区ではこの方が担当として持っていますよ、ではどのような形で訪問していったらいいだろうか、そういう計画だったりとか、そういうのはどのように話し合われて実際に行われているのですか。訪問したり、電話、一人暮らしのほっとライン事業としても連絡したりと、そういう形に関してお知らせください。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

訪問等々におきまして、保健師がどのような計画を立てて活動しているかというお尋ねだと思います。

各地区担当においては、自らの担当地区でどういった方に訪問していくかというのを年度として計画を立てて遂行していくと。自己評価を行い、また保健師間で客観的な評価をするといった形になってございます。

それともう一点、先ほどご質問がありました申請をされてから実際に介護等々、サービスが提供されるまでの日数というお尋ねでございましたけれども、基本的に1か月以内となっております。また、特殊事情がある場合、すぐにサービスを提供しなければならないという場合は、暫定でサービスを使うということも認められておりますので、もちろん確認は必要でございますけれども、そういった方は暫定でサービスをお使いいただくことにより介護が提供されるというような流れになってございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

三戸町の高齢者福祉計画、第7期の介護保険事業では多くの事業が実施されて、認知チェックなども十分しているというふうに感じています。しかし、非常に事業が細分化されているということで、サービスを受ける側にとっては非常に分かりづらいのではないかなというふうにも感じています。

今後第8期介護保険事業計画を策定するに当たって、町の役場の事業ということだけではなくて、地域資源である社会福祉協議会、町内会、民生委員、児童委員、またその資源が非常に重要な役割を担っているというふうに感じています。地域包括支援センターを含めて、この資源と一緒に町全体としてどのようなお考えを持っているかお伺いします。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

地域包括支援センターは、総合相談でそれぞれ支援をできる場所につながりという意味合いが大きな責務であると、また役割であると思っております。これにつきましては、当課におきましては「さんのへまち高齢者・障がい者・医療・介護・福祉サービス」という冊子をまとめておきまして、毎年度更新をしております。その過程におきまして、町内にどのような社会資源があるかというのを改めて年度年度で把握するとともに、提供が適切にできるように利用者の方や関係者の方に情報提供をしているというところでございます。

○11番（久慈 聡君）

包括支援センターは、総合の窓口という形でいろんな形をつないでいくと。社協の広報なんかでもそうですけれども、どのような形でサービスを提供しているかということも、連携されているかということも分かりますけれども、やはり地域包括支援センターが一番の窓口であるということには変わらないと。その中で、同じように保健師たちが、民生委員たちが地域を回って得た情報なんかをきちんと管理されながら、足を運んで、非常に時間を費やしてやられているのもすごく分かります。

今回このつながりもそうなのですけれども、町長に最後にちょっとお伺いしたいなと思っておりますが、少子高齢化が進む中で支える人材が不足していると、そしてこのコロナ禍に向けて新たな問題だったり、介護保険の上昇など、一長一短には解決できないというような問題が出てきているのではないかなというふうに感じています。

今現在町では非常に効率的に、なるべく皆さんに手が、サービスが行き届くような形でサービスが行われていると、それに対して支援している人たちも年を取っていくだろうし、そして今後に向けて考えていかなければならないというのは、やっぱり地域の包括支援センターが非常に今度は大きな役割になっていくのではないかなというふうに感じています。単に窓口ということだけではなくて、そこからやはりいろんな連携やつなぎだったりということに対しての一番の窓口であって、逆に包括支援センターの役割というのは本当に重要になるというふうに私は考えています。何より行政だけではなくて、地域で支えてつながっていくということが非常に重要なことだというふうに私は考えています。

それには、地域にある財産の有効活用、私は病院がいいなと思ったりはするのですが、地域の財産の有効活用も含めて、今後この少子高齢化が進んでいく中、今後に向けてどのような取組を進めていきたいのかということをお伺いしたいと思いま

す。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

まず、今久慈議員のほうから地域包括支援センターの役割であったり、またそれを利用して、また運営していく上で、地域での介護、福祉というものを支えていく人材、その活用の仕方について、今後の大きな考え方というのが何かないかという、そういうお話だったと思っております。

介護保険法が制定をされてからかなりの時間がたってきておりますが、三戸町のサービスというのは、国のほうで一定のものという部分もちろんありますけれども、三戸町独自のものというのがございます。ですので、例えば見え方、見せ方という部分でもやはり仕事のしやすさという中で一つ一つの情報の整理がなされているということで、見守りであるとかほっとライン関係のところも全部集約して、そこで浮いた人材をそっちに回すかということにはすぐにはならないというふうに思っております。

ただ、確かに介護や患者といいますか、入所される方々の数というのは、ある一定期間まで増えていくことにはなりますが、その先に向かっては今度は逆に減少をしていくというふうに言われています。ですので、人口のバランスであるとか、そういったことを町とすると考えていく必要があるのではないのかなというふうに思います。

まず、今ここで、ではその部分についてどうやって人を連れてくるのだとかという話にもなると、まだ町としてそれについての特段の行動というのは起こしてはおりませんが、ただ考え方の中では、コロナ以前であれば海外から、例えばフィリピンであるとか東南アジア関係のほうから、そういったサービスに従事する方を三戸町に連れてきてはどうかとか、そういうお話もいろいろありましたし、その辺についてのアプローチもしてございます。

まず、今回コロナという中で、いろんな福祉の関係、また介護関係の中で従事されている皆さんのご苦労というのはいかばかりかとはご拝察申し上げますが、とにかくみんなやれる範囲の中でしっかりと取り組んでいこうということだと思っております。

○11番（久慈 聡君）

人材不足はやっぱりどこもそうですし、対応していくという形としては、今のタイミング、2045年ぐらいまでに人口のバランスが崩れているということから、今の現在、今から10年後ぐらいに向けて、人材不足もそうですが、支えなければいけない人間が不足し、そして業務が非常に大変になってくると。今現在でも民生委員の方もそうですし、保健師も自分の足で歩いたり電話をしたり、先ほどの話の中で一人暮らしほっとラインでは85名の職員が連絡をしているというぐらい多くの人間が携わっている中で、今後非常に予算も厳しくなっていくという中で、きちんとしたサービスが行き届けられるように、支援される側が満足して、支援する側が効率的に有効な支援ができるというような形の仕組みを今後つくっていただきたいなと思ひまして今回質問させていただきました。何とかそういう形で考えていただければなというふうに思っています。

2. PCR検査への助成について

○11番（久慈 聡君）

次、PCR検査への助成について質問させていただきます。

青森県の平川市、東京都小平市や千葉などで、コロナウイルスの感染が発生した市内の福祉施設等を有する法人に対して、感染拡大防止の対策の徹底と安全な施設運営の継続を支援するために、行政検査の対象外とされている職員や施設入所者に対して、法人が独自に行うPCR検査費用の一部を補助しています。

三戸の町内でも福祉施設職員はリスクを感じながら仕事をしていると思いますし、ほかの職種でも同様と考えます。その中で、感染リスクがあり、業務継続のためにPCR検査を実施すべきと判断した際、町は検査費用の一部を助成する考えはないかお伺いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、PCR検査への助成についてのご質問でございます。

PCR検査への助成についてであります。PCR検査や抗原検査は、新型コロナウイルス感染の有無を診断するための検査であり、感染症法に基づき医師が診断上必要と認める場合に、公的負担により実施されます。一方、感染の不安がある方などが医師による判断を経由せずに検査を行う場合は、任意の医療機関における自由診療となり、全額自己負担で行うこととなります。

また、新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設等への検査について、クラスターが複数発生している感染多数地域においては、従事者や入所者に対する幅広い検査の積極的な実施が国から要請されているところであります。

平川市では、介護老人保健施設で感染者が発生したところであり、小平市や松戸市などは緊急事態宣言の対象地域であることから、感染拡大防止を図るため、国の要請を踏まえ、検査費用の助成を実施したものと認識しております。

現在国から新型コロナウイルスワクチン接種時期が示されていないため、社会福祉施設職員の皆様は日々の業務に不安を抱えていることと思います。しかしながら、本町においては感染拡大の状況にないことから、まずは基本的な感染予防対策を継続していただくことが重要であると捉えております。

また、自由診療による検査については、検査を行う医療機関等の判定能力や精度管理体制に対する疑義が指摘されており、国において精度を検証する方針であるとも報道されております。このようなことから、検査費用の助成については、感染拡大が懸念されるなど、状況が大きく変化した場合、必要に応じて検討してまいりたいと思います。

○11番（久慈 聡君）

PCR検査に対してもいろいろな話があります。仕組みや国の関係もあると理解しているつもりです。ただ、国や県は、民間企業の日線でもちょっと考えを話させていただきますと、民間企業に対してBCPの策定を推進したり、このコロナ禍の中、県や町の指針に基づいて自粛や対策を講じながら、事業を継続するためにやっぱり必死になっているというのが実情であります。

その中で、コロナ感染の疑いがあった場合、管轄保健所が濃厚接触者と判断した場合、検査可能であり、であれば保険も利くという形になりますけれども、濃厚接触者と判断されなくてもその方と接点があった場合には、その人は非常に不安を覚えると、もしかしたら感染しているのではないだろうかという不安を持ってしまうと。その方が多くと接触する業務、介護職員であれば、それを知る同僚だったり利用者というの

はやっぱり今現在不安をこの辺では思っているというふうに感じます。逆にその人を自粛させるという形を取ったとしても、その自粛前に接点がある同僚や利用者の不安というのは消せない、これが実情であります。なぜかという、絶対大丈夫ということを書けないからであります。事業を継続するために、また一旦自粛するということがあります、リスク回避としてやっぱりPCRを行って、安心を職員や関係者、利用者にシェアするという義務が生まれてくるというふうには感じています。

また、BCPの中にも情報提供があって、情報提供から実際にはいろんな情報が漏れて、いろいろ拡散し、やっぱり企業の批判だったり、風評被害というような形を受けることによって、企業としては第三者まで感染リスクがないということを表明する、もしくは全体的に自粛をして休んでという形を取らざるを得ないという形になってしまふのです。やっぱり組織運営を支援すべきと考える自治体としては、今国からのコロナ支援の支援金等もあると思います。なので、ぜひそのような形で前向きに考えていただけないものかなというふうに考えています。もう一度、申し訳ないですが、町長にそのお考えがないか、お伺いしたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

町長にということだったので、もう一回私からお話を申し上げますが、施設を運営する方々のご心配、また風評に対する懸念、それはもう十分ご理解をしたいというふうに思います。

ただ、その一方で、例えば感染されているわけではないのですが、日本航空とか全日空とか、本当に人を運ばなければならない、まさに感染者が出てしまつては企業の存続も懸念される、そういったところについては自分たちでPCR検査の負担をしてやっているというのもございます。ですので、だから町の施設関係も自分たちでやりなさいよと、そういう話をしようとは思いませんが、ただ現状正確な、やはり科学的に証明ができる形というのが一番その風評被害を抑える、また信頼できるということになりますので、医師の判断によって、そして疫学調査等の枠にはまらないのであれば安全なのだというふうに、不安をむしろ打ち消すようなことをやっていかざるを得ないのではないのかなというふうに考えてございます。ですので、最初の答弁のほうでも申し上げましたが、その都度その都度状況を鑑みて適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

○11番（久慈 聡君）

PCR検査に対しては、そのタイミングや時期によって出る出ないがあるということも分かります。ただ、事業を継続するに当たり、非常に難しい問題であるというふうにも感じています。自社で負担してできる金額、PCR検査をすると1人約2万5,000円ぐらいかかります。10人いれば25万円かかります。それを企業が負担して継続していくのかと、これが介護事業の中で、やはり100人の利用者がいて、そしてそれを50人でやるという150人ということになります。非常に金額的には大きなものになってしまいます。ただ、それを運用していかなければ、利用者たちはどのような形でケアしていかなければならないのかという問題だったりとか、そういうことを考えてしまうからこそ、いろいろこういった形の質問をさせていただいています。

今回私は、地域包括支援センターをはじめとする社会福祉協議会、民生委員、児童委員の方々が、地域に暮らす少しだけ見守りが必要な方に対して支援が行き届いているのかの確認が、ここができてよかったというふうに思っています。福祉は、人が人を支援するという形であって、奥深くて、まだ私も分からなくて勉強中であります。

しかし、利用する人がより分かりやすく、漏れることのない支援、これを続けることが大事なのでありますが、予算や人的資源がより厳しくなっている現状の中、過剰労働にならないような仕組みづくりを町長にもお願いしたいというふうに考えています。

また、今回コロナの関係としては、私自身、新型コロナウイルス感染症の風評被害を受けることも経験いたしました。そのことから今回質問させていただいています。今後も幅広い福祉の充実に向けてご尽力してくださる方々に対して敬意を表して、今回の私の質問を終わらせていただきます。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午前10時56分）

休 憩

（午前11時00分）

<7番 栗谷川 柳子議員>

1. 災害に強い町づくりについて

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

7番、栗谷川柳子君。

○7番（栗谷川 柳子君）

通告に従いまして、これから私の一般質問をさせていただきます。

災害に強い町づくりについて。高齢化率41.5%となった当町において、災害時に身動きを取りづらい方などを含めた住民の安全を守るためには、自助の意識を啓発するとともに、共助・公助の役割を大きくし、自主防災組織の拡充や機能性の向上が求められると思います。

町長は、選挙の際の印刷物で「さらに前進！防災対策」と掲げ、自主防災組織の拡充と災害に強いまちづくりのために運用の見直し、そして防災士を活用した体制整備を支援すると示されていました。当選後、各所での挨拶の中でも防災対策に注力する旨を強く示されており、心強く思います。

そこで、確認も込めまして質問をさせていただきます。いま一度防災対策について全般的な町長のお考えと、加えて町長がおっしゃられていた以下の3点についてお聞かせください。

1、自主防災組織の拡充について。第5次三戸町総合振興計画、第6節、防災・消防体制の充実にある施策の成果指標には、自主防災組織数は2018年度時点で13団体、2023年度目標は24団体としてあります。現在どのように進めているのか、課題などもあれば教えてください。

2、災害に強い町づくりのために運用の見直しとおっしゃるのは、具体的にはどういったことを見直すのかお伺いします。

3、防災士を活用した体制整備とおっしゃるのは、具体的にどのような体制整備をお考えなのか伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、栗谷川柳子議員の質問にお答えを申し上げます。

災害に強い町づくりについてであります。近年全国各地で台風や大雨、地震などの自然災害が多発しており、また東日本大震災から昨日で10年が経過し、改めて災害に強い町づくりがクローズアップされてきております。

当町におきましても、毎年のように大雨による河川氾濫のおそれから、避難勧告等を発令する状況となっております。

インフラ整備のうち河川改修につきましては、管理者である県に対し、早期の改修を要望するとともに、町といたしましては防災行政無線のデジタル化を進め、情報伝達手段の整備を図ってまいります。ソフト面につきましては、町民の防災意識の高揚と防災知識の向上に努めてまいりたいと考えております。

それでは、ご質問のありました3点につきまして答弁を申し上げます。初めに、1点目の自主防災組織の拡充についてであります。自主防災組織は全町内会で設置していただくことを目的に、町内会長会議などを通じて設立のお願いをさせていただいているところであります。現在自主防災組織は13団体あり、そのうち12団体が町内会による組織となっております。課題といたしましては、住民の高齢化などにより活動できる人がいない、活動の内容が分からないなどが要因で設立が進んでいないということが考えられます。

まずは、町民一人一人が自分の命は自分で守る、そして自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持っていただくことはもちろんのこと、災害が発生した場合にはふだんから生活環境を共有している住民同士が連携、協力することの必要性をご理解いただき、設置を促してまいりたいと考えております。

今後は、自主防災組織の設置、未設置にかかわらず、防災士の資格を有する職員を町内会へ派遣し、設立の方法、活動の内容、災害時に活動できる組織としての体制構築などの支援を行うほか、各種防災訓練や八戸圏域で実施する住民向けの防災研修会などへの参加も積極的に呼びかけてまいりたいと考えています。

次に、2点目の災害に強い町づくりのための運用の見直しにつきましては、日々の生活の中で自分たちの安全を守ることや隣近所で力を合わせる事が防災へつながり、災害時は地域の人々がお互いに助け合えるような関係が自主防災組織内でスムーズに行えるよう連絡体制等を見直し、防災意識を高めるため、町内会や学校で行われる防災教育などを支援してまいりたいと考えております。

次に、3点目の防災士を活用した体制整備につきましては、防災士の資格を有する職員により、平成30年9月に県で作成した青森県防災ハンドブックや、令和2年3月に作成した三戸町防災ハザードマップを活用し、平時からの備えや災害が起きたときの行動、非常時持ち出し品の準備や、避難場所及び避難所への早めの移動など、防災、減災に対する講習会を開催するなど町民の防災への意識づけを行い、官民が一体となって災害に強い町づくりを推進してまいりたいと考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

町長のほうでも課題として捉えている内容を理解できました。そして、自主防災組織の重要性、必要性というのを大きなものであるというふうに捉えていることも分かりました。おっしゃられるとおり、地区によっては河川の氾濫や土砂崩れの心配がこれまでになく、これまで幸いにして災害とは無縁だったために、自主防災組織の必要性をあまり感じていない地区もあると思います。また、おっしゃられるとおり、高齢

化や過疎化による人材不足で組織化できない地区もあると思います。

しかし、例えば大地震によって家屋が崩壊したり、長期間の断水や停電、前例のない積雪量で身動きが取れなくなったり、ないとは思いますが、巨大隕石とか飛行機が落ちてくることもないとは思いますが、あるかもしれません。そうしたように、本当に災害というのはいつ、どんな災害が起こるかというのは分からない部分ですので、強化するのは必要なことだと私は思います。

ですので、これから自主防災組織の拡充について少し詳しく質問させていただきますが、先ほど町でも課題と捉えておりました、これまでの経験上で必要性を感じていないという地区の皆さんにも自主防災組織の必要性をご理解いただいて自主防災組織を設立してもらう必要があると思いますが、あまり必要性を感じていない地区の皆さんにその必要性を理解していただき、促進していくにはどのような計画を立てられているのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

栗谷川柳子議員のご質問にお答えを申し上げます。

三戸町の町内で自主防災組織の必要性を感じていないという町内は恐らく一つもないというふうに思っています。町内会長会議の中でも今回も、先日行ったのですが、その中でも昨年の防災訓練、あのときの講師の方のお話、また自分たちの取組等も踏まえた話をさせていただきましたが、やはり三戸町の職員104名という中で大規模災害になったときに、全ての地区に職員が派遣をされて、その救助とかそういうのができるかなれば、これは不可能ですと私は申し上げました。その前提に立って、一番大事なことはまず逃げるといって、安全な場所に移動する、あるいは2階に上がるでもいいのですが、やはりそういうことが大事なのだというふうに思っています。ですので、防災意識についてはあるのだけれども、高齢化であったり、自分たちが水を運んだり、火を消したりということは私たちにはできないのだということもきっとあるというふうに感じておりますので、そういったところにはそれこそ職員のほうで防災士の資格を持っておりますので、そういう職員がその地域に行って、どういうことを自主防災でやればいいのかということを相談していただければいいのだと思います。

私は、基本的に逃げるという前提がまず真っ先にあるものですから、その地区地区で危ないところというのはあると思うのです。いつもあそこの山から水が流れてくるのだというのあったり、あとはふだんの、何時ごろみんなしてうちに帰っている、帰っていないと、今日はどこかへ出かけたとか、あとそういう横のつながりの相談のネットワークみたいなのをつくっていただだけでも、私は自主防災組織の入り口にあるのだというふうに思っております。その上で、では何が必要かとか、例えばここに水があれば、いざとなったらそれを使えばいいよとか、そういったことにもつながっていきますので、ぜひいろいろ相談する機会を増やして、まず設置、そしてその後の運用の改善というふうに進めていきたいと考えています。

○7番（栗谷川 柳子君）

町内には、特に防災組織の必要性を感じていない地区はないということで安心しました。

そして、人材不足によって組織化できない地区に対しては、何らかのそれに代わる横のつながり等、防災士が中に入って手段を構築するお考えがあるということで理解いたしました。

もう一点ですが、自主防災組織を設立した後に、幸いにしてそうそう災害に遭うことがなく、いざというときに機能を果たせない状態になってしまう組織になっては大変ですので、いつでも人員が入れ替わっても機能できる組織として維持されていくために、行政としてはどういったサポートをお考えなのかお聞かせください。

○町長（松尾 和彦君）

長期間にわたって自主防災組織が機能を維持していくということは、とどのつまり防災意識を常に高めておく、あるいは情報を収集する、そういったことが継続して行われていくことなのだというふうに思っています。

町として、これからいろいろやっていかなければならないのは備蓄の部分です。これは、現在アップルドームであったりとか、要所要所には避難をされる方々分ぐらいの、これまでの経験の中で避難をされる分ぐらいの、3日分程度のやつはストックはあります。ただ、全ての町内会の分というのはありません。その課題になっているのは、3年とか5年で更新をしていかなければならないという、そういう課題があります。なので、その辺のところ、しかし実際には水なんかだとそんな傷むものでもありませんので、そういった使い回しといいますか、そういうことも考えたりとか、またそういうものを利用して、一旦使ってみることで、こういうのがあったらやっぱり便利だなというのを感じていただいたりとか、町内会活動の中に自主防の取組が合わさってあるというのが理想なのだと思います。

現在のある町内の中でも杉沢地区であるとか、そういったところは町内会とか老人クラブとかの活動と一緒に自主防の取組もされておりますし、ほかの町内会でもやられているところもあります。そういった町内の中でも、モデル的に先進的にやられている町内の例を参考にしながらやっていくことが肝要であろうというふうに思っています。

○7番（栗谷川 柳子君）

機能を果たし続けられる組織を守っていくために情報収集を繰り返したりといった形で、お考えをしっかりと持たれているということを確認できました。そして、既に杉沢地区等、参考になる先進的な取組をされているモデル地区があるということで、そういった情報を町内で共有して拡充を図っていくというお考えがしっかりとおありになるということを確認できました。

では、3つ目の防災士を活用した体制整備について、こちらにも再質問があります。当町は、八戸圏域8市町村国土強靱化地域計画の中でも、この三戸町だけでもこれほど非常に詳しく対策の計画をつくっていることを確認しています。その中にある地域防災リーダーの人材育成のため、自主防災組織や町内会、防災知識、技能を有する防災士等の連携を図りながら研修会等を実施すると示しています。先ほど町長もその旨お話しされておりましたが、防災士がある程度町内にいれば、住民の防災意識を啓発したり、自主防災組織の設立や運営をサポートしたりと、もちろん災害時に活動するためにも役に立つと思います。しかし、現在把握している当町の防災士の数は、役場の防災班の職員2名と私の3名のみということを確認しました。

そこで、2点質問いたしますが、役場の職員の方は部署の異動がありますので、広く職員対象に防災士の資格取得希望者を募って、誰がどの部署に異動しても防災に詳しい職員がいるとよいと思いますが、いかがでしょうか。

もう一点、先ほど町長もおっしゃられたとおり、役場の職員であっても災害時にはまずは自助です。そうしてから役場の職員としての重要な災害時対応がありますので、

やはり町長もおっしゃられていたとおり、地区地区の自主防災組織の中にも防災士を増やせばいいと私は思いますが、お考えをお聞かせください。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま栗谷川議員から防災士の増についてと、あと……大変失礼いたしました。まず、大まかに言うと、とにかく防災士をどう増やして、また活用していくかということだと思います。

今ちょっと失念をしてしまったのが、ご質問の中で役場職員も自助ということで、まず自助が先で、その後職務というお話をされたのですが、役場職員は自助が先ではなくて、職務が先でございます。なので、いざ災害になった場合には避難所の運営であるとか、そういうのをまず先に、自分のところがいろいろあってもやるというのが役場職員の厳しい部分だと思っています。そういう意味で、役場の中にもやっぱり防災士を増やしていかなければならないということになりますし、地域全体でも増やしていかなければならないということになります。

栗谷川議員が非常に懸念されておられるように、やはり防災士が地域にたくさんいると、まず自分の命を守れる人が増えるということになります。あわせて、周りに対しての助言とかアドバイスというのもできて、相談体制ができたり、あるいは違うネットワークができたりして、いざとなったときの非常に大きな力になると思っています。

町とすると、防災士を増やしていくに当たっての課題が、これまで町内で資格を取ることができないと。例えば八戸であるとか青森であるとか、他の大きな都市のほうに行って資格取得をしてこなければならぬという課題がありました。しかし、その後いろいろほかからの情報を聞いておりましたら、三戸町と包括連携協定を結んでいる八戸学院大学とかそういった方のほうで、まとまった人数であれば三戸に出向いて資格取得の支援をしていただけたらとかそういった話もございますので、現在のところはコロナ禍ということで、大集合みたいな形、ちょっとこれは難しいのですが、今後においてはそういった機会をつくって防災士の育成に努めていきたいというふうに考えております。そして、それがまた活用につながっていくと思います。

○7番（栗谷川 柳子君）

私のほうでも役場職員の自助と申し上げましたが、これは私の中では災害、例えば夜中に災害が起きて、職場に、役場に通勤するまでの間の自助を優先しなければという意味で自助と申し上げました。

先ほど質問いたしました役場職員の中でも防災士の取得を希望される方を募ったらいかがですかという質問は、どうお考えでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

まず、職員のほうから取得を希望する者を募って取らせたらどうかということでございます。現在取得の費用というのが大体6万円くらいから10万円くらいということで伺っております。

これまで役場の職員で取得した経緯を申し上げますと、防災協会というものがありまして、そちらのほうから一部の経費の負担をいただいて、半額くらいだと思いますけれども、あとは役場の経費のほうでという形でこれまで資格のほうを取得してきております。ただ、例えば年に1人分くらいしか割当てがない状況でありまして、一気に10人とか20人とかということになりますと予算的なものも出てきますので、その

辺は希望があるかどうかというのは、まず内部のほうで一旦調査をさせていただきたいなと思ひまして、あとはスケジュール、年度ごとに何人取るかとかということについては内部のほうでちょっと考えていきたいなと思っております。

○7番（栗谷川 柳子君）

費用のところでは課題もあるけれども、検討はしていきたいということで了解いたしました。

今お話にありました費用についてなのですが、全国のほかの自治体では防災士を増やすために講座の受講や試験の費用を助成する制度を設けている自治体もあり、昨年秋のデータでは全国の約360自治体が費用の負担等を助成しているそうです。

そして、青森県内では青森市、弘前市、八戸市、十和田市、三沢市、藤崎町、おいらせ町の7市町村が、何割というところまでは分かりませんが、ある程度の費用の負担をされているとのこと。今後さらに、かなり今の時点でも具体的に様々計画をされているという松尾町政、当町は防災士資格取得費用を助成して防災士を増やしていくというお考えはありますでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

先ほど防災士の増加に向けて取り組んでいくということ、まず言明をいたしました。費用についても十分、これらもまだ予算化も何もない中ですので、幾らという話にはできませんが、とにかく増加に向けて効果が発揮されるように十分検討していきたいというふうに考えています。

○7番（栗谷川 柳子君）

ありがとうございます。

災害はいつ起こるか分からないとはよく言われておりますが、今回の質問については、この第5次総合振興計画の中でも八戸圏域8市町村国土強靱化地域計画の中でも成果指標をも示した施策になっておりますので、迅速に先ほど申し添えた計画を進めていただくようお願いいたします。

2. 小学生や高校生からの意見提案の取扱いについて

○7番（栗谷川 柳子君）

続きまして、2つ目の質問です。小学生や高校生からの意見提案の取扱いについてです。町内の小学校や高等学校でまちづくりに関する意見交換会等が開催され、児童生徒なりに当町の課題を捉え、解決に導くべく、一生懸命に考えた興味深いアイデアが数々発表されているようです。

今年に入ってから、1月21日に三戸高等学校で、県教育委員会の高校から取り組む人口減少対策プロジェクト事業の一環で地域創生アイデアコンテストが行われ、例えば「高校生カフェとフォトスポットで地域活性化」ですとか、「Xmasお見合い大作戦」ですとか、旧三戸北小学校を「11ぴきのねこ」にちなんだ宿泊施設にして、様々なイベントを展開してファミリー層をも呼び込むことを提案した「11ぴきのねこの里」が最優秀賞に選ばれたと地元紙で見ました。

2月16日には、斗川小学校で教育振興会主催の町長と語る会が開催されました。せっかくの児童生徒からのアイデアは、こうした行事が行われた後にどのように取り扱われているのかお聞かせください。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

小学生や高校生からの意見提案の取扱いについてであります。まちづくりに関する意見交換会等で、児童生徒から出された意見やアイデアが町でどのように取り扱われているかについてであります。発表に用いられた資料につきましては、私自身をはじめとし、関係する課で情報共有をしております。例えば先月斗川小学校で開催された町長と語る会では、「11ぴきのねこ」をテーマとした発表の中で、石像にQRコードを掲示し、読み込んだ場合の特典の案などが出されており、これらの案につきましては、私のほかにも出席しておりました教育委員会の職員からまちづくり推進課に情報共有がなされ、現在制作を進めております「11ぴきのねこのまち さんのへ」エンジョイアプリに設定する機能の参考としているところであります。今後におきましても様々な意見やアイデアにつきましては参考にして、可能な限り施策に反映してまいりたいと考えておりますし、子供たちの夢の実現に我々もしっかりとお役に立ちたいなと、そういう考えであります。

○7番（栗谷川 柳子君）

先日の斗川小学校でのアイデアについても、教育委員会からまちづくり推進課に情報が共有されて、具体的にはエンジョイアプリの参考にしているということで、非常にいいことだなと素直に思いました。

生徒たちにとっては、自分のアイデアがヒントとなって、行政にブラッシュアップされて、企画として実際にもし町内で実行されていったら、提案した児童生徒たちはまちづくりに参画する楽しさというのを小さな成功体験として感じる事ができますし、また参画して町の人たちが喜んでくれるという様子を見て、生まれ育った町への関心ですとか愛着というものが湧いてきて、将来のUターンのきっかけになるかもしれないので、要するに当町の将来を担う人材育成に非常に貢献されることだと思いますので、今後もしっかりと持ち帰ってきたら、実際に町政に生かせるように検討をしていただきたいなという仕組みづくりでもしていただければなというふうに思います。

そして、もう少し希望を言えば、この提案をその場で受けて、公表して、担当課で参考にするだけではなくて、もう一步踏み込んで、その児童生徒たちも実際に企画会議ですとか、そういったことにちょっと参画する体験をさせてみるとか、そういったことでまちづくりの実際のところを体験してもらうということを与えられたら、すごく人材育成につながるのではないかと思います。

そして、気持ち的にやっぱりうれしいのは本人ばかりではなくて、その親御さんですとか、親戚の方ですとか、近所の方ですとか、そういった方々もこの子が考えたアイデアがまちづくりのヒントとなって生かされると周りの人たちも知れば、その方々もすごくうれしくなって、もっとまちづくりの応援者がぐんと増えると思いますので、しっかりと町民参加型のまちづくりに勢いをつけるためにも提案を受けて、参画させてということを考えていただけたらなというふうに思います。どうぞお考えをお聞かせください。

○町長（松尾 和彦君）

まず、子供たちのいろんな提案をお聞きした中で、情報共有を各課でしっかりと図っていくと、このことはこれからもしっかりと続けていきたいと思っております。何より子供たちの発想であるとか、やっぱりやる気を引き出すということがまず一番の目的にな

るのだというふうに自分自身としても感じています。

先日の斗川小学校の児童との話の中では、3つのテーマについてチームをつくってやったのですが、そのうちの 하나가、11ぴきのねこのお菓子を作ったら町のPRになっていいと思うのだけれどもという率直なご意見をいただきました。私としては、それであれば松風堂、あと松宗、それぞれ今出しているけれども、皆さんがこういうのがあったらいいなというのを考えていただければ、その実現に向けて町も協力します、私も協力しますよという話をしたところ、いろいろ相談して、今研究しているそうです。なので、非常にそういった楽しい事業にもつながっていくというのが子供たちの対話の場だと思っておりますので、ぜひできるだけ子供たちのやる気とか夢というのを育てていけるように今後とも頑張っていきたいというふうに思っています。

○7番（栗谷川 柳子君）

丁寧なご答弁ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（竹原 義人君）

午後1時再開予定をもって休憩いたします。

（午前11時35分）

休 憩

（午後 1時00分）

<10番 千葉 有子議員>

1. これまでのまちづくりと、これからのまちづくりについて

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

10番、千葉有子君。

○10番（千葉 有子君）

通告により質問いたします。1項目、これまでのまちづくりと、これからのまちづくりについて。

町長は、「さんのへ復活」、「町民が主役の協働のまちづくり」を大きく掲げ、これまでの4年間でできたこと、できなかったこと、これから目指すことについて、2期目立候補時の政策広報で伝え、年頭の挨拶にも書かれていますが、その中で次の4点について伺います。

1点目、まちづくりの一番の根源、土台となる人口減少の歯止めについては未達成と記されています。当町のみならず各地で起こっている現実であります。人口減少対策は人口構造を変えていくことでもあり、時間を要するものと考えことから、三戸町の長期的人口ビジョンについて改めて町長の考えを伺います。

2点目、立志科をはじめとして、教育の町として三戸地域の歴史とともに産業体験を進めると記してありますが、具体的にどのような事業をお考えなのかお知らせください。

3点目、継続中の取組の中に町内商店の活気を取り戻すとありますが、この取組に

これまでどれくらいの経済的支援をしてきたのか、また活気を取り戻すためにどのようなことがなされて、今後どのようなことを考えているのか、コロナ対策支援とは別の先を見据えての視点での考えを伺います。

4点目、準備中として、仮のネーミングで見てよくわかる町の予算資料集を作成とありますが、どのようなものかお聞かせください。

以上、答弁お願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、千葉有子議員の質問にお答えして、まず初めに1点目の三戸町の長期人口ビジョンについてでお答えを申し上げます。

町では、少子高齢化による人口減少が進行する中、人口の現状を分析し、将来を展望するため、平成27年10月にまち・ひと・しごと創生三戸町長期人口ビジョンを策定しております。その後、昨年3月に国、県の人口ビジョンの見直しや、当町の直近の動向などを踏まえ、町のビジョンを改訂しております。

改訂後のビジョンでは、45年後の2065年までを展望しておりますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計手法に基づき推計した45年後の三戸町の人口が2,226人であるのに対し、当町では転出から転入を差し引いた社会減並びに死亡から出生を差し引いた自然減の抑制により、4,178人を維持するビジョンを掲げております。

人口減少の抑制は、議員ご指摘のとおり、一朝一夕には実現できない大きな課題ですが、これまでの移住定住対策事業の結果、平成26年度から平成29年度までの4年間において人口減少が年平均264人だったところ、平成30年度は209人、令和元年度は210人と減少スピードが緩やかになっております。

今後におきましても長期人口ビジョンに基づき、移住定住対策のさらなる推進、安定した雇用の創出、子育て環境の充実、健康づくりの推進など各種施策に積極的に取り組み、「住み続けたい 住んでみたいまち さんのへ」の実現に向けてまちづくりを進めてまいります。

次に、2点目の三戸地域の歴史とともに産業体験を進めるということについてですが、町には様々な産業があり、それらをなりわいとして生活をしている方がたくさんおられます。しかし、今後高齢化の進む三戸町にとって、これら産業の担い手となり得る人材の育成は重要な課題となっております。

このような中、その産業を知るための記録を残し、教材を作成することもその課題解決につながるものでないかと考えております。例えばある作物の1年を通じた作業内容や、地域に伝わる工芸品などの制作手順を動画にまとめるというイメージであります。これらの動画をデータベース化することは、担い手の育成だけでなく、町を訪れる方に向けた地域をPRする素材としても活用できるものではないかと考えております。

このほか、町内小中学校における町の独自教科、立志科の中においては、職業教育を含むキャリア教育について、1年生から9年生まで段階的に学習をしているところであります。

次に、3点目の町内商店の活気を取り戻すために、どのように、どれだけの経済支援を行ってきたかについてであります。平成29年度から令和元年度までの3年間の事業費を申し上げます。三戸町商工会の経営指導員による指導や各種セミナーの開催等について、商工振興事業費補助金として1,350万円、商工会発行のプレミアム商品券の補助金として1,085万7,000円、夏まつり、まける日の開催補助金として503万4,000円、空き店舗活用のための補助金として100万円、商店街の元気づくりのため

の補助金として23万9,000円、合計約3,063万円となっております。

次に、コロナ対策とは別に、今後どのようなことを考えているのかについてですが、令和3年度におきましては、事業者の皆様にも自らの事業をパワーアップしていただくため、商工業パワーアップ事業費補助金を創設したいと考えております。

本補助金は、これまでの地域産業担い手キャリアアップ事業費補助金及び商店街元気事業費補助金を廃止し、新規に立ち上げるものとなりまして、店舗改修、販路開拓など、事業者自らが取り組む事業に幅広く活用されるよう、制度を運営してまいりたいと考えております。

また、同じく新規事業として、ふるさと納税の返礼品となる新たな商品の開発に対し、補助金を交付することとしており、返礼品になると同時に、通常も販売できる新たな商品の開発により、各商店の活気や魅力の向上につながるものと考えております。今後におきましても、引き続き商店街の活気を取り戻すため、あらゆる視点から活性化対策に取り組んでまいります。

次に、4点目の見てよくわかる町の予算資料集の作成についてであります。町政の見える化の取組につきましては、これまでは町広報に、町の決算や財政状況等について、上半期、下半期に分けて公表をしております。また、当初予算の概要につきましても毎年度町のホームページに掲載し、公表を行っているところであります。

この見てよくわかる町の予算資料集につきましては、これらの町政の見える化をさらに推し進めることを目的として、当初予算の概要や各事業等について、町民の皆様にも簡潔な説明で、これまで以上に分かりやすくお伝えするための資料集のようなものを想定しております。その作成方法や公表の仕方、掲載内容につきましては、今後検討してまいりたいと考えてございます。

○10番（千葉 有子君）

人口減少については、国の基準より、また統計より緩やかになっているとお聞きしました。町長のお考えを聞くことができましたので、少し視点を変えて再質問させていただきます。

1点目の再質問です。当町の出生数ですが、令和元年度39人、令和2年3月10日現在で44人と、若干ではありますが、増えていて、町の子育て支援策の一定の効果が得られていることと思われれます。出生数が増えていくことは大変喜ばしいことですが、少子化対策推進で結婚応援についての取組をなされている自治体も見られます。

また、国は来年度から県主導による自治体連携の下、結婚新生活支援事業を予算化し、展開する構想にあるようです。このようなことから次の2点について伺います。

1つ目、ほかの自治体では結婚準備金、結婚応援金などなど、様々な内容、ネーミングで結婚へ踏み出すきっかけとして事業を行っているようです。個人的には何にでも支援金、お金というのにはとても抵抗がありますが、地域を支え、産業を支えるに当たり、世代をつなげることから町独自の取組も考えてもいいのではないのでしょうか。

2つ目、町では八戸圏域連携中枢都市圏縁結び支援事業の活用を紹介しているようですが、国では2021年度からAIを活用した自治体の婚活支援事業を後押しするようです。これまでの自治体や民間企業による婚活支援サービスよりもAIを活用したシステムでは婚姻数を増やし、少子化に歯止めをかける可能性が大きいと分析されているようです。当町でも情報収集して、活用できるか探ってみてはいかがでしょうか。デリケートなことであり、個人の問題ではありますが、2点について答弁をお願いいたします。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

千葉議員の再質問にお答えいたします。少子化対策としての2つの質問でございます。

まず、1点目の少子化対策の取組として、町独自の支援を行う予定はないかというお尋ねでございます。結婚新生活支援事業という制度がございます。こちらは、平成30年度に創設された補助率2分の1の国庫補助事業でございます。今年度県内で事業を実施している市町村は2団体ございます。現在当町には同様の制度はございませんけれども、結婚新生活支援事業の活用を含めまして、町の特性に合った効果的な制度の導入につきまして、既に検討に入っているところでございますので、今後も最新の制度や他市町村の動向を注視して、より効果的な制度の導入が図られるように考えてまいりたいと思っております。

2つ目でございます。八戸圏域連携中枢都市圏の取組としての結婚支援事業等のお話でございます。また、国で今制度化する予定のA Iを活用した婚活システムを導入する際の費用の活用を検討してはどうかというご提案でございます。

まず初めに、八戸圏域連携中枢都市圏における取組についてお答えいたします。八戸圏域連携中枢都市圏では、平成29年度、8市町村の担当課によって縁結び支援事業協議会が組織され、協議会内に置かれた企画会というところで各種事業を行ってまいりました。婚活イベントは、平成29年度に1回、平成30年度及び令和元年度は各2回開催しておりまして、合計5回のイベントに207人が参加しております。ちなみに、カップル成立数は17組ということでございました。今年度はコロナ禍でございまして、リアルイベントは開催しておりませんが、来年度においてオンラインで婚活イベントを開催するべく、今協議を重ねているところでございます。

A Iを活用した婚活システムの導入の際の費用の活用のご検討状況ということでございますが、まずA I婚活の利用イメージでございます。まず、第1段階としては利用者の会員登録ということが必要となってまいります。その後様々な条件によってA Iがマッチングしていくということで、マッチングしてはじき出されたリストからお見合い希望の相手を選んで、交際の申込みということの流れになってまいります。A Iの活用メリットを生かすということになると、やはり登録されている情報量が多ければ多いほどいいと、多いほうがいいということが大前提となってまいります。したがって、市町村それぞれの利用、単独で利用するということではなくて、県など大きな単位で利用が現実的であるものと認識しております。

県では、2020年度からA Iマッチングシステムの市町村との共同連携、共同運営を予定していると聞いておりますので、今後の動きを注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

制度については検討に入っているとのこと、大変うれしく思いました。

それから、婚活イベントでも17組の成果が現れているということをお聞きして、とてもびっくりして安心いたしました。また、A Iのほうについては、これからも様々な研究というか、調べて連携を取ってくださるということでお話いただいたので、了解いたしました。

昨年9月議会で、子育て支援の質問のやり取りで、町長の話の中で、結婚については懐の深いことであるとして、家族を持つことの大切さ、結婚と子育ての教育の大切

さと話され、私も共感したことを覚えています。

三戸学園の立志科の教科書に、5、6、7年用には家族の幸せについて考えよう、命のリレーについて考えよう、8、9年生になると家族の絆を考えようなどの項目があります。家族を持つこと、小さい頃からの教育が未来につながると思います。立志科での深い学びを期待して次の質問に移ります。

2点目について、町長のお考えはよく分かりました。産業の記録と教材を残す、工芸品の手順などデータで担い手を育てるのに役立てるとか、町のPRになるとか、いろいろお聞きして、町長のお考えを聞くことができ、よかったと思います。

また、立志科のほうにちょっとつなげたいと思うのですが、立志科の教科書に職業について考えようとの項目もあります。生徒は、職業体験も行っています。先ほどの町長の産業の記録と教材というお話も伺ったのですが、産業、職業を生み出すにはマンパワーを生み出すことも大切であると考えことから、現代の社会ニーズで直面していることであり、当町でも憂いが見られることから、その点から再質問させていただきます。

1つ目、現代の人手不足は多岐にわたっていますが、特に医療、保育、介護の分野の人材不足は当町でも大きな課題です。立志科での職業の学習の中で、資格、能力というキーワードがあります。当町では、いち早く整備されたタブレットなどで自らの探究心、学習の力で生徒が学習していくものと考えますが、今も将来も資格が大前提のこの分野、地域でも必要不可欠かと思えます。先ほど久慈議員の話にもありましたが、その面でも人手不足ということは私もその職場の方から聞いております。せっかく立志科というものがありますので、そういう点も含めながら情報の習得や体験学習に力を入れていただきたいと思いますが、いかがなものか。

2つ目、直近の情報であります。近隣の自治体で中高生に介護職を将来の職業として選択してもらえようPR冊子を作成し、1万4,000人の生徒に配付することです。当町も高齢化が進む中、先ほど町長の答弁にも介護職の人の担い手は苦慮していますということをお聞きしました。当町でもこういう配付とかするのを検討してもいい取組かと考えますが、いかがでしょうか。

以上2点、答弁お願いいたします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

1点目の立志科における職業教育、または資格取得等の件についてお答えいたします。

まず、立志科の中で職業教育、キャリア教育といった分野については、特に8年生のところで2日間の職場体験というのを行っております。まず、それが一番代表的なものです。それ以外にも1年生から9年生まで、全ての学年で系統的な学習を行っております。全学年合わせますと計46時間といったものをこの職業教育といったものに充てております。その中でも、まず資格取得、そういったものが将来の職業の選択等につながるといったことについても学習をしているところであります。

立志科における職業教育につきましては以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 1時23分）

休 憩

(午後 1時24分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

それでは、議員のご質問にお答えします。

介護人材、確かに私どものほうでも人材難であるということは実感として現場の方から伺っているところでございます。例えば中学生とかにパンフレットというのもまた一つの方法であると思えますけれども、今想定している、考えておりますのは、例えば中学生や高校生の教室に実際の介護現場で働いている方にお越しいただいて、どういう仕事をされていると、ふだんやりがいを感じていることとかをお話しいただいて、ひとつ職業の選択肢に加えていただくといったことで、将来介護職員になっていただくということで人材が確保できていけばいいのかなということを思っておりますので、研究をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

今お答えいただいたこともとても大事なことで、一番響くかと思いますが、私の質問の真意は、今本当に、3日前、4日前の情報です、その介護職の人の話を聞く前に、意外と看護師とか保育士というのは子供たちになじみがあるのですけれども、介護職というのはなかなかなじみがないものなのです。実は、これは八戸の事業です。こういうこともあるので、いかがでしょうかという提言なので、できたら教育委員会のほうから検討していただけるか。これは違うのですか、そっちのほうののでしょうか。私の意図はそういうところです。お願いいたします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

介護職の関係でありますけれども、先ほども立志科のお話をしましたけれども、立志科の中での職業教育の中で、将来の職業についての学習をするわけですが、特別に介護職についてを指導するというのはなかなか難しいのかなというふうには考えているところではあります。ただ、親切、思いやりに関する指導内容というのがありますが、その中では福祉について学習したりとか、あとは障害者や高齢者の立場を考えるための体験活動といったものも行っております。

また、もう一つ、自分に合った職業を探そうという指導内容もございます。その中では、様々な職業があることをまず知ると。自分に合った仕事について調べたり、あとは働くことの意義といったもの考えるというような学習を行っています。その中で、具体的に医師、看護師、あとは社会福祉士、そういった医療や福祉に関する職業例ということで教科書のほうに掲載しているところでございます。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

分かりました。私が立志科の教科書を見せていただいて、ちょっとそこに、ほかの産業は詳しく載っていたのですけれども、そういうのが載っていなかったものですから、こういうことも健康推進課の方と教育委員会の方と参考にさせていただければそれでよろしいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、3点目について再質問いたします。先ほど町長の答弁では、町の財源を多岐にわたって支援しているということで、よく分かりました。また、これからの事業も制度をいろいろ考えて、補助金の活用を促すということで承知をいたしました。

商店街の方にお話を伺うと、町のにぎわいは自分たちで努力するのが当たり前だが、力がない、町に頼りたいのが本音、町長に話を聞いてもらうだけでもありがたいという声も聞かれます。これまでも担当課の方、町長が多忙な公務の中で、そのような機会をつくってくださると思いますが、これからもそういう機会をつくっていただけたらありがたいなと思っています。

(4)についての再質問というか、先ほどこれから作っていく想定であるという答弁をいただきましたので、とてもよかったなと思います。広報とか町のホームページでの周知も一つかと思いますが、18歳選挙権も実現したことから、中学生や高校生にも分かるようなものを作っていただければよろしいのかなと思いますので、よろしくお願いたします。

まちづくりの質問の最後に、今トップリーダーとしてまちづくりに思うこと、町長の前進の原動力になっていること、一言お聞かせいただけますでしょうか。町長、お願いたします。

○町長（松尾 和彦君）

私の活力の源ということでよろしいのかなと思うのですが、とにかく私自身の体を動かしていく精神力の源は諦めないことなのだと思います。確かに身近な部分でいろんな状況変化であったり、困難な状況とかというのは常に生まれてくるものだと思いますが、ただそれにめげずに本当に自分が、またこの町が行かなければいけないところというのを常に忘れずに、しっかりと自分の中で持ちながら、手前手前の部分は課題解決をしながら、とにかくひたむきに真っすぐ見ていくということが自分で自分を励ます活力になってくるのだというふうに私はそう思っていました。

ある報道機関の取材で、何か言葉ございませんかということがあったのですが、その際に「日々新た 日に日に新た」という言葉を私は残したのですが、これはとにかく毎日毎日新鮮に、そしてまた毎日毎日変化をしているので、とにかく過去のこととかそういうことにとらわれずに、とにかく前に前にという、まさに今千葉議員から言われたような前に行く原動力という、そういった言葉もまた参考にさせていただいております。

○10番（千葉 有子君）

ありがとうございました。

今町長が諦めないということをおっしゃって、私もちょっと新聞紙上の活字を思い出しました。「勝つことはできないけど、諦めないことはできる」という新聞の文句に私も今なるほどと思って聞いておりました。これからの4年間を結果にこだわり、奮闘していただくことを期待申し上げて、次の質問に移ります。

2. 奨学金制度と学生支援について

○10番（千葉 有子君）

2項目、奨学金制度と学生支援について。昨今、奨学金制度を有する団体は、国、各自治体、財団法人、大学独自などなど多岐にわたり、利用、活用されやすくなってきていますが、当町の奨学金制度について次の3点について伺います。

1点目、町奨学金貸付けによる学生支援の現行制度での利用は、3月募集、5月頃決定となっています。入学金を入学金準備金として年内に募集、決定して貸付けを行っている自治体もあり、進学の後押しになっていると聞きます。入学の選考方法に左右されるところではありますが、当町でも改正の可能性が見いだせるか伺います。

2点目、町の奨学金制度、三戸中央病院の奨学金制度、まちづくり推進課事業の応援奨学金の要項などを一覧にして一度に周知できないものでしょうか。また、令和元年12月議会で、早い段階での情報の周知を提言したところ、研究します、検討しますという答弁をいただきましたが、現況もお知らせください。

3点目、令和2年6月に総務省が策定した奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱により、町が定住支援策として返済免除をした額の2分の1が特別交付税措置されることとなったことを受けての国の対象要件を満たすための取組などありましたらお知らせください。

以上、答弁お願いいたします。

○教育長（友田 博文君）

千葉議員の奨学金制度と学生支援についてのご質問にお答えいたします。

初めに、入学金の進学前の貸付けについてであります。三戸町では現在、3月中に募集を受け付け、4月に審査、選考と可否の決定を行い、5月から奨学金の貸付けを行っています。入学が確定する前に入学金の貸付けを行うことについては、万が一入学できなかった場合に貸付金を返還していただかなくてはならないことや、入学する大学や学校が確定していない時点での選考となってしまうなどの課題があることから、現在の貸付方法で実施しているものであります。しかしながら、現在貸付金の額や返還期間などの改善の検討を行っているところであり、これからも学生の修学機会の確保につながるよりよい奨学金制度となるよう見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、町で実施している奨学金制度や学生支援を一覧にして周知できないかというご質問についてであります。令和3年度からこれまでの三戸町奨学金の案内に加え、三戸中央病院の医師及び医療要員奨学金貸与事業、まちづくり推進課の奨学奨励金交付事業についても一覧等にして周知を図ってまいりたいと考えております。また、早めの情報提供、周知につきましては、今年度からこれまで進学を控えた9学年のみとしていたものを中学生全員を対象に拡大し、早めの周知に努めております。

次に、昨年6月に総務省が制定した奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱に基づく特別交付税措置の対象要件を満たす取組についてであります。町では平成28年度から三戸町奨学奨励金交付事業を実施しております。本事業は、三戸町奨学金貸付条例及び佐藤義典奨学金貸付条例による奨学金の貸付けを受けた奨学生が町に定住した場合、期日内返還した額を奨励金として交付するもので、あらかじめ返還を免除する形とはなってございませんが、特別交付税の対象として実施しているところであります。

○10番（千葉 有子君）

入学金のことについての答弁は理解できました。実はこの質問をいたしましたのは、ほかの自治体でやっているということからでなくて、実際の声が届きました。経済的にぎりぎりの生活で、進学は無理かなと思って考えていたのだそうです。でも、子供が夢に向かって進学したいとなれば応援したい。たまたま近隣の自治体のことを聞いて、入学金の貸付けが年度内に決まれば親の心に余裕が出ると、そして次へ進む力に

なる、またさらに町の奨学金だと安心感があるということをお聞きして今日の質問にいたしました。これからも検討してくださるということで承知をいたしました。

それから、案内のほうも一覽にして周知してくださるということで、大変ありがたいと思います。

再質問で、ちょっと2点ほどお聞きしたいと思います。1つ目、貸付要綱の提出書類に健康診断書とありますが、もちろん心身の健康は大切な要件かと認識しますが、市町村によっては不要なところもあるようです。当町での要件とする説明と、また病院の形態や審査科目によるものと考えますが、健康診断料もまちまちで、三戸中央病院を利用したいと思いつつ、少しでも安価なところと引き合わせているというお声を聞きました。このことについても町の考えをお知らせいただければありがたいです。お願いいたします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

ただいまの奨学金申請の際の健康診断書の添付が今必須になっているということについてお答えいたします。

三戸町の奨学金については、条例のほうで心身健全な者であることといったことを要件にしているということで、これまで健康診断書の提出を求めてまいりました。ただ、今現在奨学金の貸付額、それから返済期間等々、見直しの検討を進めているところでございます。この検討の経過の中におきまして、そもそもこの健康診断書が添付書類として今必須、必要かどうかといったことも今検討中でありまして、奨学金制度全体の改善の検討の際に、健康診断書の添付が必要かどうかについても考慮してまいりたいというふうに考えております。

○10番（千葉 有子君）

健康診断書についても検討なさってくださいということで、とても安心いたしました。

次に、社会情勢の中での奨学金制度の観点から1つ質問させていただきます。コロナ禍の社会情勢の中、家庭やアルバイトなどでの経済的悪化から、現在の奨学生や奨学生でない学生にも支援の案内を広報で呼びかけたり送付したり、また年度途中でも事業として行っている自治体もあります。当町は基金であります。財源的にも可能であるならば、今後まだ収束の見えない情勢でございます。このような取組が検討できるのか、お考えをお知らせください。ちなみに、こういう大きなもので、学生に今コロナで困っていませんかというのを出している自治体もあるそうです。答弁お願いいたします。

○教育長（友田 博文君）

三戸町の奨学金及び佐藤義典等もまだ資金がありますので、今議員のご提言あったことについてはちょっと研究検討させていただきたいと思っております。前向きに考えていきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○10番（千葉 有子君）

前向きに考えてくださるという答弁をいただいて、大変心強く思っています。

奨学金に関しては、生徒自身がアンテナを張って調べていくことではありますけれども、将来に向けて道をつくってあげることは親、教師、町、大人の役割かと思えます。三戸町の奨学金制度に限らず、医療、保育、介護についても、先ほど教育委員会

事務局長のほうからもお話ありましたけれども、折に触れ、ほかの分野にも、ぜひ子供たちの知識や、そういう奨学金を使えるのだよという知識を広めていただければ、今看護師も足りなくて大変な思いをしていますけれども、先日、しばらく前ですけれども、中学校1年の女の子といろいろ話して、看護師さんになりたいのだけれども、うちちょっと大変なのだよねという話を聞いて、「看護師さんだと三戸中央病院でも応援する制度もあるんだよ」、「へえ、そうなんですか」と。そうしたら、「私は、県立保健大学に行って看護師になって、三戸町の病院の看護師になりたい」ということを子供と対話したことがあります。そんなことから、そういうことも子供たちと、せっかくいい立志科という学びがありますので、先ほどの職業と奨学金とリンクして、とても深く学べる教科だと思っておりますので、これからもよろしくお願ひいたします。

3. 新型コロナウイルス感染症対策について

○10番（千葉 有子君）

では、3項目に移らせていただきます。新型コロナウイルス感染症対策について。

1月28日に副町長を本部長とした三戸町新型コロナウイルスワクチン接種推進本部を設置され、全庁を挙げて準備を進めているところと承知をしておりますが、現状について次の1点を伺います。

ワクチン接種準備体制として、接種場所、医師、医療関係者の確保、個別、集団、地域をまたいでの接種方法などなど、現段階での体制をお知らせください。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種は、国の指示の下、都道府県の協力により市町村において実施するものであります。令和2年12月に行われた国の説明会以降、接種体制の検討を開始し、去る1月28日には三戸町新型コロナウイルスワクチン接種推進本部を設置し、全庁的な支援体制の下、ワクチン接種の円滑な実施に向けて準備を進めております。

まず、実施形態であります。三戸中央病院の医師らによる集団接種とし、接種場所についてはアップドームを想定しております。また、接種は平日午後を実施し、1日当たり200人程度の接種者を想定しております。

次に、65歳以上の高齢者に送付する接種券や案内チラシ等につきましては、国のワクチン供給時期、供給量が明らかではないことから、対象者の接種開始時期の確定に合わせて発送することを想定し、準備を進めております。

高齢者施設の入居者への接種につきましては、当該施設接種医または外部接種医による施設内での接種、市町村設置会場での接種など標準的な実施方法が国から示されたことから、各高齢者施設への個別訪問による説明を行い、接種についての施設の意向を伺うなど、実施に向けた調整を行ったところであります。

新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保につきましては、現時点での国からの限られた情報に基づく想定であり、引き続き国や県等の情報を収集しつつ、必要に応じて見直しを図りながら、接種体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

○10番（千葉 有子君）

再質問させていただきます。

会場がアップドームということをお聞きしました。町民の方からは、医療機関で

やるのが安心だということの声をたくさん聞いているのですが、準備としてアップルドームということで分かりました。

予防接種の重要性を町民に知らせるパンフレットとか、またワクチン接種に対する心理的なハードルを下げる取組があるのか、ちょっと何点かあります、それが1点。

それから、3月10日の情報で、14万9,000人の方が接種を受け、25例のアナフィラキシーの副反応が見られたとのこと。6,000人に1人というデータなので、必要以上に不安をかき立てることはありませんが、アップルドームでやるということになれば、緊急のときの部屋の確保にしてみようと思うのですが、副反応が発症したときの体制は準備されているのでしょうか。2つ目です。

それから、15分、30分ぐらいはその会場にいるので、その体制が整えられていれば大丈夫なのですが、それに加えて時間を置いて、しばらく何日かして症状や不安を訴える方もおられるようですが、そのようなときはまた別に相談窓口等の設置、案内とかも考えているのでしょうか。

以上、答弁お願いいたします。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

ただいま千葉議員からいただきました質問について順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目、ワクチン接種の心理的ハードルというお話でございました。これは、新型コロナウイルスワクチンというのは、もちろん私たちが初めて接種するワクチンでありまして、例えばインフルエンザワクチンと異なりまして、非常に不安に感じられる方も多いのではないかとというふうなことは考えてございます。

それで、この心理的ハードルを下げる取組としては、接種券の発送に合わせまして、ワクチン接種に関する相談に対応させていただきますコールセンターを業務委託によりまして設置する想定としてございます。このコールセンターにおきましてワクチン接種の予約ですとか、あとは事前にこういうことが心配なのですということをおっしゃっていただければお答えのほうをしていきたいと。また、これについては市町村コールセンターですが、県及び国においてもコールセンターを開設する予定でございしますので、もし仮に専門的な質問とかであればお断りするというのではなくて、県ないしは国のコールセンターナンバーをお伝えすると、心理的なハードルを下げる取組というものを想定したいと思っております。

次に、アナフィラキシー反応とか副反応についてのお尋ねでございませけれども、万が一ということがございまして、起きないとも限りませんので、ワクチン接種後につきましては、議員ご指摘のとおり、接種会場で30分程度様子を見ていただくこととしております。

また、接種後すぐに現れる場合が多いですけれども、万が一アナフィラキシーが発症した場合には、その発症に備えましてアドレナリン製剤等、救急処置に必要な物品を接種会場に常備して、すぐに対応できる体制を整えたいということで想定してございます。

3点目のご質問であります。当日は何となくとも、実は何日かして気になることがあるといったことに対しても、コールセンターのほうにお電話をいただければ、実際にどのような状況なのか、例えば痛みがあるのかとか腫れているのかとか、そういったことをお聞きしながら適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○10番（千葉 有子君）

いろいろな人数の把握とかそういうものも含めてコールセンターを設置するという
ことで伺いましたが、その後についてもコールセンターということですので、そのコ
ールセンターはしばらく設置するのかを1点と、それからこの頃の新聞紙上では、集
団接種のシミュレーションとしてリハーサルを実施しているところもあるようです。
町民の方から「三戸へではやらないの」という声もちょっと聞いているのですが、そ
のような計画はあるのか。先ほどのコールセンターの件と、それからリハーサルの件、
2点、答弁をお願いいたします。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

まず、コールセンターについてのご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

当初の接種時期の想定によりまして、期間というのはあらかじめ設定はしてござい
ますが、こちらは接種ワクチンの供給量等々によって変わってまいりますので、現時
点でいつまでですとか、終わってから何か月開設していますとか申し上げる状況には
ございませんが、適宜状況を見て判断をしてまいりたいと思ひます。また、それをお
知らせしてまいりたいと考えてございます。

あと、リハーサルの件ですけれども、各自治体においてリハーサルを実施している
ということは私も報道等により承知しているところでございます。現在のところ、そ
の目的は計画策定前の問題点の把握を中心としたリハーサルであるものと認識してお
ります。

また一方、当日というか、接種開始のときにスムーズに円滑に進むように、ある程
度計画をつくってから、その計画が実際にちゃんと機能するかといったリハーサルシ
ミュレーションというのもあると思ひますので、それらをよく考えまして、先ほど申
しました実際の接種が円滑に進むよう、準備をする過程でリハーサルをやるやらない
も含めて、関係機関とも協議しながら進めてまいりたいと考えてございます。

○10番（千葉 有子君）

リハーサルの件は承知いたしました。近隣でやっているから当町もということでは
ないと思ひますが、医療従事者の方々が円滑に接種業務を行えるように万全に万全を
期しての体制をお願いしたいと思ひます。

ワクチン接種に関しては、日々情報が更新され、接種の実施期間も遅れています。
確定できない中での準備には大変ご苦労があるかと思ひます。既に接種を受けた医師
の接種後のデータが一定期間記録され、報告という国の取組が示されておりました。こ
れらのことや近隣自治体との情報交換も密にして、町民が少しでも不安なく接種を受
けられるよう、時間のタイミングが合えば広報やお知らせ版などで周知していただい
たらと思ひます。安心、安全の体制かと思ひますが、プラス安心感でお願いしたいと
思ひます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 1時56分）

休 憩

（午後 2時00分）

<14番 竹原 義人議員>

1. 暴風雪等に対する住民の安全・安心対応について

○副議長（佐々木 和志君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

14番、竹原 義人君。

○14番（竹原 義人君）

それでは、早速質問に入らせていただきます。暴風雪等に対する住民の安全、安心対応について質問をさせていただきます。

今年2月15日夜から16日と、急速に発達した冬型の気圧配置で、東北地方、北海道に暴風雪警報が出され、青森県内も交通の影響や建物被害、停電等により生活不安があったと思います。三戸町も雪と強い風で被害が出たと思いますが、どのような被害があったのか。そして、特に独り暮らしの高齢者の方々は精神的不安があったと思います。現実に建物に被害が出た、道路が不通になるなどの災害は発生していなくても、テレビ等報道や吹雪の景色、夜寝てからの暴風の音等で、高齢者世帯の方々の中には大変怖く、不安になる方もいたと思います。具体的には簡易避難所開設等の対策ができないのか、またハード面、ソフト面で町の対応を伺います。よろしくお願いします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、竹原義人議員の質問にお答えを申し上げます。

暴風雪等に対する住民の安全と安心対応についてであります。令和3年2月15日から16日に発令された暴風雪警報は、最大瞬間風速、秒速22.1メートルと観測史上第3位の値であり、2月としては観測史上第1位を記録するほどの暴風となりました。

被害といたしましては、住家の屋根トタンの剥離、公共施設関連の被害は旧わかば児童館や町営住宅の屋根のトタン剥離、庁舎前車庫などのシャッター損壊などが確認されております。また、旧三戸北小学校付近の倒木により電柱や電線の損傷被害が発生し、県道が一時通行止めとなった事案や、ビニールハウスの被覆裂開などの被害、貝守、杉沢地区では停電も発生したところであります。

暴風雪警報発令中の避難所等への移動は危険を伴うことから、不要不急の外出を控え、屋内にとどまることが原則と考え、今回の警報においては避難勧告等の発令や避難所の開設は行わなかったところであります。

なお、高齢者の独り暮らしの方々へは職員が電話で注意喚起や安否確認をする一人暮らしほっとライン事業を2月15日に実施しており、対象者115人へ電話連絡を行いました。これは、2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震の確認を含めて暴風雪への注意喚起を行ったものであります。あわせて、何かあった場合には役場へ連絡をいただくようお伝えし、独り暮らしの高齢者の方の不安解消に努めているところであります。

今後もほっとライン事業をはじめ、町内会や自主防災組織と連携、協力し、住民が安全安心な生活ができるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○14番（竹原 義人君）

最大瞬間風速22.1メートル、非常に強かったと私も思いました。今町長は、ほっと

ラインを通じて115名の方々へ電話で状況等を把握したと答弁にありますが、町は72の行政区に分かれており、高齢化率が50%を超える18の地区があります。その中というよりも、全体で70歳以上のみで一人世帯で生活している方々832世帯、これは47世帯の方々、施設で暮らしておる方も含みますけれども、それから二人世帯は399世帯、これは誤差があると思いますけれども、おおむねこれぐらいの独り暮らし、また二人世帯だと思っております。

三戸町の防災マップを見ても、洪水による浸水区域、土砂災害警戒区域があり、気象と情報により高齢者等避難開始、避難指示が町から発令されますが、風についてはほとんど聞いたことがありませんけれども、今の世の中というか、社会情勢、気象情勢、気候、非常事態宣言を発言する自治体が国内でも非常に増えているということで、近年の気温上昇や大雨の頻度増加などにより気候変動の影響がますます大きくなる、そう予想されております。そういう中で、今までの災害に対する意識を大きく変えて、今後は高齢者の安全、安心、そして特に精神的な不安に対する対応、備えを町長はどのように考えるのかお伺いします。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

竹原議員のほうから今ご質問があった高齢者等への災害時における精神的な不安解消等に対しての町の考え方ということなのだというふうに理解をしております。

今回の災害が、また暴風雪の件もそうでございますが、東日本大震災の10周年ということで、テレビでも当時の生々しい映像が毎日繰り返されると。あれは、やはり見ただけでも当時の緊張感がよみがえってきて気分が悪くなるとか、そういうことが一般的に言われています。これは高齢者に限らず、みんな大きなトラウマを持ったところもあるのだと思います。そういった事案もあるものですから、精神的な部分でのサポートということになると、声かけ、現実直接強い風が吹いていたり、暴風雪の中を人が歩いていくということは、これもなかなか二次被害ということも考えられますので、まずは電話での声かけというのが非常に重要になるのだというふうに考えております。

○14番（竹原 義人君）

現実に被害が出ていないということに対しては、なかなか行政として動くに動けないというようなことがありますと思いますが、確かに町長も若いですから分からない点があると思います。高齢者になったときのその気持ちというもの、なった方でないと分からない部分が非常に多い部分がありますが、例えば先ほど私が一番最初に言ったように簡易避難所開設、避難所と言え大げさでありますけれども、本当に不安に思ったらここに来てもいいのだよというような安心感というものがあると思いますので、そういう点で電話連絡等は心の不安を取り除く上では非常に有効だと思っておりますが、実際に本当に頼りたいと思っている方々へ寄り添うという姿勢が非常に大事ではないかと、そのように思っております。

同じような答弁になると思いますので、そういう点をしっかりと配慮していただきたいということで1番目の質問は終わります。

2. 指定管理者の管理状況と検証は

○14番（竹原 義人君）

2番目の指定管理者の管理状況と検証について質問をさせていただきます。

町は、施設設置者として指定管理業務の実施に当たり、協定等に従って、サービスが適正かつ確実に提供されているかを確認し、その結果を町民に説明しなければなりません。それぞれの施設は目的や運営方針があり、課題等にも違いがあると思いますが、一つのエリアとして適正な運営ができているのか、町として情報を的確に捉え、検証し、さらなるサービス水準の向上を目指す。

今回は、国道沿いの道の駅、SAN・SUN産直ひろば、パークゴルフ場の3施設について運営上の課題と検証、評価、また支援体制を伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。指定管理者制度を導入している道の駅さんのへとSAN・SUN産直ひろばの2施設について、私のほうから答弁をいたしたいと思っております。

初めに、道の駅さんのへについてであります。施設の設置目的を効果的に達成するため、平成26年4月1日から指定管理者制度を導入し、これまで道の駅さんのへ共同事業体が運営しております。当該共同事業体には、観光協会と商工会の役員で構成する道の駅さんのへ運営委員会が設置され、毎月の収支報告のほか、様々な案件が話し合われております。会議には、オブザーバーとして町の担当職員も出席し、運営上の課題を共有するほか、通常時においても密接に連携を図りながら運営を支援しております。

評価であります。今年度はコロナ禍で厳しい運営となっておりますが、昨年度までの6年間は安定した運営により順調に売上げを伸ばしていることから、今後も施設の設置目的である観光物産を中心とした地場産業の振興が図られるものと認識しております。

次に、三戸町農林産物直売施設についてであります。道の駅さんのへと同様、平成26年4月1日から指定管理者制度を導入し、これまでSAN・SUN産直ひろばが運営しております。当該指定管理者は、町内の農業者で組織され、年間を通じて新鮮な農作物や農産加工品を提供できる体制が整っております。

指定管理者制度の導入により、住民サービスの向上や管理運営の効率化、管理経費の削減が図られ、売上げも伸ばしていることから、施設の設置目的である農業者の所得向上と町の活性化につながっているものと認識しており、今後もよりよい施設となるよう、定期的に行われる役員会などを通じ、協議を進めてまいります。

私からは以上です。

○教育長（友田 博文君）

竹原議員のパークゴルフ場の指定管理者の管理状況と検証についてのご質問にお答えいたします。

さんのへパークゴルフ場は、町民の健康の維持増進と交流の促進を目的として平成28年にオープンしました。今シーズンの利用者数は、1万2,102人となっており、新型コロナウイルス感染症の心配もされたところではありますが、多くの方々にご利用いただきました。

指定管理については、今年度から株式会社サンアメニティが指定管理者となっており、受付業務及びコース管理業務を行っております。管理状況の検証につきましては、日常の管理は町と指定管理者との間で連絡を取り、連携し、運営管理を行っております。このほか、町とさんのへパークゴルフ協会などの関係者で組織するさんのへパー

クゴルフ場運営協議会において、その管理状況等について報告を行い、協議しているところであります。

これまで芝の育成が安定しないことが大きな課題でありましたが、今年度は芝の育成も安定しており、適正な管理がなされているものと捉えております。

今後におきましては、パークゴルフ愛好者や利用者の皆様に快適な利用環境を提供するため、町と指定管理者、さんのへパークゴルフ協会の連携、協力により集客の促進を図り、パークゴルフ場のよりよい運営に努めてまいります。

○14番（竹原 義人君）

ただいま3施設について、おおむねよくやっているというような評価をしておりますけれども、地方自治法第244条の2第7項には「指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通公共団体に提出しなければならない」とあり、町は事業報告書の提出を受けて、それに基づいて評価をしていると認識はしております。後でその事業報告書等を拝見させていただきたいと思っておりますが、業務の実施過程で生じた各種課題等について、今回答弁にはなかったと思っておりますが、問題点及び改善等がないかチェックをして、指定管理者との協議等を通じ、確実に改善を実施することも重要であります。

制度を導入した町が施設の管理、運営についてよい評価をしたとしても、サービスを受ける側の協議、また来場者がその評価を否定するようでは制度導入の是非が問われると思えます。3施設のことでもありますので、個別にここは合うというのはなかなか難しいと思えますけれども、例えば現場の声として道の駅、産直に関しては、駐車場について非常に共通の課題として、平日は何とかなっているけれども、土曜、日曜、祭日は混雑で入れない。車がぐるぐる回って、帰ってしまう車両、また路上に駐車をしてバス等の運行に支障が出ることもあると伺いました。それらの対策として、施設設置者として考えがあるのかどうか伺います。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

指定管理者の方々から様々なお声を聞いてのご質問だと思います。駐車場の件につきましては、現場のほうからもピーク時には足りないというふうな声は十分承知しているところでございます。これにつきましては、道の駅の指定管理者、そして産直の指定管理者、双方から状況を聞き取りまして、例えばゴールデンウィーク等の混雑時期であれば、周辺の交通整理員を立てるなど対策を取っているところであります。しかしながら、やはり絶対面積がもっとあったほうが良いというピーク時には、そういった今後の町側としての対応策も十分に取っていかなければならないという点は認識してございます。

今後こういった3施設を一体として、一つのエリアとして盛り上げていくために3施設の指定管理者が集まって例えば意見交換する、もちろん担当課も入って意見交換をするなどの場を設けて、様々なアイデアを、対応策を話し合っ、相乗効果が得られるように進めてまいりたいと思っておりますし、また町側としてもそういった声に善処していけるように内部で話し合っ、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

駐車場をどうするこうするという答弁にはなっていないように思いますが、

毎月の会議を開いていると今最初の答弁にありましたけれども、毎月の会議を開いているのであれば、当然駐車場の件に関しなくても売上げと、それから運営等に対する課題、様々出ると思いますが、例えば障害者の駐車場がございます。道の駅、産直にございますが、当然なければならぬと思えます。ただ、どれぐらい前からか、8台確保しています、その部分を。屋根がかかった障害者用の駐車場が2台分完成しているのですが、その後も前からの白線と障害者マークが入ったまま置くわけです。非常に混雑するときもその状況であります。そうでない車も入り乱れて入るわけですが、そういうことを考えたときに、私も伺いました、道の駅の担当者から。そうしたら、今後これは直すことになっていきますと回答いただきましたので、それであれば一時的なものであったと考えますけれども、前々からそういう課題等が出ているのであれば、完成した時点ですぐにでも改良するべきであろう、それが毎月の会議を行っている上で情報共有ができていないか、できていないかということにも当たるのではないかと、そう思っております。そういう点で、町で評価するのとサービスを受ける側の方々の評価とは違うのだよということを肝に銘じて、その辺の対応をしていただきたい、そう思っています。

それから、道の駅の販売実績が徐々に上がってきていたという、なかなかあればパークゴルフ場の効果も大きかったというふうな道の駅の関係者であります。もう一つが現場の声として、道の駅の滞在時間が短いのだというふうな声がございました。それについて、道の駅、ちょっと狭いと感じるので、商品はびっしり並んでおりますが、並べ方等の工夫を、非常に悩んでいる様子も見受けられます。そういう点で、道の駅と産直の建物がありますが、その真ん中に少し大きい空地があります。消防法とか建蔽率とか様々な条件があるとは思いますが、現場の声として、あそこに食堂部門を設置したら、両施設が活用できる相当な空間ができるというふうなことも伺いをしました。そういう点について、設置者としてどのような考えを持っているのか、お伺いしたいと思います。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

売場面積がもう少しあったほうがよいという点についての改善の案でございしますが、ご提案のありました食堂を一本化して、それぞれの食堂のあったところを売場として使用する案、そして産直と道の駅間のスペースを有効活用して売場を新設する、あるいは臨時的に売場を確保するといったような様々な案が考えられると存じます。これにつきましても、今後やはり検討していくべきものとは認識しております。

3つの施設の指定管理者、そして担当課、今後意見交換の場を設けたりすることによって、よりよい施設の運営となるようにこれは進めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○14番（竹原 義人君）

言われたから、では会議を開くではなく、さっきの答弁で毎月やっているというような答弁をいただいておりますので、当然そういう話も前から出ているのではないかと思っていますので、迅速に進めていただきたいと思えます。

それから、道の駅のもう一つの、この前に、これは元年12月議会での答弁でありますけれども、まだ構想の段階であるが、道の駅等を中心に電動レンタルサイクルを整備して町内外を行き来する連携ができないか、各自自治体で現在勉強中である。今も勉強中でありますか。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

レンタルサイクルの導入につきましては、これまで導入を検討してまいりました。現状レンタルサイクルの事業を提供してくださる会社がコロナ禍になってから業績が思わしくなくて、オーケーしていただけるような状況にないことが判明いたしまして、今事業の仕組みを変えるところでございます。来年度はできることからということで、町で持っております電動自転車を、2台でありますけれども、こういったものをまずは使ってみてという取組をしたいと考えておりますので、今後またそういうレンタルサイクル業界の業績が戻りまして、町からの委託を受けてくださるようであれば、またその採用も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

なかなかコロナという関係で非常に難しいかじ取りをされていると思います。早く終息をして、思いっきりお客さんを呼び込みたいということでもありますけれども、よろしくお祈いします。

ゴルフ場についてちょっと質問させていただきますが、教育長答弁では、今年は芝が非常によかったというご答弁をいただき、ほっとしておりますが、ゴルフ場をはじめ各種スポーツ施設で、野球にしろ、サッカーにしろ、ラグビー、パークゴルフ、レクリエーション施設、三戸町は学校施設も、斗川小学校に行くと芝生になっておりますが、芝生の利用が増えているというのは温暖化防止に役立つことが一般に知られるようになり、芝生の関心が非常に高まっているという。その一方で、農薬の取扱いや病害虫等への対処を含めて、知識や技術は非常に高度化、専門化しております。技術の向上を図る一方で、環境の保全にも万全を期するため、資格指定制度というものがございまして。日本ゴルフ協会公認で、スポーツ庁後援の制度で芝草管理技術者がおります。パークゴルフ場は、指定管理になり1年になりますが、さんのへパークゴルフ場も知名度が上がってまいりました。今後大きな大会等の計画もあり、また年々大会誘致可能と思われる状況が見込まれます。でも、開設当初からの芝草管理技術者1名、芝生作業員2名が現在まで、従来からいる方が退職されたと伺いました。去年は非常によかったという報告をいただきましたが、この状況で芝生管理委託料に影響なく、令和3年度は芝生管理やコース管理で今まで以上のサービスが期待できるのか、そして芝草管理技術者は4月から確保しているのかお伺いします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

ただいまのパークゴルフ場の芝生の管理についてお答えいたします。

確かに芝生については、斗川小学校にもありますし、様々なところで芝生の効用というものがよいということを言われております。パークゴルフ場の芝についても、先ほどから申し上げておりますとおり、今年度非常によい管理が行われたものというふうに認識しているところであります。

竹原議員ご指摘のとおり、パークゴルフ場を管理しておりますサンアメニティのほうから、これまで芝生の管理を行ってきた方がお辞めになるというようなことはお聞きいたしております。こちらにつきましては、現在募集をしております、申込みが来ているというふうに伺っております。採用はこれからということになっているということでございます。

それで、これまで同様の管理ができるのかということになるのですが、そちらにつ

きましては、これまで専門の業者のほうに専門的な知識が必要な部分については作業委託を行ってまいりました。サンアメニティの職員も、そちらの業者のほうから技術指導を受けながらこれまで管理を行ってまいりましたので、今後につきましてもそちら、専門業者のほうからのアドバイス等を受けながら、今後も適切な芝生の管理を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

このパークゴルフ場については、事業報告書等の提出はありますか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

事業報告書につきましては、今年度の委託期間は3月までということですので、これから提出されることになっております。

○14番（竹原 義人君）

その提出がなくて、1回前の答弁で、従業員等の申込み等があるということが既に分かっているわけですか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

そちらについては、事業報告書の中の報告ではなくて、随時状況をお互いに共有しながらパークゴルフ場の管理を進めておりますので、そういった情報も得ながら、お互いに情報共有して進めているところでございます。

○14番（竹原 義人君）

お互いに情報共有をしながら進めていく。その従業員の方々が、ではどういう理由で退職されたのか伺っていますか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

従業員の採用等については、あくまでも指定管理者のほうの部分ということになりますので、そちらの詳細な内容につきましては、こちらのほうでは把握してございません。

○14番（竹原 義人君）

そのとおりだと思いますけれども、ただ指定管理者を受けるに当たって、そのとき作業している従業員の方々はどうなるのだというときの答弁がございました。教育委員会のほうからは、現在仕事をしてもらっている方々はそのまま継続するのだということで、私どもは安心してお任せしましょうというようなこともございました。それなのに、まだ1年たっているかたっていないかであります。その時点で、もう従来からの方々はみんないないというような、そういうことはやはりそっちのほうからも月々の会議等で話がなければならないと思います。その辺を事業報告書等で私は確認をしたいなど、こう思っておりましたけれども、まだ出ていないというのであれば、出たときに確認をさせていただきますけれども。

先ほどから言っているように、町としてよい評価をしたとしても、それは運営上のことであって、利用者の方々のことを考えるということになると、パーク競技には直接関係がないかも分かりませんが、今の三戸町のパーク場は11ぴきのねこの顔

をモチーフにした芝生の刈り込みがあったり、青森県の刈り込みがあったり、競技する方々、競技そのものには関係ないけれども、楽しむという点では子供たちも大いに楽しめる、そして競技者もほっとしながらわいわい、話題づくりをしながら競技するわけですので、非常にいいわけです。そういうことが今後できるのかできないのかというふうなことも関心があるわけです、替わったというふうなのを聞けば。どうしてもそれが必要だというのではありませんけれども。そういう点でやっぱり考えてもらわないと、町が仲介に入って、どういう原因だか分かりませんが、仲介で話し合っただけ、いいのであれば本来そのまま進めていただくのが、私どもは安心して任せられるという実績もありますから、そのことを覚えておいていただければと思います。

それともう一つが、外での休憩場所、議員の皆さんも実際に体験をしようということで行ってみました。そのときに外で、駐車場の片隅ではない、一番いいところかな、そこで休憩をしている方々があつたのです、食事を取っている方々というか。コロナ禍のために中が使えないというような事情もあつたと思います。事情もあつたにしろ、屋外での例えばガーデニングテーブル、チェアなど、サービスとかお客様のことを知らなければサービスできないというようなことが多々あるわけでありまして。ややもすれば利益第一に考えるようになりますと、来場者のニーズとちょっと離れるということがあると思いますが、そういう場合はどのような指導をしているのか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

パークゴルフ場の飲食の関係ですけれども、今年度につきましては、当初コロナの影響で4月26日から5月31日までについては、そこは県内だけとかいった規制をかけましたので、そこはクラブハウス、またデッキのところも飲食はできませんよという方針で行いました。その後6月以降につきましては、クラブハウス内については飲食は避けてくださいということにしましたが、その外、デッキの部分、屋根がかかった部分ですが、あの部分については飲食もできますよということで、そこで飲食は取っていただくということで対応したものでございます。報告では、その部分で飲食については間に合っているような状況もあつたというふうにお聞きしているところではありますが、今後もしそこで間に合わずに外で飲食するようなこと等ありましたら、サービスの改善に努めていくように指導していきたいというふうに思っております。

○14番（竹原 義人君）

まずは、楽しくということが一番でありますので、親子連れが楽しくできる、それから3世代が楽しくできるということにおいては、デッキでなくても外でも十分だと思いますので、外にそういう休憩場というか、車が道の駅のように本当に混んでいるというのであれば無理だと思いますけれども、あそこが満杯になるというようなことはそうそう大きな大会でない限りありませんので、その辺を利用して、ちょっと造るといようなことも設置者としては考えていただきたいと思います。

3. 連携協定の成果と今後の取り組み・「友好の桜」の植樹について

○14番（竹原 義人君）

それでは、次に入らせていただきます。3番、連携協定の成果と今後の取り組み、「友好の桜」の植樹について質問をさせていただきます。

中央大学学生会、白門44会支部の三戸町出身者であります藤原さんのご縁で平成25年に発足しました白門りんごの会があります。目的は、東日本大震災復興支援、三戸

りんごの普及及びブランド向上、まちおこしの貢献、生産者との交流、地域、地元白門会との交流であります。現在100名を超えるメンバーが加入し、毎年おいしい三戸りんごを食べていただいております。

リンゴの付き合いも10年を迎えるまでになりました。その間りんごの会の仲介により、中央大学理工学部と三戸町との地域個別連携協定が締結され、中村太郎教授研究開発の作業負担軽減アシストスーツの開発、また理工学部学生食堂では、三戸りんごを使った特製カレーを限定販売、大学ホームカミングデーにおけるリンゴの即売会、そして毎年実施しているリンゴの収穫体験により、梅内りんご組合員、地元住民、地元白門会等との交流を通じて、お互いにブランド力向上に大きく貢献してまいりました。三戸町のまちおこしブランド力向上に多大なる貢献をされたことにより、平成29年、白門りんごの会に町長より感謝状を贈呈しております。

発足から10年を迎え、皆様方から記念に残るイベントを実施していただきたいとのご提案があり、りんごの会に寄せる皆様方の熱い思いを桜に託したいと考え、友好の桜として城山公園に桜の植樹が企画されました。

植樹式典は、令和2年9月の予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症のため延期とし、令和3年9月予定に変更されましたが、協賛金の寄附は令和2年7月に町に贈呈済みとのことです。

そして、三戸町からは、貴会は発足10周年記念として、三戸町との友好の桜と記念石碑並びに金員を寄附され、交流の発展と本町振興に寄与されたことにより、令和2年7月29日、町長より2度目の感謝状を贈呈されております。

このように内容の深い関係を築き、10年を迎えました。連携協定の成果と今後の取組、そして友好の桜植樹式典等について、町としての対応を伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、連携協定の成果と今後の取組、そして友好の桜の植樹についてでございます。

初めに、白門りんごの会との交流の成果についてであります。平成25年から始まった交流、ただいま竹原議員からもご説明がございましたが、最も大きな成果として挙げられるのが三戸りんごブランド化への貢献であります。梅内りんご組合の協力により実施する三戸りんごオーナー制度では、100人前後の申込みがあり、安定した組合収入と三戸りんごのPRに寄与しているところであります。また、中央大学理工学部の学生食堂で三戸りんごを使用した特製カレーの限定販売を実施し、多くの学生から高い評価を得ており、三戸りんごを多くの方々にご存知いただく機会となっております。白門りんごの会の取組は、町が推進する三戸りんごのブランド化に大きく寄与するものであることから、今後も良好な関係を継続してまいりたいと考えてございます。

次に、中央大学理工学研究所との個別連携協定の成果と今後の取組についてであります。この協定は農作業の負担軽減により労働力不足を補うことを目的に、研究所が研究を進める農作業アシスト装置の普及促進を目指すものであります。農作業アシスト装置は、令和2年11月に商品化が実現したことから、町といたしましても農作業アシスト装置の効果を体験できる機会をつくり、それぞれの営農に適した機器の導入を推進する取組を進めてまいります。

友好の桜植樹式の対応についてであります。実施時期や方法等につきましては、全国的に広がる新型コロナウイルス感染症の状況を考慮するとともに、白門りんごの会の意向等を確認しながら、できる限り協力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

聞き漏れがあったのかも分かりませんが、城山公園に植樹するしないは答弁にありましたか。

（「答弁していないか」と言う者あり）

○14番（竹原 義人君）

あった、城山公園。

（「これは答弁はしていないです」と言う者あり）

○14番（竹原 義人君）

あら、すみません。私が聞き漏らしたかも知れませんが、中央大学理工学部との連携協定によりまして、令和3年度の農業振興費の中に貸出用農業アシスト機6台を購入し、農家に貸し出すということの予算書でありますので、非常によかったなと思って、どのような効果と狙いがあるのかお聞かせください。

○農林課長（貝守 世光君）

今般の農作業アシスト装置につきましては、上腕アシスト装置とあって、腕の力を必要とせず、少ない力で葉取り等の作業ができるシステムであります。新年度、これの貸出事業を実施しまして、実際に農家の方に使っていただく、そして農家の方が確かに自分の農業に非常に効果があるという判断をした場合に購入していただくという形で、使っていただく機会を設定するという事で今回事業を計画しております。

○14番（竹原 義人君）

今回役場で貸し出して使っていただいて、非常にいいものであるとなれば買っていただくというふうなことになるという。特許も視野に入れているというようなことでありますので、非常に有望な機械になるのではないかと、そう思っています。

先ほど聞き忘れたかも知れませんが、町長の新年のご挨拶というのがございます。新年のご挨拶があって、令和2年の新年の挨拶、城山公園について、白門りんごの会のほうは城山公園と言っていますので、「城山公園については、これまでの発掘成果を取りまとめ、国史跡指定に向けた準備作業を行い、また公園を訪れる人たちの憩いの場としての環境整備へ取り組みます」というふうな新年のご挨拶であります。町民の財産である城山公園を有効に活用するため、対話の場による町民の声を生かし、まちづくりにつなげますというふうな、これは令和2年の挨拶であります。

令和3年の城山公園に対する挨拶は、「三戸城跡城山公園につきましては、国史跡指定の申請を行うとともに、公園全体の整備計画と今後の在り方について町民の皆様から意見を拝聴し、町のシンボルであり、憩いの場である三戸城跡城山公園の環境整備に取り組んでまいります」とございます。

それから、この4年間でできたこと、できなかったことということで町長の公約にあります。このとき、私ども議員の皆さんにも説明がございました。令和2年10月9日ではありますが、歴史と文化、教育の町を実現するためにということで、コロナに負けない2020公約ということで、ここで城山公園に関しては、「いよいよ決定となる国

史跡指定を励みとして、城山公園の整備計画と今後の在り方を町民の意見を聞きながら方針を策定します。新たに桜の植樹を行い、そして広域観光に結びつけます」というような私どもへの説明であります。

それから、ずっと前からのことで申し訳ありません。記憶をたどっていただければいいですが、令和1年9月議会、これは議員の一般質問であります。城山公園を整備、どういうふうにしていくか、城山公園の今後の5年後、10年後のビジョンということで6点の質問をしております。その中の一つに、桜やヤマブキの植樹についてという項目がありました。そこで町側の答弁は、「桜の植樹については、これまで既存樹木の剪定を主にやってきたところであり、今後においては、発掘調査との連携により、桜やヤマブキなどの植栽と併せて植樹場所等を計画した上で、城山公園管理運営委員会のご意見を伺い、進めてまいりたいと考えております」というような、そのときの答弁であります。

ですから、私が考える、これは町側で考えることではないと言われればそうですが、憩いの場所として環境を整備するというのは何回も出てまいりますので、その憩いの場としての環境整備とは、桜の植樹を計画的に行うのだなというふうな一連の答弁、また新年の挨拶、公約等を見て、白門りんごの会とのことで非常に発展するな、そういうふうに解釈をいたしました。場所等はどうかになっておりますか。

○町長（松尾 和彦君）

いろいろ城山公園の在り方、またこれまでの計画の変遷まで含めて竹原議員のほうからお話しになりましたが、りんごの会の方々の植樹のことをお答えしてほしいということだというふうに理解をしております。私のほうで松木りんごの会会長のほうとお話をしたのは、長年の三戸との交流を記念して桜の植樹と記念碑ということで、会員の方々からご寄附をいただいたので、それを三戸町へ送りたいと思っておりますということでお伺いをしました。私のほうでは、それはそれは結構なご提案で、ありがとうございますということでお答えを申し上げました。

場所については、先方の希望は城山公園にということではございますが、どこの場所かというところまでは約束はしておりません。というのも、それこそ竹原議員のお話の中にも出ておりましたが、城山の国史跡指定を取って、その後計画を策定するという流れに、前もって先に計画を策定かなということだったので、実は指定を取ってから計画をつくってということ、国に対しての計画策定の時間的タイムスケジュールが少し当初の考えと変わってきております。なので、どこの場所に桜を植えていい場所かどうかというのがまだ見えていないというのが現状でございます。ですので、それまでの間、違う場所で取りあえず留保して、大体見えてきた際にはこの辺でどうだろうかということやっていきたいと思っております。それはなぜかといえば、文化庁に対しての国史跡指定の申請、またその後の計画の部分についても、それが支障となつては両方の、三戸町にとってもりんごの会にとっても大変悲しいことになると思うので、両方がいい形の場所を取れるように、城山公園内にしても場所の部分というのはいろいろこれから協議をしていかなければならないものだというふうに考えております。

○教育長（友田 博文君）

委員会のときと同じような答えになるかもしれませんが、委員会は今までの発掘成果をまとめた総括報告書を今作っております。できます。できますと、文化庁に指定してほしいという具申書を出します。今年末ぐらいには、順調に行きますと国

指定史跡になります。去年国指定史跡になっても、史跡の中に桜とか紅葉とかヤマブキを植えるということを強く宣言されるものではないのですけれども、一応なると、そこをどのような公園にするかというような計画を出さなければなりません。ですから、ここにこういう公園、ここにこういう公園とか、それが認められないと、その場に勝手に、その前にやってしまうということは、まだ指定史跡になっておりませんので、少し時間をいただければなということなのですけれども。指定まで、指定になって計画書を出しますので、その後ですと、こういうヤマブキの公園とか、紅葉の公園とかというのも計画としてあり得ると思いますので、そのこのところ、時間的にちょっと時間をいただきたいと。

今町長からお話あったように、その間桜がなったら移植するとか、どちらかに植えておいて移植するとか、そういう全体計画の中で桜とか紅葉とかそういうことの公園管理に取り組んでいきたいなと思っていますけれども。ということによろしいですか、時間で。よくないですか。

○14番（竹原 義人君）

ちょっとすれ違いがあるかも分かりませんが、私が伺ったところでは城山公園というのは町側から出た話であるというふうに伺っております。

それで、町長は令和2年7月29日、目録を頂きませんでしたか。

○農林課長（貝守 世光君）

白門りんごの会のほうから桜の苗木5本、ヤエベニシダレザクラですが、それと記念碑を1基、現金を35万7,000円、いずれも令和2年7月29日に受領しております。

○14番（竹原 義人君）

そのときの目録に桜の植樹場所は決まっています。場所は決まっていますが、城山公園というのがうたわれております。現在三戸緑地の畑に仮植えをしている、役場との相談の上、城山公園指定場所に移設するのだというのがこの目録についているわけです。

それから、寄附の案内をしますよね、案内。こういうことをやるのだから、植樹、桜の木を三戸に贈呈する、その寄附の案内の中にも青森県南随一の桜の名所、三戸城山公園というのをうたって募集しているわけです。その中で74名の方々から寄附がされていると。その寄贈されたの方々、非常に人脈のあるの方々ばかりであります。

それから、ホームページ等でも募集しております。中央大学から総長様、理工学部長様、評議員会副議長様、中央大学学員会副会長3名、事務局長様とかすばらしい方々、それから青森県の元土木部長をやられた方々、OBの方ですが、その方々74名からそういう下地があつての募集をしたわけです。そして、町へ寄贈した、その目録にも載っていると、それは当然見ているのだということになるかと思えます。その感謝状が今度は白門、中央大学の学芸員の会報にも載ったわけです。52万の方々に、見る方、見ない方いるかも知れませんが、発送している。そこで、役員の方々、こういう約束で、どうなったのかということで心配をして、私はぜひ城山公園にこれは植えてもらうべきだ。そして、何回も城山公園、私も下見をしましたが、城山公園のここというのは無理だと思いますが、公園の中なら、さっき教育長が言ったようにここならというのがないわけではないのではないのか。そして、議員が勉強会を開いたときに、野田班長から様々お伺いしております。史跡になると公的規制がかかるのだ。これは、前にも質問している議員の方々、多くおりますが、何回も聞いていますよね、

もうとっくにそれらはできていなければならないと。指定になっていないからやらないというのでも分かりますが、やっていなければならないこと、それができていなかったからこそ、こうなってしまったと私は思っております。現状変更、では木の伐採はどうしてやりましたか。木の伐採も駄目なの。

○副議長（佐々木 和志君）

暫時休憩いたします。

（午後 3時09分）

休 憩

（午後 3時13分）

○副議長（佐々木 和志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長（友田 博文君）

木の伐採については地上ですので、今文化庁と問題になっているのは地下の埋蔵物なので、例えば近年東北最大級の大御門が出たり、石垣も出ましたよね、地下。その地下については、かなり計画が必要なわけですよ。中央大学の皆さんのご意向は受けて、できれば公園のいいところに植えていただきたいなと思っております。ただ、史跡の指定の前にあちこち掘るということは、多分新聞に載ったりとか、いろんな面で指定に向かうというのが聞こえていくとまずいので、その間、時間をいただきたい。そして、なったら計画を立てて、ツツジでも紅葉でもヤマブキでも、そういう計画を立てれば、それは町民の公園として活用は、弘前でもしているわけですので、それができるので、その時間をちょっといただきたいということですが、よろしくお願いたします。よろしいですか。

○14番（竹原 義人君）

無理なこじつけを質問しているようで私も心苦しいのですが、やっぱり約束したこととか、そういうことは極力、さっきも言ったように三戸町のリンゴ、三戸町の振興、三戸町発展のためにはなくしてはならない協定を結んでいる、唯一ではありません、いっぱいありますが、その中でも非常に貢献度が高い団体でありますので、その辺を配慮してくださいとは言いません。法律にのっとってしっかりとやっていかなければなりませんので、国の史跡を取るための、一番最初はそういう史跡を取るためにやむを得ませんと、町の意向には沿っていかなければなりませんのでというような話もあったわけですが、だんだん契約、例えば契約した、寄贈した上戸石材店には9月に、ちょっと延期してくださいと、まだ確定していませんのでというような連絡が入っているのにもかかわらず、リンゴの会のほうには入らなかった。そういう細かい点でずれが生じるというか、その都度情報交換というか、しておけば、こんなに私も資料を集めることはなかったのですが、掘られないというのは私も認識しています。掘らないで土をかければいいわけですので、掘っていませんというような、最悪の場合は。これからもだけれども、町長にもさっき言いましたが、憩いのための環境整備をする、何回も言っているわけですので、私はそれを憩いの桜の公園だ、やっぱり県南随一のというのは譲れない。これはやっぱりその思いで、桜は順次入れ替えていかなければなりませんので、今後やられないとなれば枯れていったときに大変な

ことになりますので、そういう点で今後松木会長とはしっかりと連絡を取りながら進めていただきたいと。極力私が先ほど来申し上げている希望に添ってできるようにお願いをしたいと思います。

1つだけ、時間があるので。町長にもう一つ言っておきたいことがあるのですが、町長はよく上杉鷹山侯の有名な「なせば成る、なさねば成らぬ」、よく使いますが、私も大好きです。でも、それもありますが、その前にこういうのがあります。「してみせて、言ってみせて、させてみる」、これは自ら率先してやってみせるということになりますので、その辺も先ほど議員が聞いた、どうして三戸町をといたけれども、こういうこともあります。リーダーが率先してやるべき、教育長も率先してやるべきでありますので。

そして、もう一つ提案をさせていただきたいと思いますが、白門りんごの会は松木会長、もう25年はずっと会長でやっておりますが、中央大学のほうの役員もされております。何の役員だか、ちょっと今思い出せませんが、人望が非常に大きい方です。ふるさと応援大使等に任命をして、三戸町の地域振興に尽くしていただけたら。松木会長は、三戸が大好きな、本当に好きな方です。ですから、こういう方に応援大使を任命するというようなことになると、まだまだリンゴの消費も増えると思いますし、三戸の発展のためには欠かすことのできない人材であろうと思っております。法律上の規制はありますけれども、十分利用者に配慮した決断をされることを望んで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（佐々木 和志君）

10分後再開予定をもって休憩いたします。

（午後 3時20分）

休 憩

（午後 3時27分）

<5番 乗上 健夫議員>

1. 農業経営基盤の強化について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

5番、乗上健夫君。

○5番（乗上 健夫君）

よろしくお願いたします。議員に就任してから1年になりました。1年を振り返ってみますと、昨年は新型コロナウイルス感染症という未曾有の困難への対応に終始をした1年であったと感じます。国、県、そして市町村も一丸となって、懸命に感染症の予防対策あるいは経済対策を行ってきました。また、我々の日常の生活様式への変化も求められ、各種行事等の活動の自粛、中止など、町民の皆様にも大変なご苦労をおかけしております。いまだに終息が見えない感染症対策の切り札とも言えるウイルスのワクチンの接種が、医療従事者から優先接種が始まりました。そんな中、延期されていきました東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。安心してテレビ観戦ができるような日常に戻ればというふうに願っております。

また、昨年は全国的に豪雨災害の多い年でした。熊本県をはじめ、三戸町でも被害がありました。また、昨日3月11日で東日本大震災から10年目の節目となりました。その余震と見られる地震が先月の13日にあり、被害が出ております。それぞれの災害で被災をされた皆様には改めてお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧、復興がなされることを祈念しております。本年こそ感染症も終息をして、いつもの日常に戻り、自然災害も少ない1年になるよう願っております。

三戸町では、第1期総合戦略における取組の検証結果を踏まえ、第2期総合戦略を策定し、人口減少対策に係る施策について数値目標や方向性を示した計画をしております。その中から当町の基幹産業でもある農業の振興対策と高齢者対策について質問をいたします。

まず、農業振興対策から伺います。国の食料・農業・農村基本計画では、デジタル技術を活用した新たな農業への変革を挙げております。具体的にはロボット、あるいはICT機器を活用したスマート農業の普及を図ろうとしています。また、県でも上北地域県民局でスマート農業機器4種類を使用し、実証実験をし、結果を公表しております。機器購入構想に見合う所得向上が可能だとしています。町としても、農業の生産現場での少子化による人手不足、補助労働力の確保が困難になっており、労働力の確保が課題となっています。そこで、農業経営基盤強化のための規模拡大等の支援策として、スマート農業を推進することとしています。町の現在のスマート農業の取組、スマート農機の導入、実績等について伺います。

1として、農業のどんな営農形態で使用されているのか。

2として、どのような機種で何台導入されているのか。

3として、機種導入の費用と使用による所得向上になっているのか。

4番目に、スマート農業の推進、導入の具体的な計画あるいは対策があるのかどうかについて伺います。

2点目、後でお願いします。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 3時33分）

休 憩

（午後 3時34分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

○5番（乗上 健夫君）

失礼しました。次に、新規就農者について質問をいたします。

町の第2期総合戦略では、農業が職業として魅力とやりがいのあるものとなるように、県をはじめ関係機関と連携をしながら、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るとしております。また、新規就農希望者に対し、就農、経営定着までフォローアップすることとし、新規就農者の確保、育成に取り組むとしています。

そこで質問ですが、第2期総合戦略に期待をされている新規就農者数は、2019年度32人となっております。ですが、一般質問では24人と回答しており、この誤差はどのようになのか。

2番目として、就農、経営定着がなされ、その経営状況は順調なのか伺います。
以上、質問をします。

○町長（松尾 和彦君）

乗上健夫議員の質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、所感のところから入られましたが、あっという間に1年たったのだなと、私もそのように感じておりました。天候不順があり、コロナがあり、いろんなことがあった1年でありましたが、私も議員と同様にオリンピックを黙ってテレビで安心して見られる、そういうときがぜひ来てほしいものだ、そのように感じております。

それでは、答弁に移ります。初めに、農業経営基盤の強化に係るスマート農業の推進についてであります。スマート農業とはロボット技術や情報通信技術を活用する農業のことであり、導入効果といたしましては作業の自動化、情報共有の簡易化、データの活用が期待されているところであります。

当町におきましては、労働力の省力化と生産性向上のため、スマート農業を推進しているところであり、第2期三戸町総合戦略において目標とする指標を掲げております。現在スマート農業導入数は4件であり、内訳といたしましては2つの団体がドローン3台により水稻の薬剤散布を行い、1軒の農家がトラクター自動操舵システム1基を導入し、畑作作業全般で活用しており、1軒の農家が農作業アシストスーツ1基を導入し、農作業全般で活用しております。費用対効果につきましては、導入による肉体的な労働負荷の軽減などの数値化が難しいところではありますが、農林水産省によるスマート農業実証成果の中間報告によりますと、中山間地域の水田作は、労働時間は12%減となりますが、機械費が大きく増加し、利益が7%減となることから、導入時における費用負担が大きいと報告されております。

スマート農業の機械、装置は高価なものが多く、導入する経費に対する収益性の確保が重要であることから、町では導入経費の負担軽減を図るため、中山間地域等直接支払交付金において機械や装置を導入できる生産性向上加算の活用を促しているところであり、今年度から令和6年度までの期間において、13の集落協定により生産性向上の取組が行われるところであります。

次に、新規就農者の確保、育成の取組についてであります。町の基幹産業である農業の維持発展を図るため、今後の担い手となる新規就農者の確保と育成が重要であると認識しております。

町では、国の農業次世代人材投資事業を活用し、新たに農業経営を開始する新規就農者に対しましては、早期の経営確立に向けた支援を行っているところであります。本事業を活用する新規就農希望者に対しましては、県と連携して就農相談を実施しているところであり、平成24年度以降32人が新たに就農しており、そのうち24人が国の農業次世代人材投資資金の交付を受けているところであります。令和元年度、令和2年度につきましては、農業次世代人材投資事業を活用した新規就農者はおりませんでした。

なお、定着状況についてであります。事業を活用した24人のうち20人が農業経営を継続しており、現在研修中の方はいない状況となっております。

○5番（乗上 健夫君）

これからは、質問というよりお願いになります。まず、前段のスマート農業についてですが、産業界ではもうトヨタ自動車がスマート農機開発に参入をしたという報道

がありました。いよいよスマート農機の開発が加速されるものと思っております。また、農業生産現場では、農業の特性なのですが、勘とか経験に頼る部分がかかなりございます。そういったものをスマート農機が解消してくれるものと期待しております。近い将来、スマート農業が農業の主流となると考えておりますので、行政のさらなるご支援と関係団体と連携してのご指導をよろしくお願い申し上げます。

次に、新規就農者についてお願いを申し上げます。農業従事者の減少は、食料の自給率低下に直接つながります。また、今回の世界的な感染症の拡大や国家間の争い等で物流の停滞が懸念をされ、そうしますと食料を輸入しておる日本としては食料安価問題まで発展をするものと考えております。そのようなことから、国の農業次世代人材投資事業は効果的だなというふうに思っております。

また、地方では、三戸町も含め、少子高齢化で人口が激減をしております。こういった若い人たちの定着は、人口の抑制にもつながりますし、本町の基幹産業である農業の隆盛にもつながりますので、今後とも若い農業者の確保、育成は重要と考えますので、その担い手確保に努めてほしいとお願いを申し上げます。

2. 高齢者対策について

○5番（乗上 健夫君）

次に、高齢者対策について伺います。

町では、第2期総合戦略でも少子高齢化対策を重要課題として取り組むこととしております。国、県の長期人口ビジョンの策定を受け、町においても三戸長期人口ビジョンを策定し、総人口、年齢3区分別人口の調査を実施しております。特に65歳以上の高齢者を対象に健康とくらしの調査をし、結果概要を示しております。

新聞、テレビ等では、よく孤独死問題が報道されており、今日は独り暮らしの問題を取り上げてみたいと思っております。特にその中でも気になることがありましたので質問をします。三戸町で独り暮らしで、しかも近親者等がおられない、身寄りのない高齢者の方がおられるのかどうか伺います。

2番目として、そういった独り暮らしの方々の相談の窓口はどこでなされているのか。

そして、3番目ですが、よく新聞、テレビ等で孤独死の報道がありますが、そういった人が亡くなりますと、いわゆる遺産の相続とか、あるいは火葬とか埋葬とかいうケースまで発生してまいります。三戸町でそういったことがあったのかどうかも含めて、町の対応について答えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、高齢者対策について答弁を申し上げます。

現在我が国では、世界でも類を見ない速さで高齢化が進行しており、2025年にはいわゆる団塊の世代が75歳以上の高齢者となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上になると予測されています。

当町においても少子高齢化の進行から高齢化率は年々上昇しており、住民の2.5人に1人が65歳以上となっております。今後もさらなる高齢化の進行が予想されますが、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるまちづくりを目指し、高齢者福祉施策に取り組んでいるところであります。

それでは、ご質問のありました3点について答弁を申し上げます。初めに、1点目の独り暮らしで身寄りのない方についてであります。平成27年の国勢調査によりま

すと、当町における65歳以上の高齢単身者世帯は554世帯であり、全体の14.8%となっております。また、令和元年度に実施した健康とくらしの調査におきましても14.0%となっているところであります。ご質問のありました身寄りのありなしにつきましては、介護申請及び介護相談などを通じ、把握をしているところであります。

次に、2点目の相談窓口についてであります。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るための相談に対応するため、健康推進課内に地域包括支援センターを設置し、相談窓口を設けているところであります。地域包括支援センターでは、専門知識を持った職員が介護サービスや保健福祉サービス、日常生活などの相談に応じ、必要に応じて関係機関につなぐなど、地域の高齢者を支える総合相談窓口としての役割を担っております。つまり、何かあったら、とにかく地域包括支援センターに来ていただくなり、電話をいただくなりということが、全部それを引き受ける場ということになります。このような役割の中で、日常的に交流のある親戚のいない独り暮らしの高齢者からの相談にも応じているところであります。

次に、3点目の死亡したときなどの町の対応についてであります。墓地、埋葬等に関する法律により、死体の埋葬または火葬を行う親族がいないときは、また判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならないという決まりになってございます。身寄りのない独り暮らしの方がお亡くなりになり、身元引受人となる方がいない場合には、警察からの連絡により、町から関係する親族へご連絡を差し上げ、ご遺体の引取りをお願いしているところであります。また、お引き取りいただくご親族がない場合にあっては、この法律に基づき、町が埋葬等を行ってございます。

以上です。

○5番（乗上 健夫君）

よく分かりました。ありがとうございました。

私自身高齢者で、言うのもおこがましいのですが、町長には高齢者により住みよい町をつくっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをします。

また、町長が昨年度町長選で当選した折、テレビのインタビューに答え、日々これ新たという気持ちで挑戦に臨むというふうな答えをしておりました。大変興味深く、熱意を感じました。日々これ新たにつきましては、千葉議員が質問の折、町長から説明をいただいております。

最後になりますが、町長におかれましては、より住みよい三戸町づくりに活躍されますことをご期待を申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 3時49分）

休 憩

（午後 3時51分）

<3番 和田 誠議員>

1. 理解と信頼のある三戸中央病院を

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。
3番、和田誠君。

○3番（和田 誠君）

私の一般質問を行います。答弁をよろしく願いいたします。

私の質問は、理解と信頼のある三戸中央病院についてと三戸高校存続運動についての2つでございます。よろしく願いいたします。

1つ目の三戸中央病院についてでございます。新型コロナウイルスが蔓延して1年経過しました。ワクチン接種も始まろうとしております。当町では、アップルドームでの接種予定と聞いておりますが、三戸中央病院でも行われるものと思われま。三戸中央病院は、住民の皆様が健康に暮らすためにとっても重要で、大きな役割を果たしていることは言うまでもありません。しかしながら、一昨年、テレビ等で存続に関わる報道がございました。町民の皆さんも大変驚きと大きな不安に陥ったと思います。病院では、改革プランを立てたり、新しい検査機器の導入を行ったり、一生懸命頑張っておられるようですが、三戸中央病院の維持、存続について町長の考えをお伺いいたします。報道に関する発言があったのかも含めてお願いいたします。

それから、同じく病院についてですけれども、改革プランの中に2階病棟の活用の計画をされておったように記憶しておりますが、現在稼働している病棟は3階病棟だけのようです。3階病棟だけで十分賄うことができているためなのか、理由があればお伺いいたします。また、今後2階病棟の活用も考えていくことになっているのかお伺いいたします。

そして、3つ目になります。医師、看護師の不足はどの地域でも苦慮しているようでございます。医師、看護師の確保について、具体的な対策を行っていることがありましたらお伺いいたします。

以上、3点のことをよろしく願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、和田誠議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、国による地方の病院の統廃合についての報道についてでございますが、三戸中央病院では内科を中心とした外来診療及び入院受入れのほか、24時間体制での救急患者の受入れや近隣老人施設での訪問診療など、国の定めた医療提供体制とは違いますが、地域に密着した病院運営を進めております。

医師及び看護師不足、また新型コロナウイルス感染症の拡大等、病院経営を取り巻く環境はますます厳しさを増しておりますが、今後とも町民に密着した地域の中核病院としての役割を担い、地域医療の確保に努めてまいります。

県に対しても、また県を通じて国に対しても、国からの統廃合の部分については安易に乗らないようにと、地域の中核病院の役割をしっかりと果たさなければならないということは私のほうからも場面場面で言明をしております。

次に、休床中の2階病棟についてでございますが、現在は新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れるため、特別病床として準備を整えているところであります。

次に、医師の確保についてでございますが、関係方面への働きかけを継続的に実施しており、少しずつではあります、その成果が見えてきておりますので、今後も引き続き継続してまいりたいと考えております。

次に、看護師の確保についてであります。昨年、青森県立中央病院との共同採用試験に参加するとともに、近隣の教育機関への働きかけの強化、紹介会社の活用等を進めております。令和3年4月の採用者数は4名、5月が1名となっております。引き続き人員の確保に向けて取組を継続してまいります。

○3番（和田 誠君）

ただいま力強く、住民の皆さんが本当に安心して暮らせるようなご答弁をいただきました。統合についてもお触れになりましたけれども、住民の皆様のためにこの地域で一生懸命頑張っていくという、本当に力強いお言葉をいただきました。そのように頑張ってくださいと思います。

それから、再質問になりますけれども、これは千葉議員からの質問の中にもございましたが、奨学金で支援をお願いするようなことを行っているということですが、これについてどれぐらいの方々が支援を受けているのか、それから何人分ぐらいの予算を立てて行っているのか教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○病院事務長（馬場 均君）

奨学金に関してのご質問でございますが、今現在病院のほうでは医師向けの奨学金と、あとは看護師とかその他の医療従事者向けの奨学金と2種類ございます。医師奨学金につきましては、これまでに1名が利用いたしております。現在は医師免許を取得しております、他の病院のほうで臨床研修中となっております。

あと、医療要員の奨学金についてでございますが、これまでに5名が利用しております。2名は三戸中央病院で勤務しております、1名は三戸中央病院で勤務した後、他の病院のほうに転職、あと残る2名につきましては学校を卒業した後、他の病院のほうで勤務するという形になっております。

以上でございます。

○3番（和田 誠君）

大変よく分かりました。医師1名の方もおられるということですので、お会いしていただけるような状況になれば非常に助かるのではないかなど、そのように思われます。ぜひとも呼びかけをしながらお手伝いしてもらえそうな、そしてまた有効に使える奨学金であられますようにご期待を申し上げます。

2. 三戸高校存続運動について

○3番（和田 誠君）

それでは、2つ目の質問に入ります。三戸高校の存続に関わることでございますけれども、町長は1期目の選挙の際に、高校生に対する支援を行うという発言を行ったこと、4年以上前でございますけれども、思い出されます。そのことによって、三戸高校に対しての支援並びにこの間行いました存続に対する署名運動等も行ってまいりました。その結果について、経過、それから成果並びに今後の計画等ございましたらお聞かせ願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、和田誠議員の質問にお答えします。

青森県立三戸高等学校の存続を求める署名活動について、まずお答えをします。9月23日に青森県立三戸高等学校と地域の未来を創る会を設立し、9月28日から11月2日までの約1か月間、署名活動を実施いたしました。集まった署名総数は1万1,473筆に上り、町内外の多くの皆様から激励や心温まる応援のメッセージをいただいたところでもあります。三戸高校は、私たちが暮らすこの地域に必要な役割を担っているものと改めて認識を深めているところでございます。

いただいた署名につきましては、11月11日に県庁において、県議会議長宛てに県立高等学校教育改革に係る過疎地域小規模高等学校の存続を求める要望書を提出し、県知事及び県教育長宛てに三戸郡内に青森県立高等学校2校の存続を求める要望書、青森県立三戸高等学校の存続を求める要望書と署名簿を提出してまいりました。

令和5年度から9年度までの県立高校統廃合計画となる青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画につきましては、9月から本年2月にかけて、三八地区の学校教育、PTA、産業界関係者を委員とする地区意見交換会が3回開催されたところであり、県においてはその意見を踏まえ、来年度中に第2期実施計画を策定することとしております。

また、三戸高校では高校魅力化のための学校魅力化委員会を立ち上げたところであり、委員会のメンバーと町職員との間で三戸高校の魅力化推進のための協議を行っております。その結果等を踏まえ、令和3年度当初予算においては、これまで実施してきた資格取得費への助成に加えて、通学費の助成や部活動遠征費への助成を行う予定としております。

今後も三戸高校が生徒に選ばれる魅力ある高校として存続していけるよう支援してまいりたいと考えております。

○3番（和田 誠君）

これからのお話合い、たくさんある予定のようでございます。ぜひとも町民の皆さんの意見が反映されますことを頑張っていたいただきたいと思います。

私もこの学校は、この地域には絶対なくてはならない、町民のための学校だと確信しております。学校、学びやがこの地域にあるということは活性化にも非常に大きな力になると考えますし、子供たちもこの地域のことを誇りに思えるような考えを持っていると思いますので、何とぞ存続できますように頑張っていたいただきたいと思います。

病院についても学校についても、ご希望と言えばそのようになってしまいますけれども、皆さんと一緒に頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたしまして私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後4時08分 散会

第6日目 令和3年3月15日（月）

○議事日程

- 第1 議案第2号 三戸町職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について
- 第2 議案第3号 三戸町立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 第3 議案第4号 三戸町スポーツ文化福祉複合施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案
- 第4 議案第5号 三戸町国民健康保険条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案
- 第5 議案第6号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第6 議案第7号 三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案
- 第7 議案第8号 三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 第8 議案第9号 三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第9 議案第10号 三戸町教職員住宅使用料徴収条例を廃止する条例の制定について
- 第10 議案第11号 町道路線の変更及び廃止について
- 第11 議案第12号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第12 議案第13号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第13 議案第14号 三戸町民プールの指定管理者の指定について
- 第14 議案第15号 令和2年度三戸町一般会計補正予算（第8号）
- 第15 議案第16号 令和2年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第17号 令和2年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第18号 令和2年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第19号 令和2年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第20号 令和2年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第5号）
- 第20 意見書案第1号 「学校給食の無償化」を求める意見書案
- 第21 議案第21号 令和3年度三戸町一般会計予算
- 第22 議案第22号 令和3年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算
- 第23 議案第23号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算
- 第24 議案第24号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計予算
- 第25 議案第25号 令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 第26 議案第26号 令和3年度三戸町介護保険特別会計予算
- 第27 議案第27号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第28 議案第28号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14人）

1番	柳 雫 圭 太 君
2番	小笠原 君 男 君
3番	和 田 誠 君
4番	越 後 貞 男 君
5番	乗 上 健 夫 君
6番	山 田 将 之 君
7番	栗谷川 柳 子 君
8番	藤 原 文 雄 君
9番	番 屋 博 光 君
10番	千 葉 有 子 君
11番	久 慈 聡 君
12番	澤 田 道 憲 君
13番	佐々木 和 志 君
14番	竹 原 義 人 君

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説 明 員	三 戸 町 長	松 尾 和 彦 君
委任説明員	副 町 長	馬 場 浩 治 君
	会計管理者（会計課長）	山 下 猛 君
	税 務 課 長	遠 山 潤 造 君
	三戸中央病院事務長	馬 場 均 君
	農 林 課 長	貝 守 世 光 君
	総 務 課 長	武 士 沢 忠 正 君
	まちづくり推進課長	沼 澤 修 二 君
	健康推進課長	井 畑 淳 一 君
	健康推進課高齢者福祉支援推進監	太 田 明 雄 君
	建 設 課 長	極 檀 浩 君
	住 民 福 祉 課 長	中 村 正 君
	農林課農業施策推進監	齋 藤 優 君
	総務課財政指導監	下 村 太 平 君
	三戸中央病院経営改善推進監	松 崎 達 雄 君
	総務課防災危機管理室長	多 賀 昭 宏 君
	まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北 村 哲 也 君

○農業委員会事務局

説 明 員	会 長	梅 田 晃 君
-------	-----	---------

委任説明員 事務局 長

貝 守 世 光 君

○教育委員会事務局

説明員 教 育 長

友 田 博 文 君

委任説明員 事務局 長

櫻 井 学 君

史跡対策室長

奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

事務局 長

寺 牛 正 幸 君

主 幹

櫻 井 優 子 君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 議案第2号 三戸町職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、議案第2号 三戸町職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第2号 三戸町職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について補足説明申し上げます。

本案は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が令和2年6月1日から施行され、事業主は職場における各ハラスメントの防止のための措置として、指針となる根拠規定や相談体制の整備が義務づけられたところがあります。

これを受け、町ではハラスメントに対する防止、相談体制の整備及び責務の明確化について定めた三戸町職員のハラスメントの防止等に関する条例を新たに制定しようとするものであります。

本条例においては、職場におけるハラスメントを排除するため、町長の責務及び職員の責務を明確化するとともに、相談体制などについて規定し、健全な職場環境を確保し、職員の勤務能率の発揮と公務の円滑な運営を図ることを目的とするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

藤原文雄君。

○8番（藤原 文雄君）

ただいまのハラスメント防止等の条例について質問いたします。

第7条にハラスメント対策委員会を置くという文言がありますが、具体的にこれは何名で構成されるものなのか。また、人員としてどういった方々が委員会に入ることになるのかについて質問いたします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

第7条にハラスメントの対策委員会が規定されております。人員、メンバーということのご質問でございますが、副町長が委員長となりまして、総務課長が委員、その他町の組織の中に衛生委員会という委員会がございます。そちらの委員が基本的には

内部の職員となります。状況に応じて外部の有識者となる方を想定しております。
以上で終わります。

○8番（藤原 文雄君）

基本的には内部の組織ということですが、この条例そのものは、やはりあることによつて職員の皆さんが相談できやすいようにするのが一番というふうに考えますけれども、そういった場合に信頼関係が持たれなければ、せっかく条例をつくっても機能しないということになろうかと思ひます。今の説明によりますと、基本的には内部の人間での委員会ということですが、外部も考えているということなのですが、外部の人間をお願いした場合はどういった方を想定していますでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

外部の方については、具体的にどういうところまでは現在のところ考えておりませんが、まず人権に関わる方であるとか、そういった方を想定しております。
以上です。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。
これより議案第2号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第3号 三戸町立学校設置条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第2、議案第3号 三戸町立学校設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願ひます。
教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

議案第3号 三戸町立学校設置条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、三戸町立杉沢小学校及び三戸町立杉沢中学校、三戸町立三戸小学校及び三戸町立三戸中学校へ統合するため、令和4年4月1日を施行日とし、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

三戸町立杉沢小中学校においては、少子化により年々児童生徒数が減少し、来年度においては、中学校は在籍がないため休校し、小学校4名のみ在籍となっております。

このような中、集団生活を通してのコミュニケーション能力の育成や社会性の育成などの小規模校の課題が大きくなってきたことから、保護者や地域住民との協議の結果、閉校についての合意形成が図られたため、令和3年度末をもって両校を廃止し、令和4年度から三戸町立三戸小学校及び三戸町立三戸中学校へ統合するものであります。統合に当たっては、杉沢小学校の児童4名がスムーズに三戸小学校へ受け入れることができるよう、交流機会の確保などの対策を講じてまいります。

以上、簡単ですが、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号 三戸町スポーツ文化福祉複合施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第3、議案第4号 三戸町スポーツ文化福祉複合施設の設置及び管理運営に関

する条例の一部を改正する条例案を議題とします。
まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

議案第4号 三戸町スポーツ文化福祉複合施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、三戸町スポーツ文化福祉複合施設、通称アップルドーム内にコワーキングスペースを設置するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

別冊の条例改正等資料では、1ページ及び2ページに新旧対照表を登載しております。

改正の1点目でございますが、複合施設の設置目的を達成するため行う事業として、条例第3条に、第5号として町への移住、定住の促進、人材の育成及び新たな事業の創出に関するものを加えるものでございます。

次に、改正の2点目でございますが、コワーキングスペース及び別表で規定しております現行施設の使用料の料金体系が異なりますことから、現行施設については別表第1とし、コワーキングスペースについては別表第2として、新たに使用料を定めるものでございます。額につきましては、共用スペース、個室、ミーティングルームに分けて、1時間につき、1日につき、一月につきという区分を設定し、それぞれ表に記載のとおりとするものでございます。

改正の3点目でございますが、現行の第9条、ただし書で規定の町外の人の使用料につきまして、コワーキングスペース以外の施設利用に対しては引き続き適用することとし、別表第1の備考に規定を移すものでございます。

コワーキングスペースにつきましては、町民のみならず近隣市町村住民も入り混じって活発に利用され、交流が生まれることによる新たな発想や事業の創出などを期待するという観点から、町民か否かにかかわらず同じ料金で利用していただくもので、令和3年4月15日からの供用開始を予定しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

栗谷川君。

○7番（栗谷川 柳子君）

細かいですが、料金表のところなのですが、大学生等の中に浪人中の方も入るのでしょうかというのと、あと中学生以下の方の利用はこの料金表には想定されていないようなのですが、中学生が申し込みされてきたときにはどうされるのかということと、あとは延長料金の設定はあるのでしょうか。

あと、学生である確認のために学生証の提示等はどうおられるのでしょうか、お願いします。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

ただいまの栗谷川議員の4点になろうかと思えます。ご質問にお答えいたします。

まず、1点目の浪人中の方も利用者として含まれるのかというご質問でございます。これは、コワーキングスペースにつきましては高校生以上の利用を想定しておりますので、大学進学あるいは専門学校へ進学するために浪人中である方も含まれるという

ふうに考えております。

また、2点目でございますけれども、中学生が申し込んできた場合というご質問でございました。これにつきましては、コワーキングスペース、今回高校生以上の利用を考えております。この考えといたしましたのは、国内のコワーキングスペースの利用状況を聞き取りいたしまして、やはりコワーキングスペースの設置目的、趣旨に合致した使い方を十分に達成するためには高校生以上であるほうが使い方の問題ですとか、そういった面から十分な趣旨の目的の達成ができるということで高校生以上としたものでございます。

あと、3点目の延長料金につきましては、これにつきましては表に記載のとおりで、最初申込みのときに1時間としていたものを2時間あるいは半日以上にしたいといった場合には、その記載の料金をいただくことによって当然お使いいただけるということになるものでございます。

それと、最後の学生証の提示ということでございます。基本的にネット、ウェブ上での申込みができるということと、窓口での申込みができるということの2通りの申込みでご利用いただくこととしております。ウェブ上での申込みの際には、そういった学生証の登録というか、そういったことによって該当料金をお支払いいただくということになるかと思えます。窓口につきましては、そういった身分証明書の提示ということでお使いいただくということになるかと思っておりますので、提示は必要であるということになります。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

お尋ねしたかったのは、浪人生はどちら、高校生に入るのか、大学生に入るのか、一般に入るのかをお尋ねしたかったです。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

浪人生については、どこの料金区分を適用するのかというご質問でございます。その点、浪人生であることということで、基本的には一般ではない大学生等の料金を適用したいと考えてございますが、例えば一般的なのに浪人生であるというようなことで申告されてということも可能性としてはあるかもしれませんが、そういった部分については利用のされ方を十分に窓口のほうからもそういった問合せがされるように、担当課のほうに来るように現場と打合せをいたしまして、そういった利用のされ方がないようには配慮してまいりたいと思っておりますが、基本的には大学生等の区分でお使いいただきたいと考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

アップドームのところ、コロナワクチンの関係で体育館が使えないという形になるかと思えます。また、コワーキングスペースもそうなのでしょうけれども、このコワーキングスペースに対しての制限だったりとか、入り口を別にするだったりとか、管理とかを変えるような形のものがあるのでしょうか。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問の冒頭部分のところ、コロナワクチンの関係でということのお話

でよろしかったでしょうか。ワクチン接種の会場として利用されるということで、コワーキングスペースも4月から設置が供用開始されるということで、基本的にはコワーキングスペース利用者に関しては、アップルドームの現状の受付窓口を通過していただくということで予定してございます。

別のコロナワクチンのほうの出入口につきましては、今ちょっとどういった形で考えているのか、担当課のほうと確認してみなければなりませんけれども、コワーキングスペースは現状の受付を通るとのことと、あと申込み等については、コワーキングスペースができたからといって特別な申込み、受付窓口ができるというわけではないということで考えております。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 三戸町国民健康保険条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議案第5号 三戸町国民健康保険条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村 正君）

議案第5号 三戸町国民健康保険条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明を申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の特例に関する規定が削られたことから、当該規定を引用している町の条例2本を一括して改正しようとするものでございます。

改正の主な内容ですが、当該条例の本文中、それぞれの「新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症）」に改めるものです。

施行日は、公布の日からとなります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第5、議案第6号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

健康推進課長。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

議案第6号 三戸町介護保険条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上

げます。

本案は、第8期介護保険事業計画・老人福祉計画について、三戸町介護保険事業計画等推進協議会の答申に基づき、令和3年度から令和5年度における介護保険第1号被保険者の保険料基準月額を現行の「7,620円」から「7,720円」に改正しようとするものであります。

また、介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、住民税課税者に係る保険料段階の判定基準となる基準所得金額について、第7段階と第8段階を区分する基準所得金額を「200万円」から「210万円」に、第8段階と第9段階を区分する基準所得金額を「300万円」から「320万円」に、第9段階と第10段階を区分する基準所得金額を「400万円」から「430万円」に改正しようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

佐々木君。

○13番（佐々木 和志君）

今回介護保険料の値上げ、100円とはいえ値上げするというので、住民に相応の負担を強いるということでは、それはそれ自体重く受け止めるべきだというふうに考えます。

現在三戸郡の町村の中で、今三戸町の保険料が一番高いところにあります。郡内の平均が6,950円で、三戸町が7,620円、そういう状況の中で100円値上げする。ほかの郡内の町村の値上げの状況というのを把握しているか、まずそれを伺いたいと思います。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

第1号被保険者保険料基準月額について、三戸地区のほかの自治体の値上げ状況等を把握しているかというご質問だと思います。これは、2月の時点で聞き取ったものでございまして、まだほかの自治体についても決定というのは正式になされていないと思いますが、およそ減額するところが1町村ありまして、200円から300円減額することで想定しているという自治体がございます。

あとは、据え置くという自治体が3つございまして、400円から1,000円程度値上げになるという自治体も1自治体ございました。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

担当課のほうから今お話しされた資料に関しては、私も前に頂いておりましたけれども、2月4日現在ということであって、最新の情報があるのかなという確認で伺いました。

今言った減額する町村、値上げする町村の結果を踏まえても第8期の介護保険に関しては、三戸町が依然一番高い状況が続くということになるかと思えます。

そこで、当然これは制度上仕方がないことですから、値上げはやむを得ないというところもあります。それに、この数字だけを見て、各町村いろいろ事情も違います。値上げのタイミングもあります。一概には言えませんが、ただ一般の住民から

すれば、そういうことも何もなく、郡内で三戸町が介護保険が一番高いよという情報を、恐らく第8期介護保険計画が各自治体から出された際には新聞等々の報道によって県内の町村のランキングみたいなのが公表される、それを見て町民に三戸町が一番高いというふうな印象を持たれるということは大きなマイナスになるのではないかなという考えから、町村の保険料の状況をどのように分析しているのかというのが1点、今町が行っている介護予防事業について、さらなる充実、拡大等、また新しい事業等を今考えているものはあるか、その2点伺いたいと思います。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

順にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、どのような分析をしているかということですが、本町においての分析状況というお尋ねでよろしいでしょうか。本町においての状況の分析ということでございますと、年代別、65歳以上が介護保険料の第1号被保険者となるわけですが、令和元年度から85歳以上の方の新規における介護認定率というものが高まってきてございます。もちろんこの方についても今まで予防の取組とかされてきたと思いますけれども、やっぱり85歳以上になるとなかなかそれも厳しいという状況で、そういった厳しい状況にありますことから、保険料についても令和3年度以降上昇傾向になるというふうな分析をしております。

もう一点ですが、さらなる介護予防の分野ということで、おっしゃるとおり介護予防の取組というのは非常に大事でありまして、現在取り組んでおりますものについてもしっかりと検証を行った上で、継続する効果があるものは継続していきたいと。

また、今後についてですが、2つ視点があると思っております。まずは、認知症に対する取組というのが非常に大事になるのかなと思っております。令和元年度については、コロナ禍ということもありまして、例えばオレンジカフェとかそういったものが今までのような形で実施はできなかったのですが、これを会場を工夫したり、感染予防に留意しながら、また引き続き令和3年度についてはちょっと形を変えて開催していきたいなど、それを起点に認知症という疾患に対する周知としたものを行っていききたいと思います。

あと問題になるのはフレイル、虚弱高齢者というものがおりますので、こちらは骨折とかをすると介護になる可能性が非常に高うございますので、そちらについても周知を図っていききたいと、こういったこと2点ございます。

以上でございます。

（「休憩」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午前10時32分）

休 憩

（午前10時33分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
健康推進課長。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

それでは、分析ということにお答えをさせていただきたいと思います。

まず、介護保険料の基準月額を算定する上でのご説明をさせていただきたいと思えます。これについては、3年間の保険給付費がどの程度になるだろうという予測値の下に、それを負担していただく被保険者の被保険者数であるとか、そういったものを勘案して決定されるものでございます。これについては、もちろん他の自治体についても同じ計算方法に基づいて計算をしてございます。その上で決定してございます。

市町村においてそれぞれ事情があると思いますので、例えば認定者の状況、認定者がどれくらいおられるのかといったことが多くございます。この辺の分析については、見える化システムという国のシステムがございまして、これは引き続きしていきたいと思いますが、まず特徴的なのは、先ほど申し上げましたように三戸町と被保険者の場合は、85歳までは介護の認定というのを一切受けられないで来た方が多数いらっしゃるのですけれども、最近85歳を超えた年齢で新規に介護が必要になるということで新しく申請される方が多いというのがほかとちょっと違うのかなという分析でございまして、これは、引き続き分析のほうを継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

各町村で事情が違い、本町の状況も分かります。ただ、同じ三戸郡内にあつて規模の大きい町、例えば五戸町で言えば、五戸は現在月額で6,600円、本町は7,620円、保険料に1,000円以上違いがある。それが第8期においては、本町100円の値上げで、五戸は据置き、1,100円以上の差がそこで出るということは、様々事情が違うということは理解しますが、やはり町民とすれば、それはなぜかということになるかと思えます。そういう考えから一番取り組まなければいけないのは、やっぱり介護予防事業であろうと。言っておきますけれども、今本町でやっている事業が不十分だとか、やっていないとかと、そういう趣旨ではなく、そういう事情があれば、もっとそれに見合った事業展開というのも必要ではないか、値上げをするのであれば、それに見合った新しい事業等を提示してしかるべきではないかなという考え方でありませう。

最後ですからあれですけれども、高齢者福祉に関しては、先日の一般質問においても様々やっておられるということは承知しておりますけれども、やはり結果として数字が見えてくる、その数字が先走りしてしまうということに関しては、今取り組んでいる移住、定住の分野でも大きな障害になるというふうにも考えますので、今年度の予算を見ると目立った事業がないように思えますので、年度途中であつてもどんどん新しい事業、今までやっている事業、さっき課長が言ったみたいに検証し、見直ししてやっていただきたいなというふうにも思えます。

1つ、その中で具体的な施策として申し上げたいのが百歳体操、この交流事業で、今は多くの団体が町内会を母体にして行っていますけれども、やっぱりコロナもある、あとは冬の間は寒さ、雪とかで外出しづらいというのであれば、少しでもそういう方々が足を運んでみたいというような、そういう場所の整備。冷暖房もそう、あとは百歳体操だけではなくて、そういう高齢者の方々が楽しめるような備品等の要望を聞いて

て、それを整備するという事も考えていいのではないかなというふうに思いますので、これは例として一例を挙げましたけれども、もっと介護予防に力を入れていっていただきたいということでもあります。

○議長（竹原 義人君）

答弁は。

○13番（佐々木 和志君）

あれば聞きたいことがあります。なければ、いいです。

○議長（竹原 義人君）

百歳体操みたいなことを取り上げてほしいということ。新規の事業。

○13番（佐々木 和志君）

頑張ってくださいということです。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

ただいまのお話に答弁させていただきたいと思います。

まず、その現状を捉えてしっかり対策をしていく、必要なものをしていくというのは、これは非常に大事なことだと思います。また、例示をいただきましたように、例えば百歳体操の場で、私どもからも職員が行って一緒に取り組んでおりますが、参加をしている人たちの声を聞いて、必要なものとか今困っているものについて支援をしていくと。一緒にやっっていこうという姿勢は非常に大事だと思いますので、引き続き継続してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第6、議案第7号 三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

健康推進課長。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

議案第7号 三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正により介護サービスに係る基準の改正が行われたことに伴い、本町においても必要な事項を定めるため、関係条例4件の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容は、町が指定する認知症高齢者グループホームなど、地域密着型サービス事業等に係る感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明、同意等に係る見直し、記録の保存等に係る見直し、運営規程等の掲示に係る見直し、高齢者虐待防止の推進等であります。

以上で補足説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第7、議案第8号 三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（極檀 浩君）

議案第8号 三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、当町が管理する道路等の占用料の額について、道路法施行令別表に準じて改めるため、三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容につきましては、平成30年度に行われた固定資産評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた道路占用料の改正と消費税率が10%に引き上げられたことに伴う改正となっております。

なお、本案改正案につきましては、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号 三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一

部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第8、議案第9号 三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第9号 三戸町消防団の設置及び定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、三戸町消防団の団長及び副団長の定年を現行の65歳から68歳に引き上げようとするもので、近年会社勤めをする団員の増加に伴い、職場を定年退職した後においても消防団のリーダーとして活躍できるよう改正をしようとするものであります。

改正に当たりましては、去る令和3年2月4日、三戸町消防運営審議会において定年引き上げ案をお諮りし、妥当である旨の答申がなされたものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

千葉君。

○10番（千葉 有子君）

人員不足と活躍の期待で改正されたと思いますが、当町の団員数が427名、そのうち362名が団員で、65名が支援員と聞いています。その中で、女性団員は何人いるのか、それからほかの自治体では女性団員の活躍も聞こえてきますが、当町での女性団員の発掘に向けての町の意識はどのようなものか。

以上、2点伺います。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

まず、当町の女性団員につきましては、現在のところ17名となっております。今後女性の方の活躍ということもございませうけれども、現在女性団員につきましては、本団付団員ということで活動をしていただいております。その中で、やはり女性の方の活動も重要視されてきておりますので、女性団員の中から現在部長1名、班長1名ということで階級のほうも上げさせていただいております。順次現在入っている消防団の女性の方々から声をかけていただきまして、女性団員の獲得を今後も図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。
これより議案第9号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 三戸町教職員住宅使用料徴収条例を廃止する条例の制定について

○議長（竹原 義人君）

日程第9、議案第10号 三戸町教職員住宅使用料徴収条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。補足説明願います。
教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

議案第10号 三戸町教職員住宅使用料徴収条例を廃止する条例の制定について補足説明申し上げます。

三戸町教職員住宅使用料徴収条例は、三戸町立杉沢小中学校に勤務する教職員用住宅3棟に関する使用料徴収条例であります。令和3年度末をもって三戸町立杉沢小中学校が閉校することに伴い、教職員住宅としての用途を廃止することとなることから、令和4年4月1日を施行日とし、三戸町教職員住宅使用料徴収条例を廃止しようとするものであります。

以上、簡単ですが、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。
佐々木君。

○13番（佐々木 和志君）

1点だけ。廃止までまだ1年以上あるわけですがけれども、今現時点で廃止後の活用方法を何か考えているか、それをお願いします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

廃止後の活用ということでもありますけれども、今現在廃止後、どのように使用するかといった案というものは出ておりません。今後地域の皆様とも協議しながら、有効活用が図られるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 町道路線の変更及び廃止について

○議長（竹原 義人君）

日程第10、議案第11号 町道路線の変更及び廃止についてを議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（極壇 浩君）

議案第11号 町道路線の変更及び廃止について補足説明申し上げます。

本案は、町道路線の安全な活用と適正な管理の観点から、町道沖中7号線の終点及び道路延長の変更と町道元木平5号線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

町道沖中7号線については、終点の変更により道路延長、現行392.1メートルを104.9メートルにしようとするものであります。町道元木平5号線については、その路線全部を廃止しようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。
これより議案第11号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（竹原 義人君）

日程第11、議案第12号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。補足説明願います。
総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第12号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について補足説明申し上げます。

本案は、青森県市町村総合事務組合から組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の変更並びに規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議の依頼があったことから、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

規約の変更の概要であります。青森県市町村総合事務組合の構成団体である十和田地区環境整備事務組合が令和3年3月31日をもって解散することを受け、規約から同組合を削るものであります。また、農業災害補償法の一部改正により、農業共済組合から市町村に対する当該共済掛金の滞納処分請求権等に係る規定が削られたため、青森県市町村総合事務組合が共同処理する事務から当該事務を削るものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。
これより議案第12号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第13号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長(竹原 義人君)

日程第12、議案第13号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長(武士沢 忠正君)

議案第13号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について補足説明申し上げます。

本案は、青森県市町村職員退職手当組合から、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議の依頼があったことから、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

規約の変更の概要であります。青森県市町村職員退職手当組合の構成団体である十和田地区環境整備事務組合が令和3年3月31日をもって解散することを受け、規約から同組合を削るものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。
これより議案第13号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第14号 三戸町民プールの指定管理者の指定について

○議長（竹原 義人君）

日程第13、議案第14号 三戸町民プールの指定管理者の指定についてを議題とします。補足説明願います。
教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

議案第14号 三戸町民プールの指定管理者の指定について補足説明申し上げます。
三戸町民プールは平成28年度に開設し、児童生徒を中心に多くの皆さんに利用していただいております。今年度の利用者数は3,809名でありました。

指定管理者制度については平成30年6月から導入し、これまで株式会社サンアメニティを受託者として、3年間の管理運営を行ってまいりました。このたび新たな指定期間を迎えるに当たり、公募により指定管理者候補者の募集を行ったところ、同社1団体からの申請がありました。

指定管理者候補者の選定については、本年1月25日開催の三戸町指定管理者選定委員会及び2月17日開催の三戸町教育委員会会議の審議を経て、株式会社サンアメニティを指定管理者候補者として決定し、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、指定管理者として指定しようとするものであります。指定管理料は、令和3年度601万3,000円、令和4年度599万1,000円、令和5年度599万1,000円、令和6年度598万3,000円、令和7年度597万2,000円を見込んでおります。

当該候補者については、全国の多くの施設での指定管理実績を有し、三戸町民プールにおいて、これまで3年間事故もなく、適切な施設管理を行ってきたことから、引き続き安定した施設運営が期待できるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

藤原君。

○8番（藤原 文雄君）

今回管理を委託するに当たっては、サンアメニティということでございますけれども、前は契約の期間が3年間ということで、今回5年間になったという理由が1点。

あと1つは、指名入札ということでしたが、1社のみの申込みだったということもございますけれども、町民の目から見ると、やはり入札となれば、どう考えても2者以上あっての入札が本来であれば説明しやすいのではないかなというところがございますけれども、例えばの話ですけれども、3年前にサンアメニティさんをお願いをして実績もあるというようなことから、もしかしたらその実績があるからこそほかの業者さんが手を挙げられないというようなことになっていないか、その辺のところについて2点伺います。よろしくお願ひします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず、1点目の前は3年間の指定管理期間であったものをなぜ今回5年間にしたかということでもありますけれども、町内の他の施設については、指定管理については5年間ということでやっております。ただ、当初町民プールの指定管理を始めるに当たって、初回、1回目ということもありましたので、最初から5年間という長期の契約をするよりは、一度3年間の様子を見てから、管理のほうが適切に行われているということであれば他の施設と同様の5年間にするということ、前回3年間としたものです。今回については、3年間の管理が適切であったため、他の施設と同様の5年間という期間としたものであります。

それから、2点目の応募のほうは1者のみということであったということでもありますけれども、できれば複数でということになりますけれども、こちらにつきましては公募という形でホームページ等での募集を行ったわけですが、こちらとしましてもやはり複数の団体からの申請が望ましいということで、他市町村の管理実績がある会社のほうにも実はお声がけをしております。お声がけをしましたが、実際資料をサンアメニティのほかにもお持ちした会社もあるのですが、申請はなかったということで、残念ながら1者、サンアメニティのみの審査となってしまったということもございます。こちらは入札というか、入札ではなく、提案内容等を見ながら、内容について適正かどうかを見ながら、価格だけではなく、審査していくということで、委員会で審査の結果、今後も適切な管理が見込まれるということで候補者となったものでございます。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

何人か業務に当たるわけですが、これまでの方を雇用するのかもしれませんが、一人でも多く町民の雇用に積極的に働きかけてもらうことなどはお願いできるものでしょうか、伺います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

町民の雇用ということですが、これまで町民プールにつきましては9名の雇用を行っております。9名の方が順番に勤務しているというような状況ですが、これまでは9名のうち6名が町民と、町内に在住されている方という状況でございました。

今回指定管理の候補者のほうには、候補者となることの条件の一つに、できる限り

町民の雇用をしてくださいということを条件として候補者としているということですので、今後も引き続きできる限り町民を雇用していただくということをお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第15号 令和2年度三戸町一般会計補正予算（第8号）

○議長（竹原 義人君）

日程第14、議案第15号 令和2年度三戸町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第15号 令和2年度三戸町一般会計補正予算（第8号）につきまして補足説明申し上げます。

本案は、令和2年度三戸町一般会計既決予算額79億520万円に歳入歳出それぞれ9,483万3,000円を追加し、予算総額を80億3万3,000円にしようとするものであります。

初めに、繰越明許費についてご説明をいたします。6ページをお願いいたします。地方自治法第213条の規定により、年度内に支出が終わらない見込みのあるものについて、翌年度に繰り越して使用するため、予算に定めるものであります。

2款1項総務管理費では、バスICカード導入負担金114万円を追加しております。バス事業者におけるICカードシステム導入の進捗により繰越しが見込まれるもので

あります。コワーキングスペース整備業務委託料1,281万円の追加は、設計変更による工期の延長により繰越しが見込まれるものであります。

3項戸籍住民台帳費、戸籍情報システム等改修事業638万円は、国のシステム仕様書の提示の遅れなどから繰越しが見込まれるものであります。

3款2項児童福祉費、中央児童館改修工事請負費737万円は、新型コロナウイルス感染症により工事用資材の納入に期間を要しているため、年度内の完成が困難なものであります。

6款1項農業費、三戸町営農集団等経営継続事業費補助金3,375万円は、補助事業者の事業進捗により繰越しが見込まれるものであります。ハザードマップ作成業務委託料121万円は、新型コロナウイルス感染症予防対策により関係者との協議、調整に不測の日数を要しているものであります。

2項林業費、自動車購入費201万8,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響により年度内の納品が困難なため、繰越しが見込まれるものであります。

7款1項商工費、事業者持続化支援金1,200万円は、町内事業者の経営支援のため、前年度より売上げが減少している事業者に対し、支援金を交付するものであります。

8款1項道路河川費では、国の令和2年度補正予算により上目時1号線の道路舗装補修工事請負費2,020万円を追加しております。橋梁長寿命化修繕事業は、葛子平橋、中村橋の橋梁補修設計委託料、大谷地橋橋梁補修工事請負費を追加するものであります。道路改良舗装事業は、関根1号線道路改良工事に係る用地取得等、葉ノ木谷地線道路改良工事に日数を要しているため、繰越しが見込まれるものであります。

11款1項農林水産業施設災害復旧費では、災害復旧工事請負費503万7,000円を追加しております。令和2年7月の大雨により被災した施設の補助災害復旧事業であります。

次に、歳入の主なものについてご説明をいたします。8ページ、9ページをお願いいたします。1款1項2目法人町民税では、決算見込みから150万円減額し、2款1項1目地方揮発油譲与税は400万円減額しております。

10ページ、11ページをお願いいたします。6款1項1目法人事業税交付金は、決算見込みから300万円増額し、7款1項1目地方消費税交付金は1,700万円増額しております。

12、13ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税は1億4,800万1,000円増額しております。

13款1項4目教育使用料は、決算見込みから歴史民俗資料館等の施設使用料を減額しております。

14、15ページをお願いいたします。14款1項1目民生費国庫負担金では648万円を増額しております。2節老人福祉費負担金の低所得者介護保険料軽減負担金の増額が主なものであります。

2項1目総務費国庫補助金では755万1,000円を増額しており、特別定額給付金事務費補助金の減額が主なものであります。

4目土木費国庫補助金では2,589万2,000円を増額しております。防災安全交付金の増額が主なものであり、橋梁補修事業及び町道舗装補修事業に対する補助金であります。

17ページをお願いいたします。15款1項1目民生費県負担金では523万6,000円を増額しており、2節老人福祉費負担金の低所得者介護保険料軽減負担金の増額が主なものであります。

18、19ページをお願いいたします。15款2項1目総務費県補助金では1,250万1,000

円を増額しております。新型コロナウイルス感染症経済対策補助金の増額が主なものであり、新型コロナウイルス感染症防止対策環境整備事業費補助金等について交付決定があったものであります。

20ページ、21ページをお願いいたします。15款3項3目農林水産業費県委託金では、用地補償事務委託金であります中山間地域総合整備事業委託金682万円を減額しております。

16款2項1目不動産売払収入では、町有林整備事業を令和3年度に実施することとしたため、立木売払収入1,139万1,000円を減額しております。

22、23ページをお願いいたします。17款1項1目総務費寄附金では、ふるさと納税寄附金3,400万円を増額し、合計3億9,000万円としております。

2目教育費寄附金では、三戸高校支援のため、寄附のあった教育振興寄附金10万円を増額しております。

18款1項1目繰入金では1億2,520万6,000円を減額しております。減債基金取崩し繰入金1億円の減額が主なものであります。

24、25ページをお願いいたします。20款3項1目雑入では131万2,000円を減額しており、中止となった11ぴきのねこ人形劇公演入場料の減額が主なものであります。

21款1項4目土木費債では、橋梁補修事業及び町道舗装補修事業に充てるため、1,760万円を増額しております。

9目減収補てん債では1,690万円を追加しております。国の補正予算により、新型コロナウイルス感染症の影響により生じる地方消費税交付金、地方譲与税等の減収を補填するため、地方債を発行するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明をいたします。28、29ページをお願いいたします。2款1項2目財産管理費、24節積立金では、ふるさと三戸応援基金積立金1,770万円を増額しております。ふるさと納税収入額からふるさと納税業務に係る経費を除いた額を基金に積み立てるものであります。

7目企画費では266万8,000円を減額しております。12節委託料では、中止となった11ぴきのねこ人形劇公演業務委託料252万8,000円を減額しております。次のページの18節負担金補助及び交付金では、実績見込みによる八戸圏域連携中枢都市圏連携事業負担金696万6,000円、移住定住促進事業費補助金313万6,000円の減額が主なものであります。

31ページをお願いいたします。2款1項11目特別定額給付金給付事業費では754万7,000円を減額しております。町民1人につき10万円を給付する特別定額給付金事業の完了により、特別定額給付金と給付に係る事務費を減額するものであります。

34、35ページをお願いいたします。2款4項2目三戸町長選挙費では、11月22日執行の三戸町長選挙が無投票となったため、報酬等の経費627万5,000円を減額しております。

38、39ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費では357万6,000円を増額しております。基盤安定負担金の増額による国民健康保険特別会計繰出金395万8,000円の増額が主なものであります。

5目老人福祉対策費では797万2,000円を増額しております。低所得者保険料軽減による介護保険特別会計繰出金942万1,000円の増額が主なものであります。

40、41ページをお願いいたします。3款2項1目児童福祉総務費では445万7,000円を減額しております。19節扶助費、子ども医療費は実績見込みにより313万円減額しております。

43ページをお願いいたします。4款1項2目予防事業費では210万円を増額してお

ります。インフルエンザ予防接種者の増加による12節委託料、インフルエンザ予防接種委託料の増額が主なものであります。

44、45ページをお願いいたします。4款1項6目病院費では、不良債務額の圧縮のため、三戸中央病院特別会計繰出金を1億4,000万円増額しております。

2項1目塵芥処理費479万3,000円、2目しによろ処理費356万5,000円の減額は、主に三戸地区環境整備事務組合の入札実績等により町負担金が減額となったものであります。

48、49ページをお願いいたします。6款1項7目県営土地改良事業費では1,035万7,000円を減額しております。中山間地域総合整備事業に係る農道等用地購入費、支障物件補償費等の実績見込みによる減額であります。

2項1目林業総務費では774万9,000円を減額しております。12節委託料、町有林整備事業委託料の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による木材流通の停滞などから、事業実施を令和3年度に見送ったものであります。

50、51ページをお願いいたします。7款1項1目商工業振興費では1,076万8,000円を増額しております。18節負担金補助及び交付金の空き店舗活用事業費補助金は、申請見込みから補助金100万円を増額するものであります。事業者持続化支援金1,200万円の増額は、町内事業者の経営支援のため、前年度より売上額が減少している事業者に対し、支援金を交付するものであります。

52、53ページをお願いいたします。8款1項2目道路維持費では4,482万1,000円を増額しております。国の補正予算により事業が採択となった葛子平橋、中村橋の橋梁補修設計委託料2,462万1,000円、上目時1号線の道路舗装補修工事請負費2,020万円を追加するものであります。

54、55ページをお願いいたします。9款1項1目常備消防費では454万8,000円を減額しております。八戸地域広域市町村圏事務組合における決算見込みによる町負担金の減額であります。

10款1項2目事務局費では1,254万2,000円を減額しております。次のページの18節負担金補助及び交付金では、事業実績見込みにより三戸町大学生等支援金440万円、海外研修派遣事業費補助金320万円の減額が主なものであります。

57ページをお願いいたします。10款2項1目学校管理費では466万1,000円を減額しております。GIGAスクール事業に係る12節情報通信ネットワーク環境施設整備委託料478万9,000円の減額が主なものであります。

59ページをお願いいたします。10款3項2目教育振興費では562万9,000円を減額しております。事業実績見込みによる18節中体連等生徒派遣事業費補助金419万4,000円の減額が主なものであります。

63ページをお願いいたします。11款1項1目農地及び農業用施設災害復旧費では254万円を減額しております。契約実績による14節災害復旧工事請負費234万円の減額が主なものであります。

64ページをお願いいたします。12款1項2目利子償還金では、利率の低下により279万6,000円を減額しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。
これより議案第15号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第16号 令和2年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長（竹原 義人君）

日程第15、議案第16号 令和2年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（極 檀 浩君）

議案第16号 令和2年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明申し上げます。

本案は、既決の歳入歳出予算の総額4,814万円からそれぞれ473万9,000円を減額して、予算総額を4,340万1,000円とするものであります。

歳入についてご説明申し上げます。4ページ、5ページをお開き願います。歳入、2款1項1目繰入金では、一般会計からの繰入金103万9,000円を減額するものであります。

5款1項1目簡易水道費債では、杉沢地区簡易水道整備事業債30万円と簡易水道設備更新事業債340万円を減額するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。歳出、1款1項1目一般管理費、12節委託料では、委託料の確定により水質検査委託料83万1,000円を減額しようとするものであります。

1款2項4目貝守地区給水費、14節工事費では、事業費の確定により貝守地区駒木平増圧ポンプ等更新工事に係る設備更新工事請負費353万1,000円を減額しようとするものであります。

8ページをお開き願います。2款1項1目杉沢地区簡易水道整備費、12節委託料では、事業費の確定により設計委託料37万7,000円を減額しようとするものであります。

以上、三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第17号 令和2年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長（竹原 義人君）

日程第16、議案第17号 令和2年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。補足説明願います。

健康推進課長。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

議案第17号 令和2年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和2年度三戸町後期高齢者医療特別会計既決予算額1億4,541万3,000円から歳入歳出それぞれ356万4,000円を減額し、予算総額を1億4,184万9,000円にしようとするものであります。

初めに、歳入について申し上げます。3ページをお願いいたします。1款1項1目後期高齢者医療保険料では643万1,000円を減額しております。

4ページをお願いいたします。3款1項1目繰入金では、事務費繰入金を209万3,000円、保険料軽減に関わる保険基盤安定繰入金を74万7,000円、それぞれ増額しております。

5ページの5款2項1目雑入では2万7,000円を増額しております。

次に、歳出について申し上げます。6ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費、8節旅費では普通旅費を1万7,000円減額、18節負担金補助及び交付金では広域連合の組織運営に係る広域連合共通経費負担金を18万1,000円減額、後期高齢

者医療保険料負担金を411万3,000円減額、保険基盤安定繰入金を74万7,000円増額しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第18号 令和2年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（竹原 義人君）

日程第17、議案第18号 令和2年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。補足説明願います。

健康推進課長。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

議案第18号 令和2年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和2年度三戸町介護保険特別会計既決予算額17億9,168万6,000円から歳入歳出それぞれ655万1,000円を減額し、予算総額を17億8,513万5,000円にしようとするものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。1款1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、低所得者の保険料軽減強化により1,630万円を減額しております。

5ページの3款2項国庫補助金では、1目調整交付金988万1,000円を、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活）では92万7,000円を、3目地域支援事業交付金（地域支援）では384万5,000円をそれぞれ減額しております。

7目介護保険災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料減免に対する補助金であり、16万4,000円を追加しております。

6ページをお願いいたします。4款1項支払基金交付金では、1目介護給付費交付金474万5,000円を、2目地域支援事業支援交付金126万6,000円をそれぞれ減額しております。

7ページの5款2項県補助金では、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活）57万9,000円を、2目地域支援事業交付金（地域支援）192万3,000円をそれぞれ減額しております。

8ページをお願いいたします。7款1項1目繰入金では、介護保険給付費準備基金取崩し繰入金の追加等により3,275万1,000円を増額しております。

5ページの3款国庫支出金から8ページの7款繰入金につきましては、交付決定通知額及び歳出予算の補正に伴い、各財源の精査を行ったものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。9ページの1款1項1目一般管理費、24節積立金では介護保険給付費準備基金積立金846万4,000円を減額しております。

10ページをお願いいたします。3項1目介護認定費、11節役務費では主治医意見書作成手数料119万円を、12節委託料では訪問調査委託料100万9,000円をそれぞれ減額しております。

11ページの2款1項2目地域密着型介護サービス給付費では2,500万円減額、3目施設介護サービス給付費では4,500万円を増額、5目居宅介護住宅改修費では40万円を減額、6目居宅介護サービス計画給付費では300万円を減額しております。

12ページをお願いいたします。2項1目介護予防サービス給付費では80万円を、5目介護予防サービス計画給付費では20万円をそれぞれ減額しております。

13ページの3項1目高額介護サービス費では500万円を、3目高額医療合算介護サービス費では50万円をそれぞれ減額しております。

14ページをお願いいたします。3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費では350万円を、2目介護予防ケアマネジメント事業費では9万円をそれぞれ減額しております。

15ページの2項1目一般介護予防事業費では、老朽化した生き生き教室送迎車両の廃車に伴う不用額の減額等により68万9,000円を減額しております。

なお、11ページの2款保険給付費から14ページの3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費につきましては、給付実績などから予算の補正をお願いするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第19号 令和2年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第2号)

○議長（竹原 義人君）

日程第18、議案第19号 令和2年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第2号)を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村 正君）

議案第19号 令和2年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
について補足説明申し上げます。

本案は、既決予算額から歳入歳出それぞれ2,457万1,000円を追加し、予算総額を13
億376万8,000円にしようとするものでございます。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。1款
1項1目一般被保険者国民健康保険税は、社会保険からの転入増により世帯数、被保
険者数が当初の見込みを上回ったことから1,300万円を増額しております。

4ページをお願いいたします。3款1項2目災害等臨時特例補助金は、新型コロナ
ウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免に要した費用の6割が補助されるもので
す。12月末現在の減免対象者が見込みより5人ほど少なく、12人となり、減免額が減
少する見込みであることから108万2,000円を減額するものです。

4款1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金は歳出の保険給付費の増額によ
るもので、1,069万1,000円を増額するものです。2節特別交付金、県繰入金630万円
の減額は、医療費適正化や保険事業の取組の状況に応じて交付されるもので、今年度
の交付額が確定したことによるものです。

6ページをお願いいたします。6款1項1目1節の一般会計繰入金金は、国保税の7
割、5割、2割軽減世帯に係る保険基盤安定負担金の交付額確定に伴う増額のほか、
歳出の職員人件費と出産育児一時金の見込額に合わせ、それぞれを減額と増額するも
ののです。

続いて、7ページの歳出についてご説明申し上げます。1款1項1目一般管理費は、
職員人件費の減額のほか、24節積立金は国保税の現年度分と基盤安定負担金が増額と
なる見込みであることから、国保財政調整基金積立金を増額するものでございます。

8ページをお願いいたします。2項1目賦課徴収費、18節の納税貯蓄組合連合会補
助金8万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により連合会の実施す

る研修事業が中止となったものでございます。

10ページをお願いいたします。2款1項療養諸費と11ページの2項高額療養費は、決算見込額から増減額をするものでございます。

12ページをお願いいたします。3項1目出産育児一時金は、当初の支給件数10件から2件増やし、トータルで12件分を見込み、13ページ、4項1目葬祭費は当初の25件から7件減らし18件にし、35万円を減額するものでございます。

14ページをお願いいたします。5款2項1目12節委託料62万3,000円の減額は、人間ドック利用者数が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

3項1目健康づくり費40万1,000円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により食生活改善推進委員養成講座及び県連絡協議会通常総会が中止されたことによるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第20号 令和2年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（竹原 義人君）

日程第19、議案第20号 令和2年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。補足説明願います。

病院事務長。

○病院事務長（馬場 均君）

議案第20号 令和2年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補

正予算（第5号）について補足説明申し上げます。

第2条、収益的収入及び支出では、病院事業収益を1億5,008万8,000円増額補正し、病院事業費用を8,220万7,000円減額補正するものであります。

次のページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出では、収入を934万6,000円、支出を581万1,000円増額補正するものであります。

第4条、企業債では医療器械備品整備事業債の借入限度額を7,740万円から2,670万円に減額補正するものであります。

次のページをお願いいたします。第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を補正するものであります。

第6条、他会計からの補助金は、一般会計等からの繰入額を5億2,976万2,000円から6億7,477万4,000円に増額補正するものであります。繰入金の内訳であります。一般会計の繰入金が6億6,976万2,000円、国民健康保険特別会計の繰入金が501万2,000円となっております。

1ページをお願いいたします。収益的収入、1款2項3目補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための機器整備や発熱患者の受入れ態勢整備に対する国庫補助金等を増額するものであります。

4目負担金交付金は、非常勤医師の宿日直手当及び医師、看護師等の確保に要した費用に対する国の特別調整交付金について、国民健康保険特別会計から繰入れするものであります。

3項1目資金不足を補填するための一般会計からの繰入金であります。

2目その他特別利益は、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療従事者等への国の慰労金であり、交付額の確定に伴い、減額補正するものであります。

収益的支出、1款1項1目給与費は、今年度の支出見込みにより給与などを減額補正するものであります。人件費につきましては、過年度の支出状況及び今年度の採用見込みを基に計上しておりますが、看護師については新規採用が進まず、想定していた人員に達しなかったこと、その他職種については新型コロナウイルス感染症の影響などによる患者数の減少に伴い、時間外手当や特殊勤務手当が減少していることなどにより減額となるものであります。

2目材料費では、今年度の支出見込みにより診療材料費を減額補正するとともに、国庫補助金を活用して院内感染を予防するための器具の購入費を増額補正するものであります。

3目経費は、今年度の支出見込みにより光熱水費などを減額補正するものであります。

2ページをお願いいたします。3項2目固定資産売却損は、既存のCT装置を売却したことによる会計処理であります。今年度CT装置の入替えを行っており、既存CTの台帳価格と売却代金の差額を費用として計上するものであります。

資本的収入、1款1項1目企業債は、医療機器の購入に対して国庫補助金及び県補助金が交付されることとなったことから、不用額を減額補正するものであります。

2項1目他会計負担金は、一般撮影装置等に対する国の特別調整交付金について、国民健康保険特別会計から繰入れするものであります。

4項補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための機器整備に対する国庫補助金及びCT装置整備に対する県補助金を増額補正するものであります。

5項1目固定資産売却代金は、既存CT装置の売却代金であります。

資本的支出、1款1項1目有形固定資産購入費は、国庫補助金を活用して院内のインターネット環境などの整備を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第20 意見書案第1号 「学校給食の無償化」を求める意見書案

○議長（竹原 義人君）

日程第20、意見書案第1号 「学校給食の無償化」を求める意見書案を議題とします。

本案は、議員全員による発議でありますので、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。

これより意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書案の取扱いについては議長に一任願います。

日程第21	議案第21号	令和3年度三戸町一般会計予算
日程第22	議案第22号	令和3年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算
日程第23	議案第23号	令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算
日程第24	議案第24号	令和3年度三戸町下水道事業特別会計予算
日程第25	議案第25号	令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算
日程第26	議案第26号	令和3年度三戸町介護保険特別会計予算
日程第27	議案第27号	令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算
日程第28	議案第28号	令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算

○議長（竹原 義人君）

日程第21、議案第21号 令和3年度三戸町一般会計予算から日程第28、議案第28号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算までを一括議題とします。

日程第29 予算特別委員会設置（令和3年度予算議案8件付託）

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

予算議案8件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号から議案第28号までを議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長を議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議長から指名します。

委員長に久慈聡君、副委員長に千葉有子君を指名します。

予算特別委員会委員長の就任の挨拶をお願いします。

11番、予算特別委員会委員長、久慈聡君。

○予算特別委員長（久慈 聡君）

ただいま予算特別委員会委員長にご推挙いただきました久慈聡でございます。委員各位の格別のご協力、ご指導を仰ぎまして、この重責を全うし、もって議会の負託に応えたいと念願いたしております。委員の皆様のご協力のほどをお願いいたしまして、

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。
令和3年3月15日、予算特別委員会委員長、久慈聡。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

3月16日午前10時から予算特別委員会を開会することとし、本日はこれで散会します。

午後零時00分 散会

第8日目 令和3年3月17日（水）

○議事日程

- 第1 予算特別委員会の審査報告について
（令和3年度全会計予算の審査結果について委員長報告、採決）
議案第21号 令和3年度三戸町一般会計予算
議案第22号 令和3年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算
議案第23号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算
議案第24号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計予算
議案第25号 令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号 令和3年度三戸町介護保険特別会計予算
議案第27号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算
議案第28号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算
- 第2 常任委員会の所管事務調査、請願・陳情審査の結果報告について
・総務文教常任委員会
・民生商工常任委員会
・建設農林常任委員会
- 第3 議員の出張命令を議長に一任することについて
- 第4 常任委員会の閉会中における所管事務調査について
- 第5 諸般の報告
1. 議長の報告
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14人）

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 柳 零 圭 太 君 |
| 2番 | 小笠原 君 男 君 |
| 3番 | 和 田 誠 君 |
| 4番 | 越 後 貞 男 君 |
| 5番 | 乗 上 健 夫 君 |
| 6番 | 山 田 将 之 君 |
| 7番 | 栗谷川 柳 子 君 |
| 8番 | 藤 原 文 雄 君 |
| 9番 | 番 屋 博 光 君 |
| 10番 | 千 葉 有 子 君 |
| 11番 | 久 慈 聡 君 |
| 12番 | 澤 田 道 憲 君 |
| 13番 | 佐々木 和 志 君 |
| 14番 | 竹 原 義 人 君 |
-

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦君
委任説明員	副町長	馬場浩治君
	会計管理者(会計課長)	山下猛君
	税務課長	遠山潤造君
	三戸中央病院事務長	馬場均君
	農林課長	貝守世光君
	総務課長	武士沢忠正君
	まちづくり推進課長	沼澤修二君
	健康推進課長	井畑淳一君
	健康推進課高齢者福祉支援推進監	太田明雄君
	建設課長	極檀浩君
	住民福祉課長	中村正君
	農林課農業施策推進監	齋藤優君
	総務課財政指導監	下村太平君
	三戸中央病院経営改善推進監	松崎達雄君
	総務課防災危機管理室長	多賀昭宏君
	まちづくり推進課やわらかさんの交流室長	北村哲也君

○農業委員会事務局

説明員	会長	梅田晃君
委任説明員	事務局長	貝守世光君

○教育委員会事務局

説明員	教育長	友田博文君
委任説明員	事務局長	櫻井学君
	史跡対策室長	奥山昇吾君

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	寺牛正幸君
主幹	櫻井優子君

午後 2 時 45 分 開議

○議長（竹原 義人君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 1 予算特別委員会の審査報告について

○議長（竹原 義人君）

日程第 1、議案第 21 号から議案第 28 号までの予算議案 8 件を一括議題とします。

本案に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

11 番、予算特別委員会委員長、久慈聡君。

○予算特別委員長（久慈 聡君）

予算特別委員会の審査の結果をご報告いたします。

去る 3 月 15 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 21 号から議案第 28 号までの令和 3 年度三戸町各会計予算議案 8 件につきまして、3 月 16 日と 17 日の本委員会において慎重に審査を行いました。審査の結果、議案第 21 号から議案第 28 号までの 8 件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。令和 3 年 3 月 17 日、予算特別委員会委員長、久慈聡。

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

予算議案 8 件に対する委員長の報告は可決とするものです。予算議案 8 件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 21 号から議案第 28 号までの予算議案 8 件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 常任委員会の所管事務調査、請願・陳情審査の結果報告について

○議長（竹原 義人君）

日程第 2、常任委員会の所管事務調査、請願・陳情審査の結果報告についてを議題とします。

本件について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

6 番、総務文教常任委員会委員長、山田将之君。

○総務文教常任委員長（山田 将之君）

去る 12 月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、2 月 19 日委員会を招集、総務課長並びに税務課長ほか関係職員の出席を求め、町の税

務、財務状況の現状と見通しについて調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

また、12月定例会において継続審査に付された陳情を審査するため、3月10日委員会を招集、審査の結果、陳情第2号 日米地位協定の抜本的見直しを求める陳情については不採択であります。

以上で報告を終わります。令和3年3月17日、総務文教常任委員会委員長、山田将之。

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

陳情に対する委員長の報告は次のとおりです。陳情第2号は不採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり陳情第2号は不採択と決定しました。

次に、民生商工常任委員会委員長の報告を求めます。

8番、民生商工常任委員会委員長、藤原文雄君。

○民生商工常任委員長（藤原 文雄君）

去る12月定例会において本委員会に閉会中の審査に付された所管事務調査のため、2月22日委員会を招集、まちづくり推進課長ほか関係職員の出席を求め、コロナ禍における町内企業の経営状況等について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

また、今定例会において本委員会に付託されました陳情を審査するため、3月10日委員会を招集、審査の結果、陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書については不採択であります。

以上で報告を終わります。令和3年3月17日、民生商工常任委員会委員長、藤原文雄。

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

陳情に対する委員長の報告は次のとおりです。陳情第1号は不採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり陳情第1号は不採択と決定しました。

次に、建設農林常任委員会委員長の報告を求めます。

11番、建設農林常任委員会委員長、久慈聡君。

○建設農林常任委員長（久慈 聡君）

去る12月定例会において継続審査に付された陳情を審査するため、3月10日委員会を招集、審査の結果、陳情第5号 砂利道の舗装に関する陳情書については不採択であります。

以上で報告を終わります。令和3年3月17日、建設農林常任委員会委員長、久慈聡。

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

陳情に対する委員長の報告は次のとおりです。陳情第5号は不採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり陳情第5号は不採択と決定しました。

日程第3 議員の出張命令を議長に一任することについて

○議長（竹原 義人君）

日程第3、議員の出張命令を議長に一任することについてを議題とします。

お諮りします。令和3年度における本議会議員の調査、研修視察、陳情等に対する出張命令は、予算の範囲内において議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。令和3年度における本議会議員の出張命令は、予算の範囲内において議長が行うことに決定しました。

日程第4 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（竹原 義人君）

日程第4、常任委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

日程第5 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第5、諸般の報告を行います。

議長の報告は、会議等に出席しました状況をお手元に配付しておりましたので、ご了承ください。

閉 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本定例会に付された事件は全部終了しました。閉会に当たり、町長からご挨拶があります。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

第494回三戸町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る3月10日に開会いたしましたこのたびの定例会におきましては、各議案につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりに御議決を賜り、本日閉会の運びに至りました。誠にありがとうございます。

会期中、議員の皆様から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分にこれを尊重し、今後の町行政の施策に反映させ、検討を加えながら町政運営に当たっていく所存であります。

また、今議会においては、議会議員の皆様による議会改革の一端を実感させていただきました。町民のための善政競争を目指し、お互いに努力、研さんを続けていければと思う次第であります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の対策に明け暮れた1年でありましたが、コロナ後の未来を見据え、令和3年度をワクチン接種体制の整備と三戸町の新しい時代の幕開けの年とできるよう、さらにまちづくりに邁進してまいる所存であります。

結びに、議員の皆様におかれましては感染症の予防に十分ご配慮いただき、健康に十分留意されますとともに、今後とも町政運営に対する一層のご協力をお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。第494回三戸町議会定例会を閉会します。

午後2時59分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三戸町議会 議 長

署名議員

署名議員
